

目次

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
第1部	総則				
第1章	計画の方針				1-1-1
	第1節	計画の目的			1-1-1
	第2節	防災ビジョン			1-1-2
		1 市計画の基本理念			1-1-2
		2 市計画の基本方針			1-1-3
		3 市計画の防災施策の大綱			1-1-4
	第3節	計画の構成・性格・範囲			1-1-6
		1 計画の構成			1-1-6
		2 市計画の性格			1-1-7
		3 市計画で扱う災害の範囲			1-1-7
	第4節	他の計画との関係			1-1-8
		1 滋賀県地域防災計画との関係			1-1-8
		2 彦根市消防計画との関係			1-1-8
		3 彦根市水防計画との関係			1-1-8
		4 彦根市総合計画との関係			1-1-9
		5 彦根市既存建築物耐震改修促進計画との関係			1-1-9
		6 地区防災計画との関係			1-1-9
	第5節	計画の修正			1-1-10
	第6節	計画の習熟			1-1-11
	第7節	防災関係機関の協力体制			1-1-12
		1 各機関の協力関係			1-1-12
		2 資料交換等			1-1-12
	第8節	用語			1-1-13
第2章	防災関係機関の業務の大綱				1-2-1
	第1節	防災関係機関の実施責任			1-2-1
		1 彦根市			1-2-1
		2 滋賀県			1-2-1
		3 指定地方行政機関			1-2-1
		4 指定公共機関および指定地方公共機関			1-2-1
		5 公共的団体および防災上重要な施設の管理者			1-2-1
		6 地域住民			1-2-1
	第2節	処理すべき事務または業務の大綱			1-2-2
第3章	市の現況と防災対策の推進方向				1-3-1
	第1節	自然的条件			1-3-1
		1 位置・面積			1-3-1
		2 地形・地質			1-3-1
		3 気象			1-3-2
		4 内閣府 平成17年10月19日公表「ゆれやすさマップ」			1-3-3
		5 地質特性			1-3-3
	第2節	社会的条件			1-3-6
		1 人口			1-3-6
		2 土地利用			1-3-6
		3 産業			1-3-6
		4 交通			1-3-6
	第3節	災害履歴			1-3-8
	第4節	被害想定			1-3-9
		1 風水雪害等および地震災害対策の被害想定			1-3-9

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
1	3	4	2 事故災害対策の被害想定		1-3-27
			3 原子力災害対策の被害想定		1-3-27
		第5節	南海トラフ地震防災対策推進計画		1-3-31
		第6節	現況の把握		1-3-34
		1	調査内容（市）		1-3-34
		第7節	災害別の要注意地区		1-3-37
第2部 災害予防					
	第1章	災害に強いモノづくり			2-1-1
		第1節	水害予防対策		2-1-1
		第1	河川対策		2-1-1
		1	河川改修事業の推進	道路河川課、建設管理課、 県土木交通部	2-1-1
		2	水防施設の点検・整備	建設管理課、道路河川課	2-1-2
		3	各ダム管理事務所との連絡体制の強化	危機管理課、道路河川課、 農林水産課	2-1-2
		第2	ため池対策		2-1-2
		1	ため池等整備事業の推進	農林水産課	2-1-2
		2	水防監視体制の強化	農林水産課、ため池管理者	2-1-3
		3	滋賀県ため池データベースの活用	農林水産課	2-1-3
		4	市民への啓発	農林水産課	2-1-3
		第3	農業用河川工作物対策		2-1-3
		1	農業用河川工作物応急対策事業の実施	農林水産課、県農政水産部、 土地改良事業団体、湖東土木事務所	2-1-4
		2	施設の点検および監視体制の強化	農林水産課、土地改良事業 団体、湖東土木事務所	2-1-4
		第4	浸水対策		2-1-4
		1	側溝・水路等の整備	建設管理課、道路河川課、 都市計画課、清掃センター	2-1-4
		2	雨水の流出抑制	道路河川課、建設管理課、 都市計画課、湖東土木事務所	2-1-5
		3	土地利用規制等の検討	道路河川課、建設管理課、 都市計画課	2-1-5
		4	市民への啓発	道路河川課、建設管理課、 危機管理課、清掃センター、 県土木交通部	2-1-5
		5	流域治水政策の取組み	道路河川課、危機管理課、 県流域政策局	2-1-6
		第5	農地関係冠水防除対策		2-1-6
		1	農業用排水路等の整備	農林水産課、土地改良区、 水利組合等	2-1-7
		2	かんがい排水施設の改良促進	農林水産課、県農政水産部	2-1-7
		3	内水排除対策による整備と排水能力の向上	農林水産課、県農政水産部	2-1-7
		第2節	土砂災害予防対策		2-1-8
		第1	土石流対策		2-1-8
		1	砂防事業の推進	道路河川課、県土木交通部	2-1-9
		2	砂防事業の推進要請と危険渓流の周知等	危機管理課、道路河川課、 県土木交通部	2-1-9
		第2	急傾斜地崩壊対策		2-1-9
		1	急傾斜地崩壊防止事業の推進	道路河川課、県土木交通部	2-1-10

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
2	3	6		推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関	
			3 自主救護能力の向上	警防課、健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関	2-3-49
			4 初動医療体制の整備	警防課、通信指令課、健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関	2-3-49
			5 医薬品の確保	健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関	2-3-49
			6 要配慮者に対する救護体制の整備	福祉保健部、彦根市立病院、関係医療機関	2-3-49
			第3 給水体制の整備		2-3-49
			1 給水の整備目標	上下水道総務課、上下水道業務課、上水道工務課	2-3-50
			2 給水用資機材の整備	上下水道総務課、上下水道業務課、上水道工務課	2-3-50
			3 民間との協力体制	上下水道総務課、上下水道業務課、上水道工務課	2-3-50
			4 自助努力の促進	上下水道総務課、上下水道業務課、上水道工務課	2-3-50
			第4 食糧・生活物資供給体制の整備		2-3-51
			1 備蓄品の整備目標	危機管理課、保険年金課、契約監理室、県	2-3-51
			2 備蓄倉庫の整備	危機管理課、保険年金課、契約監理室、県	2-3-52
			3 民間との協定促進	危機管理課、保険年金課、契約監理室、県	2-3-52
			4 自助努力の促進	危機管理課、保険年金課、契約監理室、県	2-3-52
			5 その他食糧・飲料水および生活必需品の確保 に関し配慮する事項	危機管理課、保険年金課、契約監理室、県	2-3-53
			第5 ごみ・し尿処理体制の整備		2-3-54
			1 ごみ処理体制の整備	生活環境課、清掃センター、彦根愛知犬上広域行政組合	2-3-54
			2 し尿処理体制の整備	生活環境課、清掃センター、(一財)彦根市事業公社	2-3-54
			3 ごみ処理施設の整備等	生活環境課、清掃センター、彦根愛知犬上広域行政組合	2-3-54
			4 災害時の相互協力体制	生活環境課、清掃センター、(一財)彦根市事業公社	2-3-55
			5 廃棄物仮置き場等の配置計画	生活環境課	2-3-55
			第6 緊急輸送体制の整備		2-3-55
			1 広域的防災対策とネットワーク化	建設管理課、道路河川課、各担当部課	2-3-55
			2 緊急輸送ネットワークの整備	建設管理課、道路河川課、各担当部課	2-3-56
			3 市の緊急輸送道路の指定	建設管理課、道路河川課、	2-3-56

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ		
2	3	6		各担当部課			
			4 市の輸送補助路線の指定	建設管理課、道路河川課、 各担当部課	2-3-56		
			5 緊急輸送道路の整備	建設管理課、道路河川課、 各担当部課	2-3-56		
			第7 災害用ヘリポートの整備		2-3-57		
			1 災害用ヘリポートの整備	警防課、危機管理課	2-3-57		
			第8 遺体安置所、火葬場等の確保		2-3-57		
			1 遺体安置所の確保	危機管理課	2-3-58		
			2 火葬に関する応援協力体制の確立	生活環境課、彦根愛知犬上 広域行政組合	2-3-58		
			第7節 その他対策		2-3-59		
			第1 文教等関係対策		2-3-59		
			1 学校等における防災体制の確立	教育委員会、子ども未来部	2-3-59		
			2 文教等施設の保全管理	教育委員会、子ども未来部	2-3-59		
			3 児童生徒等の安全確保	教育委員会、子ども未来部	2-3-59		
			4 防災教育	危機管理課、教育委員会、 子ども未来部	2-3-60		
		第2 文化財対策		2-3-60			
		1 施設等の整備	文化財課、予防課	2-3-60			
		2 査察等による指導	文化財課、予防課	2-3-61			
		3 倒壊・破損の防止	文化財課、予防課	2-3-61			
		4 文化財の耐震化等	文化財課、予防課	2-3-61			
		5 文化財周辺の環境整備	文化財課、予防課	2-3-61			
		6 訓練および保護思想の啓発	文化財課、消防本部・署・ 団	2-3-61			
		7 防災関係機関との協力	文化財課、予防課	2-3-62			
		第3 農林水産関係対策		2-3-62			
		1 農業対策	農林水産課、県農政水産部	2-3-62			
		2 林業対策	農林水産課、県琵琶湖環境 部	2-3-63			
		3 水産業対策	農林水産課、県農政水産部、 県琵琶湖環境部	2-3-63			
		第3部 災害応急対策					
		第1章 組織の立上げ					3-1-1
		第1節 風水害等に対応する活動体制					3-1-24
		1 気象予警報等の把握				危機管理班、建設管理班、 道路河川班、警防班	3-1-24
		2 警戒体制の確立				危機管理班、建設管理班、 道路河川班、警防班	3-1-25
		3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖				警戒第2号動員班	3-1-26
		4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖				全ての班	3-1-27
		第2節 地震災害に対応する活動体制					3-1-29
		1 地震情報等の把握				危機管理班	3-1-29
		2 警戒体制の確立				危機管理班、建設管理班、 警防班	3-1-30
3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖				警戒第2号動員班	3-1-30		
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖				全ての班	3-1-31		
第3節 大規模事故災害に対応する活動体制					3-1-34		
1 事故災害等の把握				危機管理班、警防班	3-1-34		

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ	
3	1		2 警戒体制の確立	危機管理班、警防班	3-1-34	
			3 事故災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	警戒第2号動員班	3-1-35	
			4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖	全ての班	3-1-36	
		第4節 原子力災害に対応する活動体制		3-1-37		
		4	1 緊急事態等の把握	危機管理班、警防班	3-1-37	
			2 警戒体制の確立	危機管理班、警防班	3-1-38	
			3 原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	警戒第2号動員班	3-1-38	
			4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖	全ての班	3-1-39	
		第2章 活動体制の調整				3-2-1
		第1節 情報の収集・伝達				3-2-1
		1 通信手段の確保	危機管理班、情報政策班、通信指令班	3-2-1		
		2 被害の調査、報告	関係各班	3-2-2		
		3 情報の整理	各部の情報統括班	3-2-3		
		4 情報の伝達・報告	危機管理班、通信指令班	3-2-4		
		5 広報	広報戦略班、障害福祉班、人権政策班、消防団	3-2-5		
		6 広聴	まちづくり推進班、人事班	3-2-6		
	第2節 緊急輸送体制の整備				3-2-8	
		1 交通規制	交通政策班、建設管理班	3-2-8		
		2 緊急通行車両の手続	公有財産管理班	3-2-9		
		3 緊急輸送体系の整備	建設管理班、道路河川班、農林水産班、危機管理班、社会福祉班、市社会福祉協議会	3-2-9		
		4 緊急輸送手段の確保	危機管理班、公有財産管理班、交通政策班、契約監理班	3-2-9		
		5 緊急輸送の実施	危機管理班、公有財産管理班、生活環境班、清掃センター班、社会福祉班、交通政策班、市社会福祉協議会	3-2-10		
	第3節 災害救助法の適用				3-2-12	
		1 災害救助法の適用	危機管理班、社会福祉班	3-2-12		
		2 彦根市災害対策基金の活用	財政班、出納・監査班	3-2-13		
	第4節 応援要請・受援等				3-2-14	
		1 応援の要請・要求	危機管理班、関係各班	3-2-14		
2 受援体制の確保		危機管理班、関係各班	3-2-17			
3 法律に基づく従事命令、協力命令による活動要員の確保		危機管理班、道路河川班、消防署班	3-2-17			
4 応援部隊の撤収		危機管理班	3-2-17			
5 支援の実施		危機管理班	3-2-18			
第3章 人命の確保				3-3-1		
第1節 避難行動				3-3-1		
	1 避難指示等の発令	危機管理班、広報戦略班	3-3-1			
	2 警戒区域の設定	危機管理班、建設管理班、道路河川班、警防班、消防署班	3-3-3			
	3 指定緊急避難場所等の開設・運営	各部の避難場所関係班	3-3-3			
	4 避難誘導	ライフサービス班、警防班、消防署班	3-3-4			

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
3	3	1	5 避難行動要支援者の避難対策	社会福祉班、高齢福祉推進班、子育て支援班、幼児班、子ども・若者班、障害福祉班、健康推進班	3-3-5
			6 各種施設等の避難対策	社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、子ども・若者班、障害福祉班、幼稚園保育所班、教育総務班、学校教育班、病院事務局班	3-3-6
			7 帰宅困難者対策	危機管理班、人権政策班、地域経済振興班、観光交流班	3-3-7
			第2節 救助救急対策		3-3-9
			1 救助救急活動	消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班	3-3-9
			2 救助資機材の確保	消防総務班	3-3-10
			第3節 消火活動		3-3-11
			1 消防業務に関する情報収集活動	予防班	3-3-11
			2 消火活動	消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班	3-3-11
			3 消防広報	予防班	3-3-11
			4 特殊防衛	消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班	3-3-11
			5 市民による自主的消防活動		3-3-12
			6 消防業務に関する応援要請	消防総務班、警防班	3-3-12
			第4節 水防活動		3-3-14
			1 水防活動	建設管理班、道路河川班、農林水産班、警防班、湖東土木事務所	3-3-14
			2 河川関係障害物の除去	建設管理班、道路河川班、農林水産班、警防班、湖東土木事務所	3-3-14
			第5節 医療救護対策		3-3-15
			1 病院等の被災状況の把握	健康推進班、病院事務局班	3-3-15
			2 医療機関の初動活動	健康推進班、病院事務局班	3-3-15
			3 医療救護体制の整備	健康推進班	3-3-16
			4 救護所の設置	健康推進班	3-3-17
			5 医療救護活動の実施	健康推進班、病院事務局班	3-3-17
			6 移送体制の確保	健康推進班、高齢福祉推進班、病院事務局班	3-3-18
			7 医薬品、衛生材料等の確保、調達	健康推進班、病院事務局班	3-3-19
			第6節 行方不明者の捜索、遺体の収容および火葬等		3-3-20
			1 行方不明者の捜索	生活環境班、消防署班、社会福祉班、まちづくり推進班、消防団	3-3-20
			2 遺体の収容	生活環境班	3-3-20
			3 遺体の火葬	生活環境班	3-3-21
			第7節 二次災害防止活動		3-3-22
			1 道路施設の応急対策	建設管理班、道路河川班、交通政策班	3-3-22
			2 公共施設の危険度判定および応急対策	公有財産管理班、都市計画	3-3-22

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
3	3	7		班、建築班	
			3 一般建築物、宅地等の危険度判定	都市計画班、建築指導班	3-3-23
			4 河川管理施設等の応急対策	建設管理班、道路河川班、湖東土木事務所	3-3-25
			5 農林関係施設の応急対策	農林水産班	3-3-25
			6 土砂災害に関する応急対策	道路河川班	3-3-26
			7 危険物施設の応急対策	消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班	3-3-26
			第8節 事故への対応		3-3-29
			1 事故情報の収集・連絡	危機管理班、消防総務班	3-3-29
			2 事故災害対策	危機管理班、広報戦略班、生活環境班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班、病院事務局班	3-3-29
			第9節 原子力災害への対応		3-3-31
			1 緊急時モニタリング	危機管理班、生活環境班、健康推進班	3-3-31
			2 避難および屋内退避等の防護措置	危機管理班、広報戦略班、ライフサービス班、保険年金班、人権・福祉交流会館班、人権政策班、生活環境班、清掃センター班、障害福祉班、交通政策班	3-3-31
			3 安定ヨウ素剤の服用	危機管理班、広報戦略班、健康推進班、病院事務局班	3-3-32
			4 原子力災害に関する相談対応等	危機管理班、人事班、まちづくり推進班、ライフサービス班、農林水産班、地域経済振興班、観光交流班、上水道工務班	3-3-32
			5 飲食物の摂取制限等	広報戦略班、農林水産班、健康推進班、上下水道総務班、上水道工務班	3-3-33
			6 原子力災害医療	健康推進班、病院事務局班	3-3-33
			7 業務継続に係る措置	全ての班	3-3-33
			第4章 安定した生活の維持		3-4-1
			第1節 ライフラインの応急復旧		3-4-1
			1 水道施設の応急対策	上下水道総務班、上下水道業務班、上水道工務班	3-4-1
			2 公共下水道施設の応急対策	上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班	3-4-2
			3 農業集落排水施設の応急対策	農林水産班	3-4-3
			4 彦根市防災会議ライフライン部会の開催	危機管理班	3-4-4
			5 電力施設の応急対策	危機管理班、関西電力送配電(株)	3-4-5
			6 ガス施設の応急対策	危機管理班、大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部	3-4-5
			7 通信施設の応急対策	危機管理班、西日本電信電話(株)	3-4-6
			8 鉄道施設の応急対策	危機管理班、交通政策班、西日本旅客鉄道(株)、東	3-4-6

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
3	4			海旅客鉄道（株）、近江鉄道（株）	
		第2節	避難生活支援		3-4-7
		1	避難所の開設	教育部、市民環境部、総務部	3-4-7
		2	避難所の運営	教育部、市民環境部、総務部	3-4-7
		3	避難所の閉鎖	教育部、市民環境部、総務部	3-4-9
		第3節	生活救援		3-4-10
		1	給水	上下水道業務班、上下水道総務班、上水道工務班	3-4-10
		2	食糧の調達供給	危機管理班、契約監理班、保険年金班、農林水産班、社会福祉班、市社会福祉協議会	3-4-11
		3	生活必需品の調達供給	契約監理班、危機管理班、社会福祉班、市社会福祉協議会	3-4-12
		4	燃料の調達供給	契約監理班、公有財産管理班、危機管理班、広報戦略班	3-4-13
		第4節	要配慮者支援		3-4-14
		1	避難所における要配慮者支援	高齢福祉推進班、障害福祉班、子育て支援班、幼児班、子ども・若者班、健康推進班、	3-4-14
		2	福祉避難所等の開設	社会福祉班	3-4-14
		3	福祉避難所等の運営	社会福祉班	3-4-15
		4	福祉避難所等の閉鎖	社会福祉班	3-4-15
		5	緊急入所等の実施	高齢福祉推進班、障害福祉班	3-4-15
		第5節	保健衛生および防疫		3-4-17
		1	保健衛生活動	健康推進班、障害福祉班、生活環境班	3-4-17
		2	防疫活動	清掃センター班、健康推進班、高齢福祉推進班	3-4-18
		第6節	環境対策		3-4-20
		1	一般廃棄物処理	生活環境班、清掃センター班	3-4-20
		2	し尿処理	生活環境班	3-4-21
		3	災害廃棄物処理	清掃センター班	3-4-22
		4	被災建築物の解体・撤去	生活環境班、清掃センター班	3-4-23
		5	特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策	生活環境班、清掃センター班	3-4-23
		第5章	生活環境の改善		3-5-1
		第1節	災害ボランティアの受入れ		3-5-1
		1	災害ボランティアセンターの設置	社会福祉班、市社会福祉協議会	3-5-1
		2	災害ボランティアセンターの運営	社会福祉班、市社会福祉協	3-5-2

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
3	5	4	3 災害ボランティアセンターの閉鎖	議会 社会福祉班、市社会福祉協議会	3-5-3
			4 赤十字奉仕団活動	社会福祉班、市社会福祉協議会	3-5-3
			第2節 災害義援金品の募集配分		3-5-4
			1 義援物資の募集・配分	社会福祉班、市社会福祉協議会	3-5-4
			2 義援金の募集・配分	社会福祉班、出納・監查班、市社会福祉協議会	3-5-4
			第3節 住宅対策		3-5-6
			1 住宅関連の障害物除去	住宅班	3-5-6
			2 住宅の応急修理	住宅班	3-5-6
			3 応急仮設住宅の設置	住宅班、建築班	3-5-7
			第4節 文教関係の応急対策		3-5-9
			1 園児・児童・生徒の安全確保	幼稚園保育所班、幼児班、学校教育班	3-5-9
			2 文教施設等の応急対策	幼稚園保育所班、幼児班、教育総務班、生涯学習班、文化振興班、学校教育班、図書館班、彦根城博物館班、スポーツ振興班	3-5-9
			3 応急教育対策	幼稚園保育所班、教育総務班、学校教育班	3-5-9
			4 学校給食の応急措置	学校教育班	3-5-10
			5 教科書等の調達および支給等	学校教育班	3-5-10
			6 文化財の応急対策	文化財班	3-5-11
			第4部 災害復旧・復興		
			第1章 被災者の生活再建支援		4-1-1
			第1節 総合相談窓口の設置		4-1-1
			1 総合相談窓口の設置	まちづくり推進班、社会福祉班	4-1-1
			2 総合相談窓口の運営	まちづくり推進班、社会福祉班	4-1-1
			第2節 り災証明書の発行		4-1-3
			1 災害に係る住家の被害認定調査	税務班	4-1-3
			2 り災証明書の発行	社会福祉班、消防署班	4-1-3
			3 被災者台帳の作成	税務班	4-1-3
			第3節 被災者等への支援		4-1-4
			1 被災者生活再建支援金の支給	社会福祉班	4-1-4
			2 災害弔慰金等の支給	社会福祉班	4-1-4
			3 災害援護資金等の貸与	社会福祉班	4-1-4
			4 住宅の再建支援	住宅班	4-1-4
			5 税金や保険料等の減免・猶予	税務班、債権管理班、保険年金班、上下水道業務班	4-1-5
			6 雇用の安定確保	地域経済振興班	4-1-5
			7 被災園児等の保護	子育て支援班、幼児班、幼稚園保育所班	4-1-5
			8 郵政事業者が行う措置	日本郵便（株）	4-1-5
			第2章 企業等の再建支援		4-2-1

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
4	3	第1節	農林水産業の再建支援		4-2-1
			1 農林漁業者の被災状況の把握	農林水産班、農業委員会班	4-2-1
			2 農林水産業に関する再建資金の融資	農林水産班、農業委員会班	4-2-1
			3 農林水産業の再建に向けた相談・情報提供等の実施	農林水産班、農業委員会班	4-2-1
			4 風評被害対策	農林水産班、観光交流班、農業委員会	4-2-1
		第2節	商工業者の再建支援		4-2-3
			1 商工業者の被災状況の把握	地域経済振興班	4-2-3
			2 商工業者に関する再建資金の融資	地域経済振興班	4-2-3
			3 商工業者の再建に向けた相談・情報提供等の実施	地域経済振興班	4-2-3
			4 風評被害対策	地域経済振興班、観光交流班	4-2-3
		第3章	公共施設の災害復旧		4-3-1
		第1節	復旧事業の財政対策		4-3-1
			1 復旧事業に係る査定計画の策定	各施設を所管する班	4-3-1
			2 激甚災害に係る財政措置	各施設を所管する班	4-3-2
			3 災害復旧資金の確保	財政班、各施設を所管する班	4-3-2
		第2節	公共施設の復旧事業の推進		4-3-4
			1 災害復旧事業計画の策定	各施設を所管する班	4-3-4
			2 災害復旧事業の実施	各施設を所管する班	4-3-4
	4	第4章	災害復興		4-4-1
		第1節	災害復興事業の推進		4-4-1
			1 災害復興本部の設置	企画班	4-4-1
			2 災害復興方針の作成	企画班	4-4-1
			3 災害復興計画の策定	企画班	4-4-1
			4 災害復興事業の実施	企画班	4-4-2
		第2節	原子力災害時の中長期対策		4-4-3
			1 放射性物質による環境汚染への対処	生活環境班	4-4-3
			2 環境放射線モニタリングへの協力	危機管理班	4-4-3
			3 災害地域住民の記録	ライフサービス班	4-4-3
			4 風評被害等の影響の軽減	農林水産班、地域経済振興班、観光交流班	4-4-3
			5 原子力災害に関する相談体制の整備	まちづくり推進班、人事班、健康推進班、地域経済振興班	4-4-3
			6 各種制限措置の解除	危機管理班、広報戦略班、農林水産班、健康推進班、上下水道総務班、上水道工務班	4-4-3

第3章 市の現況と防災対策の推進方向

第1節 自然的条件

1 位置・面積

本市は、滋賀県東北部、近江盆地の東部に位置し、市域は多景島、琵琶湖岸の湖東平野から鈴鹿山地に及んでいる。

(1) 位置関係

方位	隣接市町	経緯度		距離
北	米原市	最北	北緯 35 度 21 分	南北距離 19.14km
南	東近江市	最南	北緯 35 度 11 分	
東	多賀町・甲良町・ 愛荘町	最東	東経 136 度 21 分	東西距離 24.24km
西	(琵琶湖)	最西	東経 136 度 05 分	

(2) 面積・高度

面積	高度
196.87k ㎡ (うち琵琶湖の面積 98.59k ㎡)	最高 684.6m 高低差 601.3m 最低 83.3m

参照

*R3 年版統計書より

2 地形・地質

(1) 山地・丘陵

市域の北東部は、鈴鹿山地の西縁にあたる山地が占めている。山地は、地形的に東側の標高 650 メートル前後の山塊と西側の標高 300 メートル以下の山塊（佐和山を含む。）の 2 つに大別できる。この他に、低地部に彦根山・雨壺山・荒神山など孤立丘と呼ばれる山地がある。

山地は、基盤岩と呼ばれる固結した地層から成る。基盤岩の地質は、砂岩・泥岩・石灰岩など主に堆積岩類であるが、荒神山などには火成岩類も見られる。

一般に丘陵は、粘土・砂・砂礫などの未固結の地層から成り、山地と低地の境界部に分布するが、本市には野田山・笹尾町に一部見られる程度である。

山地は、東西 2 つの山塊に区分されるが、これは間を南北に走る仏生寺断層によるものと考えられ、これを境に東側の山塊が西側の山塊に乗り上げる形態となっている。このため、断層に接する基盤岩は破碎を受けており、急斜面の山腹には崩壊跡地も多い。

(2) 低地・湖沼・河川

琵琶湖に面する本市は、その市域の3分の2以上が低地である。低地部は、鈴鹿山地から琵琶湖に注ぐ河川がもたらした土砂から成り、その形成は現在の河川と密接な関係がある。

低地部は上流から下流へ、扇状地帯・自然堤防（氾濫平野）帯・三角州（湖岸平野）帯に大別される。本市の低地部は、おおむね標高100メートル以上が礫を主体とした扇状地帯、標高90～100メートル付近が粘土・砂礫を主体とした自然堤防（氾濫平野）帯、標高90メートル以下が腐食土・粘土を主体とした三角州（湖岸平野）帯である。

湖岸沿いには、比高2メートル程の砂州も見られるほか、かつては松原湖・野田沼・曾根沼など内湖があったが、現在その大半は干拓事業により農地などになっている。

主な河川としては、愛知川・宇曾川・犬上川・芹川・矢倉川がある。これらの河川は、県内の一般的な河川の特徴と同様に流路延長が短く、やや天井川の傾向にある。

3 気象

本市には、彦根地方気象台（気象庁）があり、観測資料が整備されている。

気象状況の概要は、次のとおりである。

参照

*気象状況の概要・記録等【資料編 P1-1-4 参照】

(1) 気温

平均気温は、年間を通じて隣接府県の都市と大差はなく、穏やかな地域に入る。

(2) 降水量

記録的な降水量としては、明治29年9月の豪雨があげられる。これは停滞前線によるもので、日降水量596.9ミリメートル、月降水量1018.8ミリメートルを記録し、平野部において台風以外による降雨では、全国的にも最大クラスである。

なお、この場合も九州のはるか南の海上に台風があり、それから暖湿流が停滞前線に流入していた。しかし、一般的には、年間の降水量の平年値は1610.0ミリメートルと、全国的には平均的な量である。

また、彦根の月別降水量（平年値）は7月が最も多く、次いで6月、9月となっている。つまり梅雨前線による降雨が台風によるものを上回っており、瀬戸内型気候区の特徴と似ている。

(3) 降雪量

年間降雪量（降雪の深さ）の平年値は、81センチメートルと内陸盆地ながら多い。

(4) 風向・風速

風向は、年間を通じて北西方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が強い。

風速は、北西の風は毎秒3～4メートル程度で、南東の風毎秒1～2メートル程度と比較して2～3倍に達し、内陸部ながら厳冬期には海岸部なみに風は強い。

(5) 雹（ひょう）

彦根の気象特性の中で特筆すべきものとして、大正15年の降雹がある。

大正15年9月14日夕方、比良山地を越えてきた雷雲の通過に伴い、場所によっては直径4～5センチメートルの降雹があり、農作物に大きな被害を与えている。

愛知川以東では荒神山の湖岸および彦根市街北方に干拓地が見られるが、その周辺は埋め残し低湿地帯である。沖積層厚は新幹線沿いで約5メートル、東海道線沿いで約10メートル程度である。

(3) 活断層

活断層とは、最近の地質時代に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことである。

断層が活動すると地形や地層にずれが生じ、これが繰り返されるとずれが累積するため、古い時代に形成された地形や地層ほどずれの量が大きくなる。したがって、最近の地質時代にできた地形や地層に断層によるずれがあり、その地形・地層のうち古いものほどずれの量が大きければ、その断層は活断層であると判断できる。

近い過去に繰り返しずれた活断層は、今後も同じようにずれを繰り返すと考えられ、地震は断層が活動して岩盤がずれるときに生じるものであるため、活断層では将来も地震が繰り返し発生すると推定される。

滋賀県を含む近畿・中部地方は、わが国でも活断層分布密度の最も高い地帯として一般に知られ、県内および本市近辺でもすでにいくつかの活断層が認定されている。

本市近辺の主な活断層としては、鈴鹿西縁断層帯、鈴鹿東縁断層帯、養老・桑名・四日市断層帯、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯、琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯、濃尾断層帯がある。

参照

***本市近辺の主な活断層【資料編 P1-5-15 参照】**

(4) 海溝型地震（南海トラフを震源域とする地震）

四国から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

南海トラフに発生する地震は、主に、四国や紀伊半島が乗っている陸のプレートの下へ太平洋側からフィリピン海プレートが沈み込むことに伴って、これら2つのプレートの境界面が破壊する（ずれる）ことによって発生する。また、時によってはプレート境界面から枝分かれした陸のプレート内の高角の断層も含めて破壊し、海底での上下地殻変動を大きくすることや局地的に強い揺れを生じさせる可能性もある。

海溝型地震は、内陸型地震と比較し被害範囲が非常に広域であることが特徴である。そのため、災害時には他地域からの受援は難しく、県内防災力で対応する状況に陥ることなどが予想される。よって、災害対応について示す地域防災計画等で考慮すべき地震の一つと考えられる。

東日本大震災以降、国（内閣府中央防災会議）が新しい科学的知見に基づく調査によって、分析を行った南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の3連動）の詳細については、資料編（P1-5-18 参照）に整理する。

参照

***海溝型地震（南海トラフを震源域とする地震）【資料編 P1-5-18 参照】**

第2節 社会的条件

1 人口

本市は、近世以降、井伊家の城下町として発展したが、明治になり人口は減少し、同22年に最低を記録した。その後、昭和12年に市制を施行し、近隣8町村との合併を重ねながら、湖東の中心都市として発展している。人口は、同35年以降は増加傾向が続いてきたが、近年、減少に転じつつある。

人口	世帯数	人口密度 (人/k㎡)	1世帯当たり 人口	根拠
113,647	48,212	577.3	2.36	令和2年 国勢調査
110,842	50,881	563.0	2.17	令和6年3月末現在人口

総数 昼間人口	流出口	流入人口	根拠
113,885	21,790	22,028	令和2年 国勢調査

2 土地利用

本市は、全域が都市計画区域に指定され、このうち市街地周辺のほかに、鳥居本・河瀬・亀山・稲枝・新海浜の各地区において、市街化区域が指定されている。

市街化区域の用途地域の指定および地目別土地利用状況は、資料編（P1-2-1 参照）に整理する。

参照

*市土地利用の状況【資料編 P1-2-1 参照】

3 産業

「令和3年経済センサス・活動調査」によると本市の事業所の総数は約4,800箇所、総従業員数は約56,000人である。

事業所の概況は、資料編（P1-2-2 参照）に整理する。

参照

*事業所の概況【資料編 P1-2-2 参照】

4 交通

(1) 公共交通機関

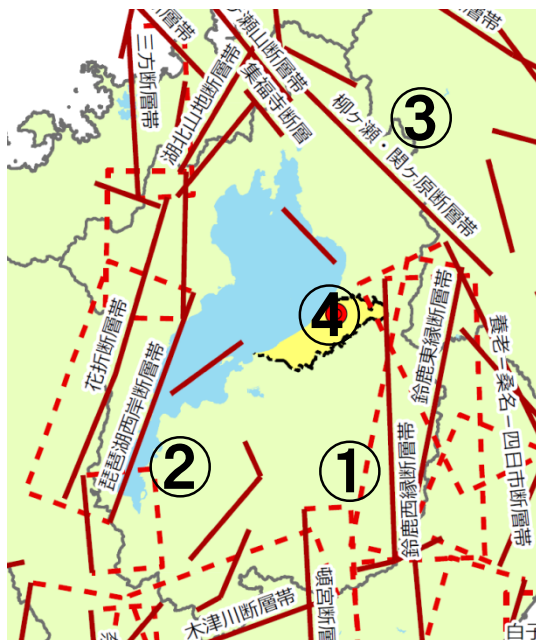
本市の公共交通機関は、鉄道としてはJR琵琶湖線と近江鉄道線があり、バス輸送としては湖国

(2) 地震危険度評価

彦根市に影響のある活断層および南海トラフの地震の震度予測を行い、それを基に建物やライフライン、人的被害の数量を推定した結果は、次のとおりである。

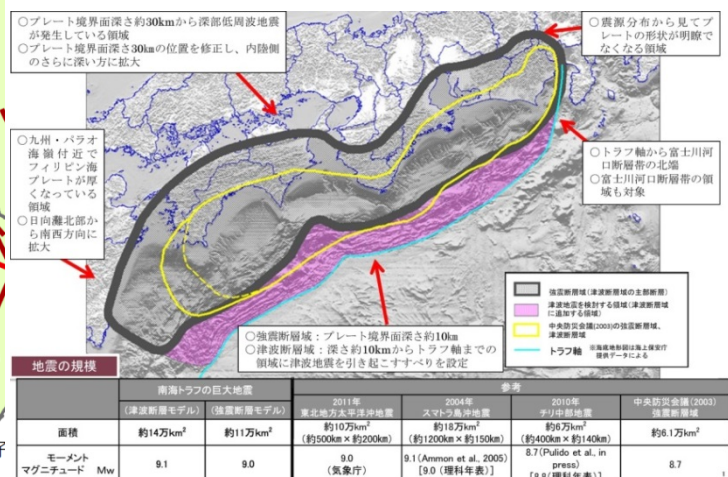
ア 対象地震

地震			マグニチュード	広域震度分布の特徴
内陸型地震	①	鈴鹿西縁断層帯地震 (断層北部から破壊の場合〔滋賀県実施case1〕)	7.6	県内では彦根周辺部が最も大きく、県外では東海方面で大きな震度
	②	琵琶湖西岸断層帯地震 (断層南部から破壊の場合〔滋賀県実施case2〕)	7.8	県内では琵琶湖南部沿岸地域で特に大きく、県外では京都方面で大きな震度
	③	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (断層南部から破壊の場合〔滋賀県実施case2〕)	7.8	県内では北部地域で特に大きく、県外では東海方面で大きな震度
	④	直下型地震 (市役所直下を震源と想定した場合)	6.9	彦根市を中心に大きな震度
海溝型地震	南海トラフ地震 (陸側ケース)		9.0 モーメント マグニチュード	彦根市周辺だけでなく東海地方から九州地方太平洋側にかけて大きな震度



活断層位置

(出典：防災科学技術研究所)



南海トラフ地震想定震源域

(出典：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ)

イ 地震被害想定一覧【最大数】

地震による被害は発生する時間帯や時期によって変化するため、滋賀県地震被害想定調査（H24・25年度）と同様に想定される被害が異なる3種類の特徴的な状況（冬早朝、夏正午、冬夕方）を設定し予測を行った。

			鈴鹿西縁 断層帯地震	琵琶湖西岸 断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯地震	直下型地震	南海トラフ 地震
建物被害 棟数（棟）	揺れ	全壊	6,197	63	682	3,692	108
		半壊	9,078	899	4,303	6,907	1,914
	液状化	全壊	63	12	30	49	66
		半壊	2,346	439	1,123	1,830	2,475
	斜面崩壊	全壊	61	2	8	29	7
		半壊	142	4	18	67	16
	合計	全壊	6,321	77	720	3,770	181
		半壊	11,565	1,342	5,444	8,804	4,405
	焼失棟数 [冬夕方強風時]		1,391	5	10	1,015	10
出火件数 等（件） [冬夕方]	出火件数		29	2	6	19	5
	初期消火件数		9	1	4	7	3
	炎上件数（出火件数－初期消火件数）		20	1	2	12	2
	消防力による消火件数	平均風速	7	4	5	6	6
		強風	5	3	3	4	4
	残炎上件数（炎上件数－消防力による消火件数）	平均風速	13	0	0	6	0
		強風	15	0	0	8	0
ライフライン [発災直後]	停電世帯数（世帯）		44,266 96%	24,728 54%	38,297 83%	42,065 92%	39,013 85%
	断水世帯数（世帯）		41,953 91%	8,963 20%	27,448 60%	36,155 79%	29,490 64%
	下水道被害延長（km）		24.4 4.7%	5.3 1.0%	10.5 2.0%	20.0 3.8%	10.9 2.1%
	固定電話使用不能世帯数（世帯）		5,520 12%	—	9 0.02%	3,453 8%	—
交通	道路施設被害（箇所）		60	40	53	58	52
	鉄道施設被害（箇所）		73	30	51	62	48
人的被害 [冬早朝]	死者（人）		403	4	43	236	7
	負傷者（人）		2,723	176	871	1,857	361
	重傷者（人） （負傷者の内数）		629	7	67	363	11
避難者数 [冬夕方]	避難所 避難者※	1日後	11,753	290	1,776	7,049	984

	(人)	1 週 間後	18, 768	1, 520	6, 630	13, 202	6, 067
		1 ケ 月後	11, 481	333	2, 394	7, 016	2, 032
	全避難者※ (人)	1 日後	19, 589	483	2, 960	11, 749	1, 641
		1 週 間後	37, 536	3, 039	13, 260	26, 404	12, 134
		1 ケ 月後	38, 270	1, 111	7, 979	23, 387	6, 772
帰宅困難者数 [正午] (人)			11, 812				

※避難所避難者：自宅の建物被害や断水により自宅で生活することが困難となり、避難所で生活する避難者
全避難者：避難所避難者および避難所以外の親戚宅や友人宅、屋外、車中等への避難者

ウ 地震被害想定一覧【冬早朝（5時）】

冬早朝の特徴：多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。また、オフィスや繁華街の滞留者屋鉄道・道路利用者が少ない。

			鈴鹿西縁 断層帯地震	琵琶湖西岸 断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯地震	直下型地震	南海トラフ 地震
建物被害 棟数 (棟)	揺れ	全壊	6, 197	63	682	3, 692	108
		半壊	9, 078	899	4, 303	6, 907	1, 914
	液状化	全壊	63	12	30	49	66
		半壊	2, 346	439	1, 123	1, 830	2, 475
	斜面崩壊	全壊	61	2	8	29	7
		半壊	142	4	18	67	16
	合計	全壊	6, 321	77	720	3, 770	181
		半壊	11, 565	1, 342	5, 444	8, 804	4, 405
	焼失棟数 [強風時]		312	0	5	20	0
出火件 数等 (件)	出火件数		10	0	2	6	1
	初期消火件数		3	0	1	2	1
	炎上件数（出火件 数－初期消火件 数）		7	0	1	4	0
	消 防 力 に よ る 消 火 件 数	平 均 風 速	7	4	5	6	6
		強 風	5	3	3	4	4
	残 炎 上 件 数（炎上件 数－消 防 力 による 消火件数）	平 均 風 速	0	0	0	0	0
		強 風	2	0	0	0	0
ライフ ライン [発災 直後]	停電世帯数 （世帯）		44, 266 96%	24, 728 54%	38, 297 83%	42, 065 92%	39, 013 85%
	断水世帯数 （世帯）		41, 953 91%	8, 963 20%	27, 448 60%	36, 155 79%	29, 490 64%
	下水道被害延長 (km)		24. 4 4. 7%	5. 3 1. 0%	10. 5 2. 0%	20. 0 3. 8%	10. 9 2. 1%
	固定電話使用不 能世帯数（世帯）		5, 520 12%	—	9 0. 02%	3, 453 8%	—
交通	道路施設被害 （箇所）		60	40	53	58	52
	鉄道施設被害 （箇所）		73	30	51	62	48
人的被害	死者（人）		403	4	43	236	7
	負傷者（人）		2, 723	176	871	1, 857	361
	重傷者（人） （負傷者の内数）		629	7	67	363	11
避難者数	避難所 避難者※ （人）	1 日後	10, 384	283	1, 769	5, 913	971
		1 週 間後	17, 859	1, 514	6, 625	12, 433	6, 057

		1ヶ月後	10,949	330	2,391	6,557	2,025
	全避難者※ (人)	1日後	17,306	472	2,949	9,855	1,618
		1週間後	35,718	3,029	13,250	24,867	12,114
		1ヶ月後	36,496	1,100	7,969	21,856	6,751
帰宅困難者数 (人)			ほとんどいない				

※避難所避難者：自宅の建物被害や断水により自宅で生活することが困難となり、避難所で生活する避難者

全避難者：避難所避難者および避難所以外の親戚宅や友人宅、屋外、車中等への避難者

エ 地震被害想定一覧【夏正午（12時）】

夏正午の特徴：オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は冬早朝と比較して少ない。

			鈴鹿西縁 断層帯地震	琵琶湖西岸 断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯地震	直下型地震	南海トラフ 地震
建物被害 棟数 (棟)	揺れ	全壊	6,197	63	682	3,692	108
		半壊	9,078	899	4,303	6,907	1,914
	液状化	全壊	63	12	30	49	66
		半壊	2,346	439	1,123	1,830	2,475
	斜面崩壊	全壊	61	2	8	29	7
		半壊	142	4	18	67	16
	合計	全壊	6,321	77	720	3,770	181
		半壊	11,565	1,342	5,444	8,804	4,405
	焼失棟数 [強風時]		408	0	5	139	0
出火件 数等 (件)	出火件数		12	0	2	8	1
	初期消火件数		3	0	1	3	1
	炎上件数（出火件 数－初期消火件 数）		9	0	1	5	0
	消 防 力 に よ る 消 火 件 数	平 均 風 速	7	4	5	6	6
		強 風	5	3	3	4	4
	残 炎 上 件 数（炎上件 数－消 防 力による 消火件数）	平 均 風 速	2	0	0	0	0
		強 風	4	0	0	1	0
ライフ ライン [発災 直後]	停電世帯数 （世帯）		44,266 96%	24,728 54%	38,297 83%	42,065 92%	39,013 85%
	断水世帯数 （世帯）		41,953 91%	8,963 20%	27,448 60%	36,155 79%	29,490 64%
	下水道被害延長 （km）		24.4 4.7%	5.3 1.0%	10.5 2.0%	20.0 3.8%	10.9 2.1%
	固定電話使用不 能世帯数（世帯）		5,520 12%	—	9 0.02%	3,453 8%	—
交通	道路施設被害 （箇所）		60	40	53	58	52
	鉄道施設被害 （箇所）		73	30	51	62	48
人的被害	死者（人）		232	3	25	149	4
	負傷者（人）		2,768	163	689	1,746	311
	重傷者（人） （負傷者の内数）		520	7	60	303	17
避難者数	避難所 避難者※	1 日後	10,523	283	1,768	6,035	971

	(人)	1 週間 後	17, 952	1, 514	6, 624	12, 515	6, 057
		1 ヶ月 後	11, 003	330	2, 390	6, 605	2, 025
	全避難者 ※ (人)	1 日後	17, 539	472	2, 947	10, 058	1, 618
		1 週間 後	35, 903	3, 029	13, 248	25, 031	12, 114
		1 ヶ月 後	36, 678	1, 100	7, 967	22, 018	6, 751
帰宅困難者数 (人)			11, 812				

※避難所避難者：自宅の建物被害や断水により自宅で生活することが困難となり、避難所で生活する避難者

全避難者：避難所避難者および避難所以外の親戚宅や友人宅、屋外、車中等への避難者

オ 地震被害想定一覧【冬夕方（18時）】

冬夕方の特徴：住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、火災による被害が最も多くなる。

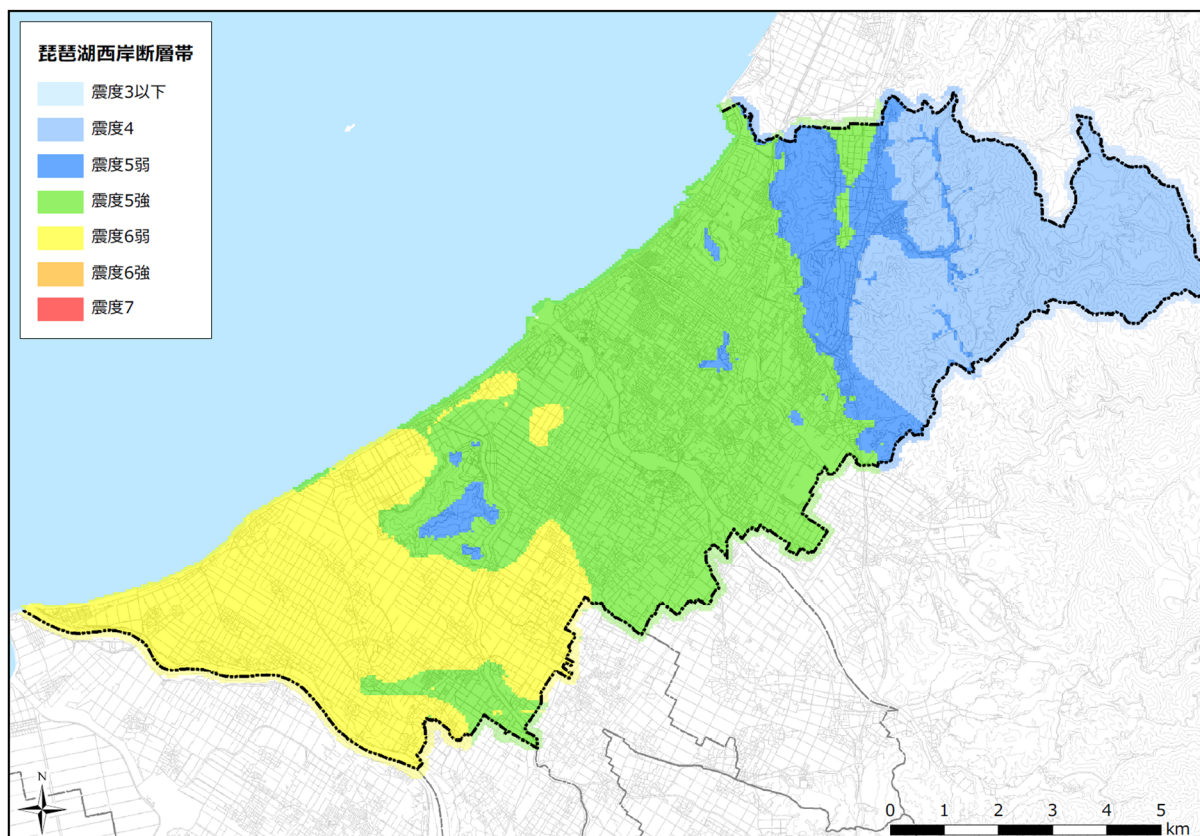
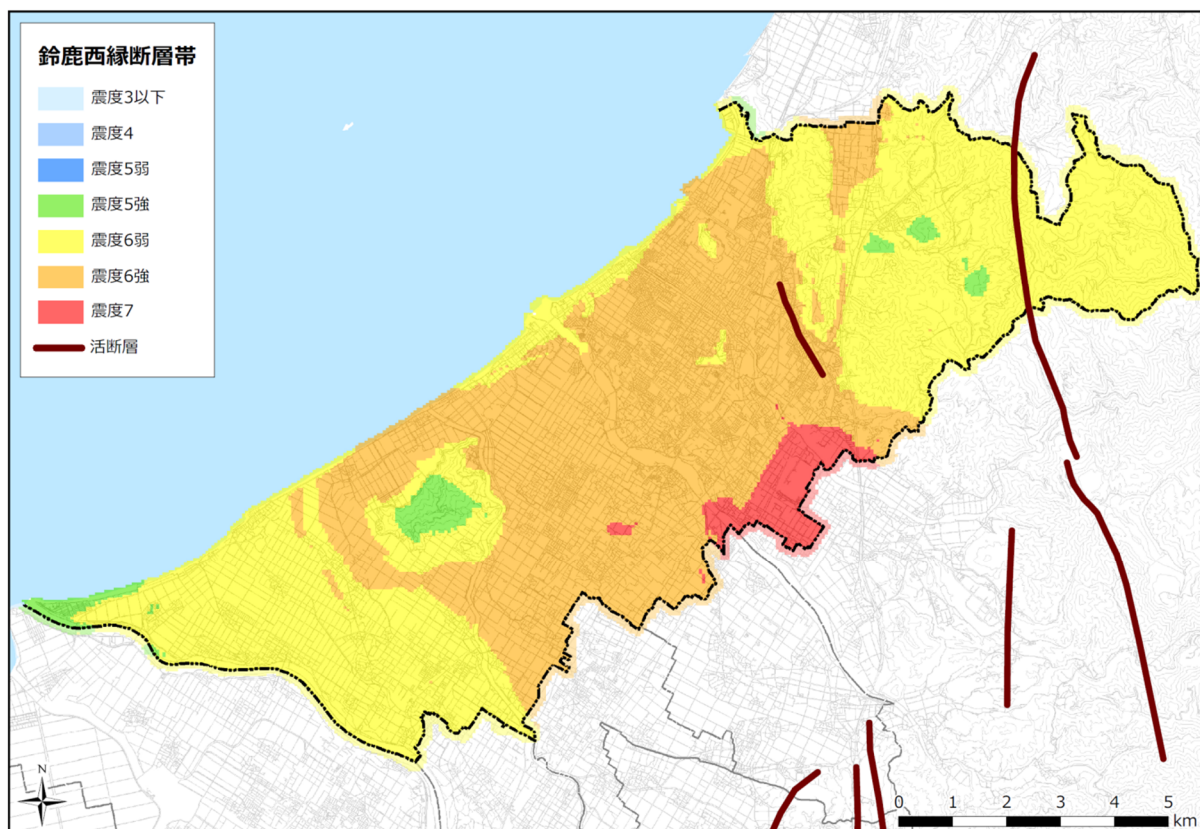
			鈴鹿西縁 断層帯地震	琵琶湖西岸 断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯地震	直下型地震	南海トラフ 地震
建物被害 棟数 (棟)	揺れ	全壊	6, 197	63	682	3, 692	108
		半壊	9, 078	899	4, 303	6, 907	1, 914
	液状化	全壊	63	12	30	49	66
		半壊	2, 346	439	1, 123	1, 830	2, 475
	斜面崩壊	全壊	61	2	8	29	7
		半壊	142	4	18	67	16
	合計	全壊	6, 321	77	720	3, 770	181
		半壊	11, 565	1, 342	5, 444	8, 804	4, 405
焼失棟数 [強風時]		1, 391	5	10	1, 015	10	
出火件 数等 (件)	出火件数		29	2	6	19	5
	初期消火件数		9	1	4	7	3
	炎上件数（出火件 数－初期消火件 数）		20	1	2	12	2
	消 防 力 による 消 火 件 数	平 均 風 速	7	4	5	6	6
		強 風	5	3	3	4	4
	残 炎 上 件 数 （ 炎 上 件 数－ 消 防 力 による 消 火 件 数）	平 均 風 速	13	0	0	6	0
		強 風	15	0	0	8	0
ライフ ライン [発災 直後]	停電世帯数 （世帯）		44, 266 96%	24, 728 54%	38, 297 83%	42, 065 92%	39, 013 85%
	断水世帯数 （世帯）		41, 953 91%	8, 963 20%	27, 448 60%	36, 155 79%	29, 490 64%
	下水道被害延長 （km）		24. 4 4. 7%	5. 3 1. 0%	10. 5 2. 0%	20. 0 3. 8%	10. 9 2. 1%
	固定電話使用不 能世帯数（世帯）		5, 520 12%	—	9 0. 02%	3, 453 8%	—
交通	道路施設被害 （箇所）		60	40	53	58	52
	鉄道施設被害 （箇所）		73	30	51	62	48
人的被害	死者（人）		332	3	33	205	5
	負傷者（人）		2, 188	133	643	1, 456	270
	重傷者（人） （負傷者の内数）		477	5	52	278	10

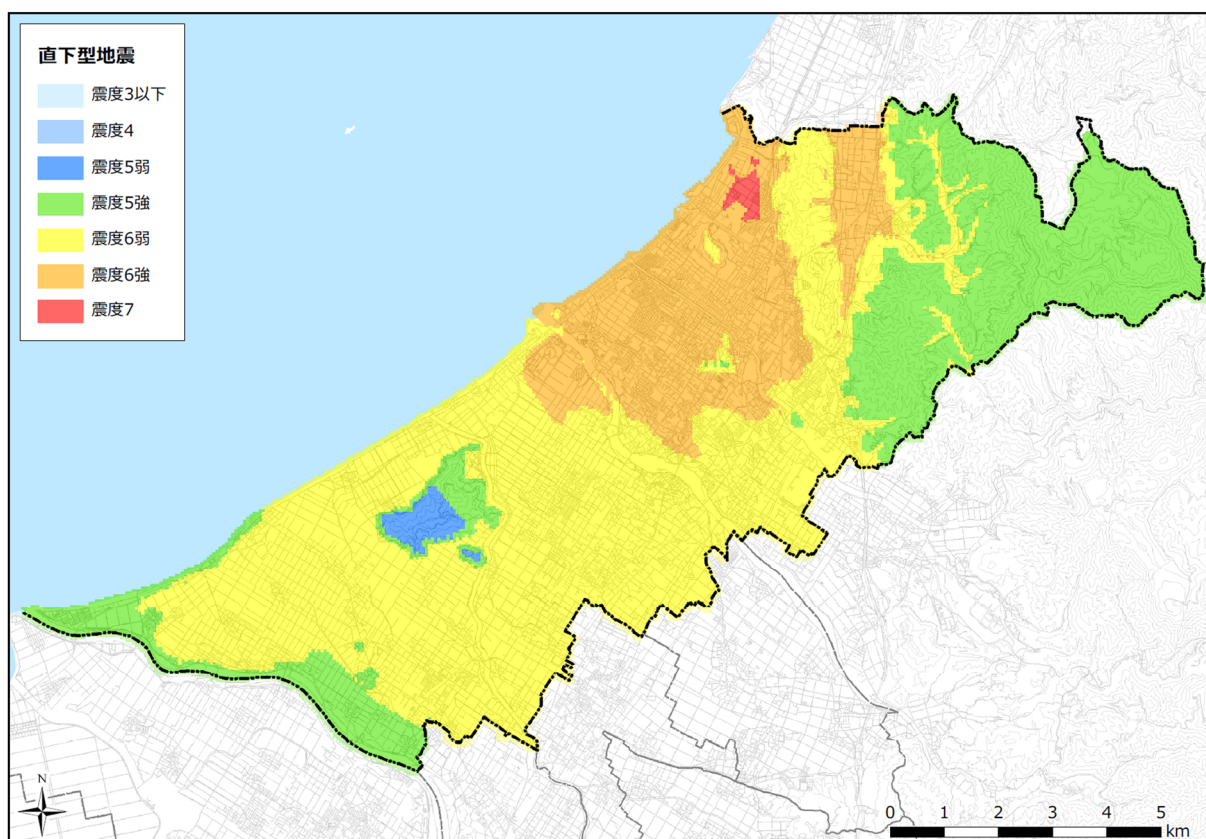
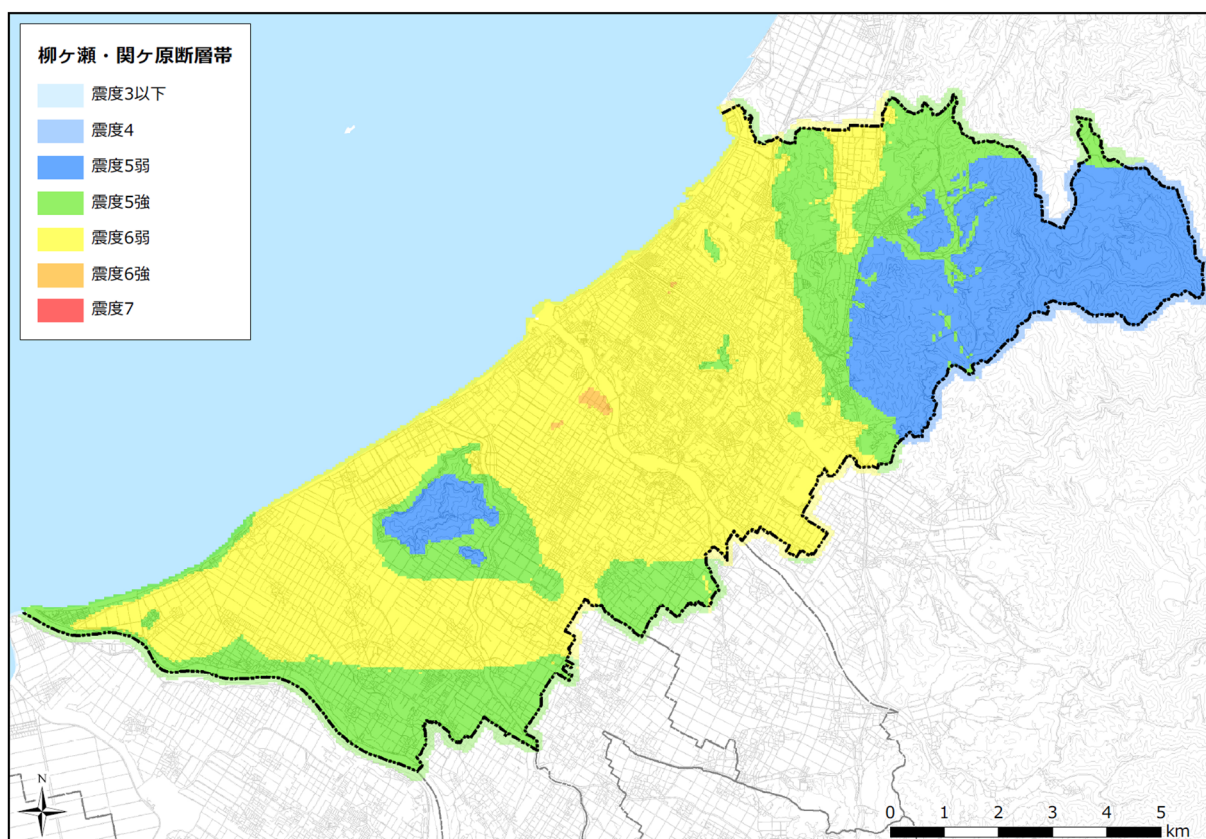
避難者数	避難所 避難者※ (人)	1 日後	11, 753	290	1, 776	7, 049	984
		1 週間 後	18, 768	1, 520	6, 630	13, 202	6, 067
		1 ヶ月 後	11, 481	333	2, 394	7, 016	2, 032
	全避難者 ※ (人)	1 日後	19, 589	483	2, 960	11, 749	1, 641
		1 週間 後	37, 536	3, 039	13, 260	26, 404	12, 134
		1 ヶ月 後	38, 270	1, 111	7, 979	23, 387	6, 772
帰宅困難者数 (人)			5, 648 人				

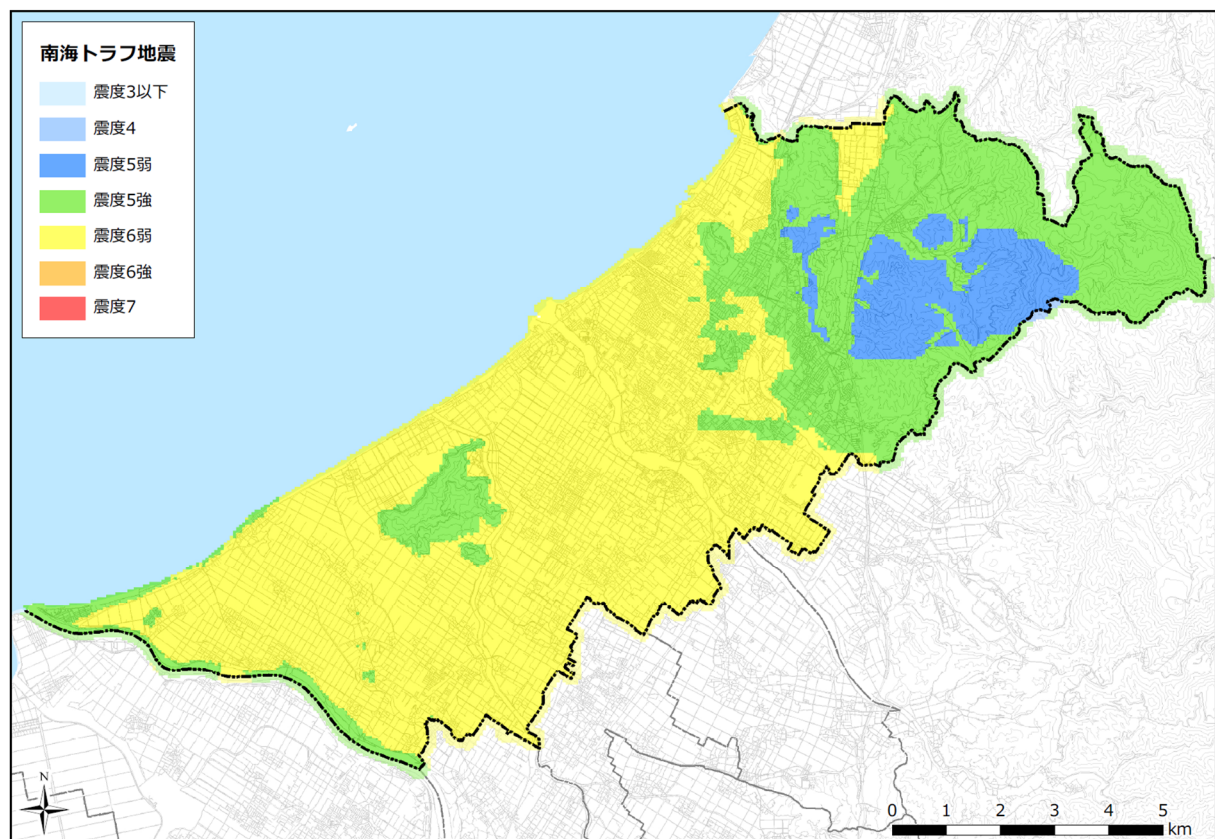
※避難所避難者：自宅の建物被害や断水により自宅で生活することが困難となり、避難所で生活する避難者

全避難者：避難所避難者および避難所以外の親戚宅や友人宅、屋外、車中等への避難者

カ 震度分布図







2 事故災害対策の被害想定

本市は、西部は琵琶湖に接し、南東部には豊かな森林を抱えている。加えて、東海道本線、東海道新幹線、国道8号など重要な路線がある。

したがって、これら自然条件、社会条件を勘案し、この計画が想定する事故災害は次に掲げる事故災害とする。

なお、予想される事故災害の種類は数多く考えられ、また、将来の社会構造の変化に伴い予測し得ない事故が発生することもあると考えられる。この計画は、現在、彦根市において発生することが予想される事故災害として、以下のものを想定とした。

(1) 湖上事故災害

旅客船の衝突等の湖上での大規模な船舶事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(2) 航空機事故災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(3) 鉄道事故災害

旅客列車の衝突、車両火災、トンネルなど鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(4) 道路事故災害

バスの衝突、車両火災等道路施設の被災、トンネルなど道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(5) 危険物等災害

危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(6) 毒物劇物事故災害

毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(7) 大規模な火事災害

高層建築物等における大規模な火災により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(8) 林野火災

広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(9) 放射性物質運搬事故等災害

核燃料物質等の放射性物質運搬中における事故が発生した場合もしくは放射性同位元素取扱事業所等における放射線障害が発生した場合、またはそれらのおそれがある場合。

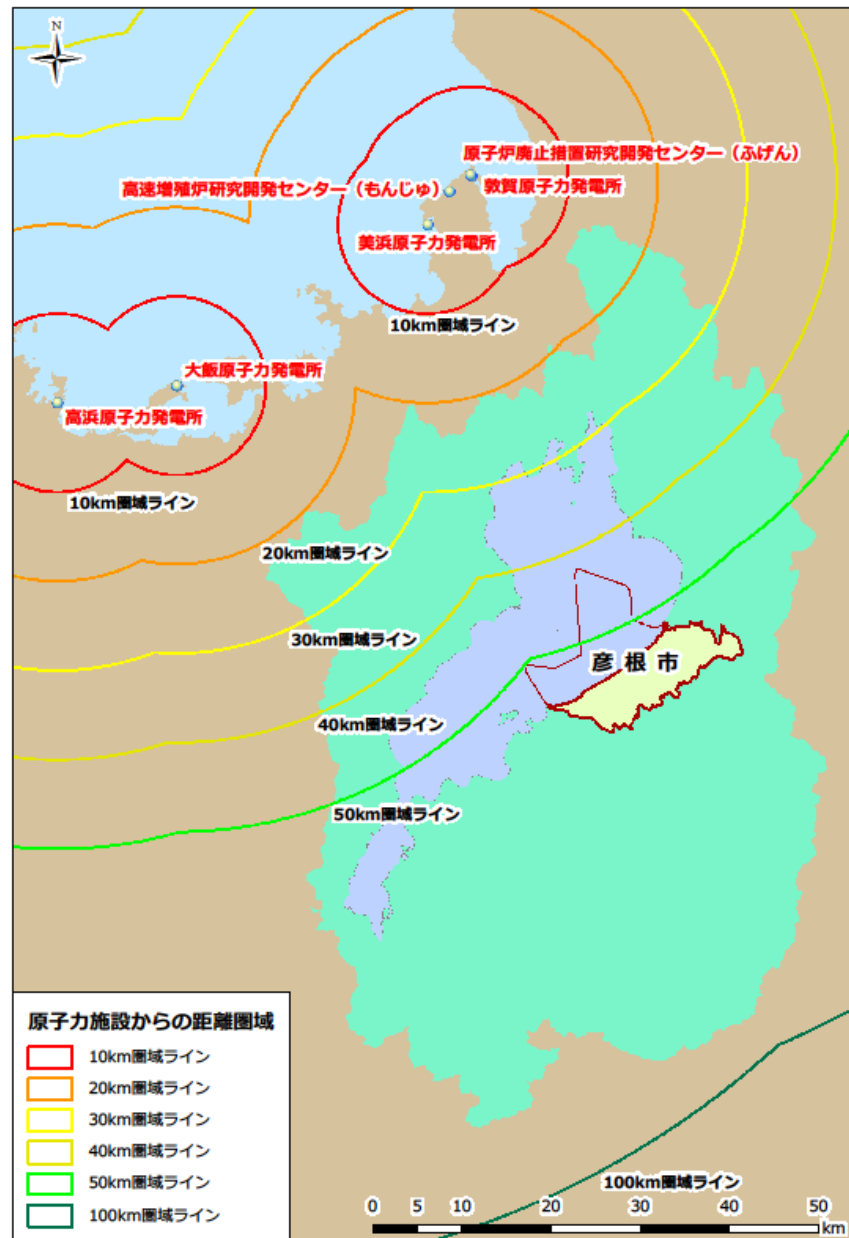
3 原子力災害対策の被害想定

原子力災害対策の実施は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）を基本とし、以下の災害想定に基づくものとする。

(1) 原子力事業者の原子炉の運転等に伴い放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害

県北部と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子力施設が設置されている。

また、彦根市から最も近い関西電力（株）の美浜発電所までの距離は、最短で約50kmの位置関係にある。



本市に関連する原子力事業所設置概要

事業所名	事業者名	所在地	設置 番号	炉型	電気 出力	本格運転 開始年月日
敦賀発電所	日本原子力発電 (株)	敦賀市明 神町 1	1 号炉	沸騰水型軽水炉 (BWR)	35.7 万 kW	S45. 3. 14 H27. 4. 27 運転終了
			2 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	116.0 万 kW	S62. 2. 17
新型転換炉原型 炉ふげん	国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構	敦賀市明 神町 3	—	新型転換炉 (ATR)	16.5 万 kW	S54. 3. 20 H15. 3. 29 運転終了
高速増殖原型炉 もんじゅ	国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構	敦賀市白 木 2	—	高速増殖炉 (FBR)	28.0 万 kW	H30. 3. 28 廃止措置計画認可
美浜発電所	関西電力 (株)	三方郡美 浜町丹生 66 号	1 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	34.0 万 kW	S45. 11. 28 H27. 4. 27 運転終了
			2 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	50.0 万 kW	S47. 7. 25 H27. 4. 27 運転終了
			3 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	82.6 万 kW	S51. 12. 1
大飯発電所	関西電力 (株)	大飯郡お おい町大 島 1	1 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	117.5 万 kW	S54. 3. 27 H30. 3. 1 運転終了
			2 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	117.5 万 kW	S54. 12. 5 H30. 3. 1 運転終了
			3 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	118 万 kW	H3. 12. 18
			4 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	118 万 kW	H5. 2. 2
高浜発電所	関西電力 (株)	大飯郡高 浜町田ノ 浦 1	1 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	82.6 万 kW	S49. 11. 14
			2 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	82.6 万 kW	S50. 11. 14
			3 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	87.0 万 kW	S60. 1. 17
			4 号炉	加圧水型軽水炉 (PWR)	87.0 万 kW	S60. 6. 5

(注) BWR：沸騰水型軽水炉、PWR：加圧水型軽水炉、ATR：新型転換炉、FBR：高速増殖炉

国の原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action Planning Zone) が定められており、PAZ の範囲の目安については、原子力施設からおおむね半径 5km、UPZ の範囲の目安については、原子力施設からおおむね 30km とされている。

県は、日本原子力発電 (株) 敦賀発電所、関西電力 (株) 美浜発電所、関西電力 (株) 大飯発電所、関西電力 (株) 高浜発電所での東京電力 (株) 福島第一原子力発電所における事故を想定した、放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径 30～50km の範囲で、甲状腺被ばく等価線量は 100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県の多くの地域で甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測され、住民は、自宅等への屋内退避を考慮する必要があると判断されている。

また、県では、原子力発電所の事故による周辺環境への影響が、気象条件や周辺の地形等により異なることから、防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案するとともに、原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の範囲の UPZ の目安の距離 (原子力施設からおおむね 30 km) や滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量と

なった区域を踏まえ、総合的に勘案し、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲（UPZ）は、高島市と長浜市の一部としている。

なお、異常事態発生時の気象状況により、万一上記の UPZ 以外の地域に影響がおよび、または及ぶおそれのある場合は、UPZ で行う災害応急対策に準じて必要な措置を講ずるとしている。

したがって、市は、UPZ の範囲に含まれないものの、県の放射性物質拡散予測シミュレーション結果から気象条件によっては、放射性物質の放出に関する影響が生じることが考えられる。

計画の基礎とするべき原子力災害は、この場合のリスクを考慮する必要があることから、県が想定する原子力発電所事故による放射性物質の放出があり、気象状況により放射性物質の影響が市にまでおよぶことを想定とする。

また、原子力発電所事故による放射性物質の放出は必ずしも単一の形態によらず、発電所からの冷却水の漏えいによる場合や地震、津波災害との複合的に発生することにも十分留意するものとする。

(2) 琵琶湖への影響予測

滋賀県琵琶湖環境科学研究センターでは、原子力発電所の事故により、県にとって過酷な条件で多量の放射性物質が放出された場合を想定し、原子力防災対策の検討に資するため、事故時の対応を検討するため、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、琵琶湖への影響予測を行い、次の影響予測結果を示している。

【地表面への沈着】

- ①福島第一原子力発電所から飯館村にかけての状況に相当する、放射性セシウムの沈着量が 300 万 Bq/m²を超える地域が、高島市等で見られた。
- ②放射性セシウムおよび放射性ヨウ素に限定した結果であるが、沈着した放射性物質による放射線量が、原子力災害対策指針における防護措置基準（O I L2）に照らして、1 週間程度内に一時移転する線量に達した地域が高島市等で見られた。

【琵琶湖水への影響】

琵琶湖表層（水深 0～5m）において、最も影響の大きなケースでは、浄水処理前の原水について、本来は浄水処理後の水道水に係る基準である飲食物の摂取制限基準（防護措置基準 O I L6）を適用すると、放射性セシウムでは北湖で 10 日間程度、摂取制限基準である 200Bq/kg を超える水域が見られた。放射性ヨウ素では北湖で 10 日間程度、南湖では 7 日間程度、摂取制限基準である 300Bq/kg を超える水域が見られた。

なお南湖では、北湖に比べて鉛直方向の拡散等の影響が小さいこと等から、事故後数日にわたって濃度が上昇あるいは低減しにくくなるケースも確認された。

また、さらに、平成 27 年度において、琵琶湖生態系（プランクトン、魚類等）への影響予測を行い、次の影響予測結果を示している。

- ・琵琶湖への影響が特に大きいと考えられる気象条件を用いて、琵琶湖のプランクトンや魚類に蓄積する放射性セシウム濃度の予測を行ったところ、「肉食性魚」を除いては概して 100Bq/kg を超過し始め、およそ 2 年後に最大となり、そのあとは緩やかに低下するとの結果であった。
- ・琵琶湖における予測結果は、東日本地域の一部の湖沼における調査結果と比較して、その濃度レベルや傾向が類似したものとなった。
- ・ただし、今回行った琵琶湖における予測結果は、前提条件や方法等に不確実性を持つため、実際に原子力災害が発生した場合には、モニタリング調査を実施し、実測値をもとに注意深く対応する必要がある。

第5節 南海トラフ地震防災対策推進計画

本市は、南海トラフ法第3条第1項の規定に基づき、推進地域に指定されている。

これは、南海トラフ地震発生の際、本市に震度6弱以上の揺れが予想され、著しい災害が生じるおそれがあることを示しており、市は、被害の発生を防止または軽減することを目的に、市、その他の防災関係機関がとるべき事前措置の基本的事項について定めなければならない。

このため、本計画中に以下の計画を定め、これらの事項について定めた部分を南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）と位置付ける。

- (1) 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に関し関係者との連携協力の確保に関する事項
- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育および広報に関する事項

また、南海トラフ法第5条第4項では、推進計画は中央防災会議の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を基本とする旨規定されていることから、上述の(1)～(4)に加え、基本計画に定められている次の事項に留意し、推進計画を定める。

- (5) 防災体制に関する事項
- (6) 広域防災体制の確立
- (7) 計画的かつ早急な予防対策の推進
- (8) 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

市の推進計画は、上記の点を踏まえ、以下の項目について定めることとし、それぞれ、災害予防および災害応急対策にその具体策を定めた。

- ア 地震防災上整備すべき施設
- イ 住宅、公共施設等の耐震化
- ウ 文化財保護対策
- エ ライフラインの確保
- オ 総合的防災体制の確立
- カ 情報収集・伝達、災害広報体制の整備
- キ 救急物資の確保・供給
- ク 避難対策の充実
- ケ 長期地震動対策の推進
- コ 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止
- サ 地震防災上必要な教育および広報
- シ 防災訓練
- ス 地域防災力の向上

- (9) 推進地域について

平成26年3月、中央防災会議への諮問および関係市町村への意見聴取を経て、南海トラフ法第3条第1項の規定に基づき、以下の基準により、南海トラフ地震により著しい被害が生じるおそれがあるため、防災対策を推進する必要がある地域が、推進地域として指定された。

- ア 震度に関する基準について

震度6弱以上となる地域を基準とする。

- イ 津波に関する基準について

「大津波」（3m以上）が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域
ウ 過去の地震による被害

過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

エ 防災体制の確保等の観点からの指定について

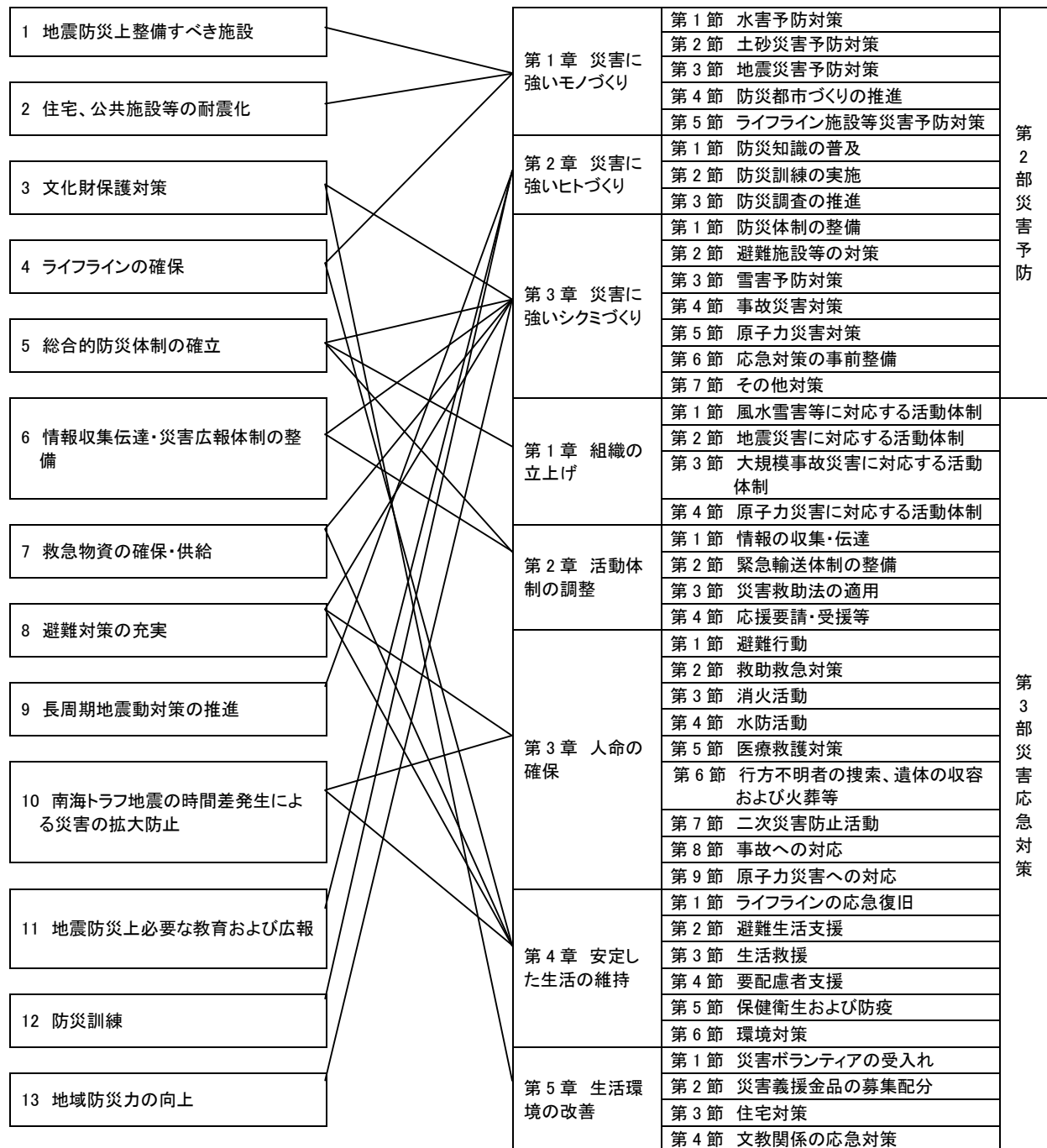
周辺の市町村が連携することによって初めての的確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。

本市では、上記アの震度に関する基準から指定されたもので、滋賀県内は本市のほか、全域が指定されている。

※平成26年3月31日

なお、推進計画該当箇所を次表に示す。

南海トラフ地震防災対策推進計画該当箇所一覧



第6節 現況の把握

災害対策を推進するためには、各種災害の傾向やその発生場所等の現況をあらかじめ把握することが重要である。こうした地域の災害に係る現況を把握するために、平成2年度から平成3年度にかけて風水雪害および地震災害を対象とした「防災アセスメント調査」を実施した。さらに、平成8年度には阪神・淡路大震災を踏まえて防災（地震災害）アセスメントを再調査、平成17年度には鈴鹿西縁断層帯地震を想定した地震被害想定、平成27年度に防災アセスメント調査を実施し、市域で想定される地震災害および風水雪害等の危険性を具体的に検討・把握した。

各調査の概要は、次のとおりである。

1 調査内容（市）

(1) 平成2年度 防災基礎アセスメント調査（風水雪害に係る現況把握）

防災基礎アセスメントとして、次の項目の調査を実施し、地域の現況の把握に努めた。

- ア 災害履歴の把握
- イ 土地利用の変遷
- ウ 地形分類図の作成（縮尺 1/10,000）
- エ 既存資料の活用（土砂災害危険箇所等）
- オ 現地踏査

(2) 平成3年度 防災基礎アセスメント調査（地震災害に係る現況把握）

風水雪害と同様に基礎アセスメントを実施したほか、次の項目のアセスメントを実施し、地域の現況把握に努めた。

- ア 地盤応答計算による地震動の予測
- イ 地震による液状化現象が起きるとされる地区の予測
- ウ 一般火気器具および危険物からみた出火危険度の予測
- エ 予測延焼危険度と予測焼失面積率からみた延焼危険度の予測

(3) 平成8年度 防災（地震災害）アセスメント

地震被害想定（百済寺断層地震を想定）として、次の項目について地震災害の危険性を把握した。

- ア 予測震度
- イ 液状化危険度
- ウ 各種被害量（建物被害、人的被害、出火件数等）

(4) 平成17年度 地震被害想定

地震被害想定（鈴鹿西縁断層帯地震を想定）として、次の項目について地震災害の危険性を把握した。

また、被害想定結果より、地震ハザードマップを作成した。

- ア 予測震度
- イ 各種被害量（建物被害、人的被害、出火件数等）

(5) 平成17年度 愛知川・琵琶湖洪水ハザードマップの作成

水防法の改正に伴い、愛知川、琵琶湖の浸水想定区域および浸水した場合に想定される水深を

表示した図面が公表されたことにより、洪水ハザードマップを作成した。

(6) 平成17年度 琵琶湖西岸断層帯地震、東南海・南海地震の被害想定結果の公表

県は、琵琶湖西岸断層帯地震、東南海・南海地震被害想定結果として、次の項目について公表している。

ア 予測震度

イ 各種被害量（建物被害、人的被害、出火件数等）

なお、本市は、平成15年12月の中央防災会議において、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」から示された基準に基づき、「防災対策を推進する必要がある地域」に指定された。

(7) 平成21年度 宇曽川・犬上川・芹川洪水ハザードマップの作成

県から、宇曽川・犬上川・芹川の浸水想定区域および浸水した場合に想定される水深を示した図面が公表されたことにより、洪水ハザードマップを作成した。

(8) 平成24～25年度 琵琶湖西岸断層帯地震、花折断層帯地震、木津川断層帯地震、鈴鹿西縁

断層帯地震、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震、南海トラフ地震の被害想定結果の公表

県は、南海トラフ地震等の被害想定結果として、次の項目について公表している。

ア 予測震度

イ 各種被害量（建物被害、人的被害、ライフライン支障、避難者等）

なお、本市は、平成26年3月に「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

(9) 平成25年度 彦根市水害ハザードマップ（統合版）・地先の安全度マップの作成

県から、大河川だけでなく中小河川等があふれた場合もシミュレーションした最大浸水深図「地先の安全度マップ」が公表されたことにより、これまで作成した洪水ハザードマップと重ね合わせた「彦根市水害ハザードマップ（統合版）」および滋賀県作成データに基づく「地先の安全度マップ（彦根市版）」を作成した。

(10) 平成27年度 彦根市防災アセスメント調査報告書

市は、彦根市が目指す安全で安心できる生活環境の確保に向けた総合的な防災・危機管理体制の整備・充実を図るため、防災アセスメント調査を実施した。主な内容は、以下のとおりである。

ア 災害履歴調査・災害誘因（風水雪害・地震）

イ 災害素因の整理

ウ 土地利用変遷調査

エ 風水雪害危険度評価（浸水危険度の検討、土砂災害危険度の検討）

オ 地震危険度評価（地震動予測、液状化危険度判定、土砂災害危険度判定、建物被害想定、出火・延焼被害予測、ライフライン被害予測、交通施設被害予測、人的被害予測 等）

カ 災害危険度の総合的把握（災害要因危険地域分布図の作成、総合評価図の作成、災害応急対策必要情報の算定）

キ 避難計画の検討（安全な避難所の検討、避難圏域の分析、避難所の収容可否、避難計画の改善）

(11) 令和3年度 彦根市民防災マニュアル作成

ア 地先の安全度マップの掲載

イ 芹川・犬上川・宇曽川・愛知川・琵琶湖の洪水浸水想定区域図（計画規模・想定最大規模）の掲載

ウ 芹川・犬上川・宇曽川・愛知川・琵琶湖の洪水浸水想定区域図（計画規模・想定最大規模）

と地先の安全度マップを重ね合わせたハザードマップの掲載

- エ 5つの地震を想定した震度分布図の掲載（鈴鹿西縁断層帯地震、琵琶湖西岸断層帯地震、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震、直下型地震、南海トラフ地震）
- オ 家屋倒壊マップ、液状化マップの掲載
- カ 市全域の土砂災害（特別）警戒区域を掲載
- キ 避難場所の一覧図掲載
- ク その他各種災害の解説および防災に役立つ啓発情報の掲載

参照

- *洪水ハザードマップ【資料編 P1-3-18 参照】
- *地震ハザードマップ【資料編 P1-5-11 参照】
- *液状化マップ【資料編 P1-5-12 参照】
- *家屋倒壊マップ【資料編 P1-5-13 参照】
- *土砂災害の要注意地区【資料編 P1-4-7 参照】

第7節 災害別の要注意地区

市で実施したアセスメント調査等、および、国、県より公表された各種調査結果を基に、本市において災害発生の可能性が高いとされる情報を整理し、「要注意地区」として、資料編に図示した。

参照

- *水害の要注意地区【資料編 P1-3-5 参照】
- *洪水ハザードマップ【資料編 P1-3-18 参照】
- *土砂災害の要注意地区【資料編 P1-4-7 参照】
- *土砂災害ハザードマップ【資料編 P1-4-21 参照】
- *地震ハザードマップ【資料編 P1-5-11 参照】
- *液状化マップ【資料編 P1-5-12 参照】
- *家屋倒壊マップ【資料編 P1-5-13 参照】

震災時に予測される火災の延焼を阻止し、最小限の被害にとどめるために、一般建築物の不燃化を推進する。

4 被災建築物応急危険度判定調査等の実施体制の整備

【担当課】危機管理課、建設部、都市政策部、県土木交通部、各関係機関

余震等による被災建築物の倒壊や建築物部分の落下および被災宅地の崩壊等による二次災害を防止し住民の安全を図るため、被災建築物応急危険度判定調査・被災宅地危険度判定調査および、応急危険度判定後に被災建築物の復旧のため建築物被災度区分判定を実施し、建築物等の使用制限などが迅速に実施できる体制を整備する。

参照

- *彦根市防災アセスメント調査報告書 彦根市 平成28年3月【P134～144 参照】
- *被災建築物応急危険度判定必携 全国被災建築物応急危険度判定協議会 平成22年12月
- *被災宅地危険度判定実施本部業務手引き（案） 平成28年9月
- *被災宅地危険度判定業務実施マニュアル 被災宅地危険度判定連絡協議会 平成26年3月
- *被災宅地の調査・危険度判定マニュアル 被災宅地危険度判定連絡協議会 平成26年3月

5 熊本地震の教訓を踏まえた地震対策の推進

【担当課】危機管理課

熊本地震等の教訓から明らかになった新たな課題に、集中的に対応するために県が策定する、（仮称）滋賀県地震防災プランに従い、県や民間団体等との連携強化などに努める。

第4節 防災都市づくりの推進

第1 市街地の整備（都市再開発）

【現状】

本市の市街地は、城下町の名残として老朽木造住宅が密集している。市内の住宅総数に対する木造率（令和6年1月現在）は78パーセントであり、老朽木造率（昭和25年建築基準法制定以前に建築されている木造建築物の比率）は10パーセントである。

特に旧城下町に当たる市街地の城西地区で25パーセント、城東地区で23パーセント（ただし、重要伝統的建造物を除く）と老朽木造率は高い。その他に道路が狭小でかつ住宅が密集し、消防活動が困難で延焼危険が高い街区や集落も多く、こうした地区では建築物の不燃化促進等が望まれる。

市域においては、銀座通りを中心に防火地域を指定している。しかし、銀座通り周辺は防災建築街区として防災事業が推進されたが、事業完成後、相当年数を経過している。

〔法指定区域〕

区	地域等
防火地域	銀座通り周辺（3.9ha）
準防火地域	—
建築基準法第22条指定区域	市街化区域全域

【方針】

江戸期に形成されてきた旧城下町を基盤にする中心市街地などでは、道路などの都市構造が人間的尺度（ヒューマンスケール）の空間で、落ち着いた風情がある一方、密集住宅市街地として防火・防災面での課題があるため、景観に配慮しつつ、区画道路、街区公園などの整備・改善を促進し、地区特性ごとに計画的な市街地の形成に努める。

1 建築物の不燃化

【担当課】都市計画課、建築指導課、県土木交通部

(1) 防火・準防火地域の指定

建築基準法による防火・準防火地域を積極的に指定することにより、都市の不燃化を図る。

ア 防火地域は、商業地域・幹線道路沿いで土地の高度利用を図るべき地域、防災上不燃化を推進すべき地域について指定する。

イ 準防火地域は、防火地域の周辺の商業地域、密集市街地を指定する。

(2) 建築基準法第22条区域指定

防火・準防火地域以外の地域においても、第22条区域の指定を拡大し、建築物の不燃化を図る。

共同住宅、一般住宅等について、次のような防火対策を実施する。

- (1) 建築確認時に関係法令の防火に関する規定を遵守するよう指導する。
- (2) 消防法による消防用設備等または特殊消防用設備等の設置および建築基準法による建築物の内装不燃化、避難対策について指導する。
- (3) 彦根市火災予防条例により、火気取扱場所（炉・ボイラー等）について指導するとともに、住宅用火災警報器の設置推進や、設置後10年を経過した機器本体交換の啓発・指導を図る。

4 建築物積雪関係指導指針の遵守

【担当課】建築指導課、各施設管理者

県下の積雪深100センチメートル以上の多雪区域においては、大梁間鉄骨造建築物に対する設計・施工・維持管理について「建築物積雪関係指導指針」が定められている。

本市で該当地域に当たる中山町・荘厳寺町・善谷町・仏生寺町・武奈町・男鬼町付近において、該当する施設を建築する際には、同指針を遵守するよう指導する。

5 その他建築物の防災対策

【担当課】建築指導課、予防課、各施設管理者

- (1) 老朽化した木造の市営住宅等については、逐次廃止し、防災に配慮した土地利用を図る。
- (2) 建築基準法の実効性を高めるため、関係団体に対し法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努める。
- (3) 県・消防機関・建築士団体等と協力し、個々の建築物の防災対策を推進する。
- (4) ブロック塀等について、安全な施工技術の紹介、住民への啓発、既存塀の補強、生け垣への転換等の安全対策・指導を推進する。
- (5) 既存耐震不適格建築物においては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等に基づき、耐震性の確保に努める。
- (6) 公共施設等の屋外広告物等については、落下・飛散等を事前に防止するため、その除去や防止のための改良・工夫・定期点検等を実施するとともに、民間施設の所有者に対し、定期点検等の実施に関して啓発・指導を行う。

6 民間との協力体制

【担当課】消防本部、各施設管理者

災害時における応急救援活動として、公共土木建設施設（市が管理する道路、河川、建築物、工作物等をいう。）の応急復旧、人命救助、被災住宅の応急修理等における土木資機材、労力等の調達を円滑に実施するため、建設業者と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」の締結を行っており、建設業者との協力体制の確立を図っている。

なお、現在、協定の締結を行っている団体は資料編（P2-2-1 参照）に示すとおりである。

参照

*彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編 P2-2-1 参照】

第3 緑とオープンスペースの整備

【現状】

本市には、彦根城のある金亀公園や隣接する彦根総合スポーツ公園、また庄堺公園や文化プラザ等、市街地周辺に都市公園や公共施設が設置され、琵琶湖湖岸には緑地帯が形成されている。

市街地においては、農地・空闲地の宅地転用化が進行しており、オープンスペースは減少傾向にある。

【方針】

市街地における都市公園等の「緑とオープンスペース」の存在は、広域避難地、延焼遮断帯、救護活動・物資集積の拠点として、災害時の被害軽減に重要な役割を果たすことから、重要性を認識し、防災上必要な都市空間の確保と防災機能の向上に努める。

また、防災機能を有する公園、緑地等の都市公園を防災公園と位置付け、広域避難地、一次避難地の機能を有する公園、緑地等の都市公園を効果的に配置する。

防災公園の種類	役割	配置基準	面積諸元	市の指定状況
広域避難地	市街地火災から避難者の生命・身体を保護する	おおむね2km圏域に1箇所	おおむね10ヘクタール以上	金亀公園 荒神山公園
一次避難地	近隣住民の緊急避難の場合、広域避難地に至る避難中継地	おおむね500m圏域に1箇所	おおむね1ヘクタール以上	庄堺公園 鳥居本公園 福満公園 河瀬公園

なお、公園、緑地等の都市公園の状況は、資料編（P4-6-10）に示すとおりである。

※現在整備中の稲枝公園について、一次避難地の機能を有する防災公園として位置付け、整備を進めています。

1 都市公園等（緑とオープンスペース）の整備

【担当課】都市計画課、農林水産課

災害時における広域避難地、延焼遮断帯、救護活動・物資集積の拠点としての機能を有するまちの「緑とオープンスペース」である都市公園・緑地の整備を推進する。なお、植栽および樹林等を計画する場合は、防火用樹種による緑化を検討する。

都市計画決定した公園を整備し、該当地区の防災機能の確保に努める。

また、供用開始している都市公園において再整備を検討する場合には、防災面からの公園施設の機能強化を図るように努める。

なお、市内における広域避難地および一次避難地としての面積要件に該当する都市公園については、以下のとおりである。

〔広域避難地としての面積要件に該当する都市公園（10ha以上）〕＜「広域避難地」指定状況＞

公園名	都市計画決定面積	供用開始面積	摘要
金亀公園	59.7ha	37.90ha	広域避難地 滋賀県が公園整備事業（21.8ha）を実施中である
千鳥ヶ丘公園	19.0ha	10.08ha	土砂災害警戒区域内
荒神山公園	16.6ha	16.50ha	広域避難地

〔一次避難地としての面積要件に該当する都市公園（1.0ha以上）〕

公園名	都市計画決定面積	供用開始面積	摘要
庄堺公園	4.20ha	4.20ha	一次避難地
鳥居本公園	2.10ha	2.10ha	一次避難地
野田山公園	1.40ha	—	
旭森公園	1.30ha	0.10ha	
福満公園	1.20ha	1.20ha	一次避難地
金城公園	1.10ha	—	
東山公園	—	1.24ha	土砂災害警戒区域内
河瀬公園	1.00ha	1.00ha	一次避難地

※現在整備中の稲枝公園について、一次避難地の機能を有する防災公園として位置付け、整備を進めています。

2 農地の保全等

【担当課】都市計画課、農林水産課

計画的な宅地化を進める一方で、残存する農地に対しては、貴重な緑の都市空間（オープンスペース）として農地の保全を図るよう、市街化区域と市街化調整区域の線引きの見直しなど各種の施策を検討する。

3 市街地の再開発

【担当課】都市計画課

木造家屋の密集地域、JR琵琶湖線各駅周辺の開発において、計画段階から耐震構造物、不燃化、道路および都市公園等のオープンスペースの整備を検討し、可能な限り盛り込み実施していく。

〔密集市街地の防災機能を確保する都市公園の整備〕

公園名	都市計画決定面積	供用開始面積
京町公園	0.23ha	0.23ha

4 民間との協力体制

【担当課】都市計画課

災害時の公園施設等における応急復旧や、人命救助に必要な土木資機材・労力等の協力、広域避難地の安全確保に係る作業の協力を得られるように、「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」を締結している。

なお、現在、協定の締結を行っている団体は、資料編（P2-2-1参照）に示すとおりである。

参照

*彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編 P2-2-1 参照】

*都市公園の状況【資料編 P4-6-9 参照】

第4 道路・橋りょうの整備

【現状】

本市においては、国道8号や主要地方道等の幹線道路と湖岸が平行しており、河川と交差していることから水害による被災事例も多い。そのため避難および輸送活動において、これら橋りょうの整備は特に重要である。

また、芹川右岸側の市街地や消防活動困難地区とされている旧市街地は、木造建築物が密集し、狭あい道路が多いため生活道路の整備が望まれる。

道路・橋りょうの詳細な状況は、資料編（P4-5-1、4-5-10参照）に示すとおりである。

【方針】

道路は、人や物流などの輸送機能を有するだけでなく、ライフラインの収容空間、良好な居住環境の形成に加え、延焼遮断帯としての防火性など多くの機能を有する。

市は、防災機能の観点から道路の役割分担を明確にし、延焼遮断機能や避難路として有効な道路網の整備を図る。また、国道および県道に関しては、各管理者に対して防災機能に配慮した道路整備の推進を要請する。

1 幹線道路の整備

【担当課】道路河川課、県土木交通部

風水雪害・土砂災害等に対する対策施設の整備など、道路災害の予防措置を推進する。鳥居本地区の県道、古沢町・佐和山町の山間部の国道8号、雨壺山周囲の市道などは、土砂災害の注意箇所である。

その他、次の点に留意する。

- (1) 本市の道路網の骨格として、体系的に秩序ある整備を推進する。
- (2) 車道と歩道を分離した広幅員道路の新設または拡幅改良を行う。
- (3) 避難施設、オープンスペース等へのアクセスを確保するとともに安全な避難路としての整備を図る。

2 生活道路の整備

【担当課】道路河川課、建設管理課、都市計画課、建築指導課、県土木交通部

- (1) 災害時の避難路として、安全性に配慮し、狭あい道路の改良を推進する。
- (2) 行き止まり、三差路、曲折などを解消し、幹線道路との良好な接続を図る。
- (3) 商店街の道路整備に当たっては、車道と歩道の分離を基本とし、災害時の安全性を配慮する。
- (4) 宅地開発等における審査・指導を行う。

3 道路環境の整備

【担当課】道路河川課、建設管理課、農林水産課、交通政策課、県土木交通部

- (1) 災害時に危険物・障害物となる路上駐車をなくすため、市営・民営の駐車場の確保を図る。
- (2) 良好な道路環境を整備し、安全の確保に努める。
- (3) 災害時の避難誘導を考慮した道路標識・案内板を整備する。
- (4) ブロック塀、ショーケースや看板類などの沿道危険物について、災害時の転倒および落下防止の安全対策を講じるよう管理者に対して指導する。

4 橋りょうの整備

【担当課】道路河川課、県土木交通部、農林水産課

- (1) 橋長2m以上の橋りょうについて、5年に1回の頻度で点検を実施し、「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕を行うものとする。
- (2) 交通のネックとなる幅員の狭い橋りょうの架け替え、拡幅の検討を行う。
- (3) 新設の橋りょうについては、免震構造を積極的に導入し、また架け替えの場合も可能な範囲で免震構造とする。

5 林道の整備

【担当課】農林水産課

森林基幹道については、広域的な避難路となることから計画的な整備を図る。

6 民間との協力体制

【担当課】道路河川課、建設管理課

災害時における応急救援活動として、公共土木建設施設（市が管理する道路、河川、建築物、工作物等をいう。）の応急復旧、人命救助、被災住宅の応急修理等に土木資機材、労力等の調達を円滑に実施するため、建設業者と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」の締結を行っており、建設業者との協力体制の確立を図っている。

なお、現在、協定の締結を行っている団体は資料編（P2-2-1参照）に示すとおりである。

参照

*彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編 P2-2-1 参照】

*道路の整備現況【資料編 P4-5-1 参照】

*橋りょうの一覧【資料編 P4-5-10 参照】

第5 防災行政無線等の対策

【現状】

市防災行政無線通信施設

災害時における情報収集・伝達手段として、現在、次の市防災行政デジタル無線が整備されている。

また、毎年保守点検を実施するとともに、毎月1回定期無線交信の訓練を実施している。

市防災行政デジタル無線設置状況は資料編（P3-2-1参照）に示すとおりである。

県防災行政無線通信施設

県と市町村および防災関係機関相互間の災害時における、迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、平成25年度から3カ年計画で地上系と有線系を組合せ、相互に補完する信頼度の高い通信回線である新たな防災行政無線を整備した。

これらの無線設備は、災害によって生じる通信回線の途絶等の障害の発生を防止するため、設置当初から各種の災害予防対策を行い、万全を期している。

- ・ 各無線局の送受信設備は可能な限りの小型軽量化を図り、かつ据付けにあたっては、揺れ止め施工をしている。
- ・ 各無線局には、予備電源として自動起動/停止型の発動発電機を設置している。
- ・ 統制局、中継局には、機器室に自動消火設備を設置している。

[設置機器概要]

局番号	2020
機器の設置場所	
無線機本体	電話機械室
一斉受令電話機	危機管理課
防災FAX	〃
防災電話機	〃
防災発電機	〃
通話方式	地上系の260Mデジタル無線電話
(※彦根市消防本部局番号155-01)	

【方針】

災害発生時における通信の疎通維持、施設などの防護復旧のため、迅速かつ的確な措置がとれるよう、機関ごとに予防措置を講じ万全を期す。

1 市防災行政無線通信施設

【担当課】危機管理課、通信指令課、関係各部、県防災危機管理局、彦根警察署

市は、各種の災害が発生した場合に予想される通信施設の災害に対処し、通信の途絶防止対

策および災害復旧対策の強化、確立に努める。

- (1) 災害を未然に防止するため、無線局の施設および各機器の機能について、降雨・雪期前などに定期保守点検を行うほか、巡回保安点検により現状の把握および補強、補修を行う。
- (2) 避難施設の非常時通信網強化のため、市指定の避難施設には防災行政無線の送受信機器を整備する。

2 県防災行政無線通信施設

【担当課】県防災危機管理局

県防災危機管理局では、各種の災害が発生した場合に予想される通信施設の災害に対処し、通信の途絶防止対策および災害復旧対策の強化、確立に努める。

- (1) 災害を未然に防止するため、各無線局の施設および各機器の機能について、降雨・雪期前などに定期保守点検を行うほか、巡回保安点検により現状の把握および補強、補修を行う。
- (2) 応急機器としての可搬型移動局（全県）の増強および幹線系障害時のバックアップ用としての衛星車載局の整備を推進する。

3 消防無線通信施設

【担当課】通信指令課、各担当部課

災害が発生した場合でも、平時と同じ形で運用できる施設および体制の整備に努める。

計画は通信施設の個々について、その重要度、工事の難易、一般整備計画との並行実施の可否などを総合的に検討の上、決定する。

参照

*彦根市防災行政無線局呼出名称一覧【資料編 P3-2-1 参照】

*市防災行政デジタル無線設置状況【資料編 P3-2-1 参照】

第6 放送施設の対策

【現状】

本市は、エフエムひこねコミュニティ放送（株）と「緊急放送の実施に関する協定」を締結している。

県は公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは、無線設備による通信ができない場合、または著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知・要請・伝達または警告のため、放送各社と、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結している。

なお、放送各社は、別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく防災対策を行っている。

エフエムひこねコミュニティ放送（株）

地震災害に対して、以下の対策を行っている。

- ・ 放送設備は無停電電源を配置し、局舎には自家発電装置を設置し、常時電源の確保

- ・ 通信回線不通を想定し、市内をカバーできる業務用無線を配置して通信手段の確保
- ・ 局不在時の局員呼出連絡手段を確保
- ・ 災害時での放送マニュアルを作成して災害対策放送に万全の体制を図る

日本放送協会大津放送局

地震災害に際して放送の放出および受信を確保するため、災害対策を確立して対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成する。そのため平時から整備に努めている。

びわ湖放送（株）

放送についてはできるだけ予備系統を設け、被災時でも放送送出ができるよう無停電電源による「お知らせ、アナウンス等」災害情報の放送が可能な設備になっている。また、びわ湖放送制定の「非常事態における放送実施要領」により、災害対策の万全を図っている。

（株）エフエム滋賀

地震災害発生時においても放送の送出が継続できるよう、放送系の予備系統、放送設備の耐震補強、自家発電装置、無停電設備を演奏所と送信所の両方に設置している。

放送各社の連絡先および協定については、資料編（P2-3-1、2-2-1参照）に示すとおりである。

【方針】

各放送事業者は、災害の発生またはそのおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護復旧のため各施設等に適切な予防措置を講じる。また、大地震発生時における放送電波の確保、施設などの防護復旧のため、迅速かつ的確な措置がとれるよう、耐震・免震性の向上を図るための諸施策を講じ、予防措置に万全を期す。

1 風水雪害等予防対策の推進

【担当課】エフエムひこねコミュニティ放送（株）、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送（株）、（株）エフエム滋賀

放送各社が、放送施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により施設の機能維持に努めるほか、施設全般について、早期復旧、被害原因の調査に基づく施設改良に最善の努力を払うものとし、次の事項に関し、平時から適切な措置を講じる。

（1）施設、設備の整備

各放送事業者が個別に定める放送施設や局舎の防災基準に基づく措置

（2）防災関係資機材の整備点検

- ア 消耗品、機械等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備、その他恒常的に災害を受けるおそれのある地区への応急機材の配備）
- イ 無線中継状態の把握
- ウ 移動無線機等の伝搬状態の把握
- エ 非常持出機器、書類の指定
- オ 仮設送信設備の設置場所の検討
- カ その他必要と認められる事項

2 震災予防対策の推進

【担当課】エフエムひこねコミュニティ放送（株）、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送（株）、
（株）エフエム滋賀

(1) エフエムひこねコミュニティ放送（株）

災害発生時には、速やかに放送できるよう体制を整備し、彦根市の関係機関と連絡調整を綿密に行うと同時に、市民を対象にした緊急放送訓練を積極的に行う。

(2) 日本放送協会大津放送局

地震災害などが発生し、または発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護、応急および復旧を図るために、施設の対震補強、放送機器の落下・転倒・移動防止などの対策を積極的に推進する。

当面、次の耐震補強を実施する。

ア ラック室のラック

イ 3DX

ウ 各事務室内の保管庫

(3) びわ湖放送（株）

非常事態が発生した場合、状況に応じ非常災害対策本部を設け、放送の継続、機器・施設の保守などに万全を期し、避難者に必要な情報・告知などを遅滞なく放送できるよう努力する。

また、放送設備の防災化構造の推進を図る。放送機器の倒壊・落下防止、その他諸設備については、全社的に補強する。

(4) （株）エフエム滋賀

非常災害時、または発生のおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護策に万全の措置を講じ、平時から「非常事態対策要項」に従い定期的に訓練等の実施や動員配備体制の整備に努める。

ア 仮設スタジオにおける放送機材の整備

イ 演奏所事務部門の耐震補強対策の推進

ウ 緊急時の交通路の事前把握

エ 食糧や消耗品等の一定量の備蓄

参照

*放送各社の連絡先【資料編 P2-3-1 参照】

第7 鉄道施設の対策

【現状】

市内には、西日本旅客鉄道（株）の東海道本線、東海旅客鉄道（株）の東海道新幹線および近江鉄道（株）がある。

JR東海道本線

市内には、北から彦根駅、南彦根駅、河瀬駅および稲枝駅がある。

東海旅客鉄道（株）新幹線

新幹線には、地震動早期検知警報システム（ユレダス）を構築している。

ユレダスは、地震規模と地震発生地からの距離の関係より地震被害発生想定域（地震強度）を判定するものであり、自動判定して列車を停止させる。また、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して段階的に速度向上を実施する。

なお、沿線付近で発生する地震を想定して、従前から設置している感震器の列車停止機能を継続して使用していく。

近江鉄道（株）

緊急地震速報受信システムを導入しており、同システムの情報提供会社から情報を受信した場合に、同沿線での予測震度に従って列車を停止させるための発報信号を発信する。この発報信号を受信した列車は、運転士の手動操作により、危険な箇所を避けて速やかに停止する。なお、従前から設置している計測震度計の値による運転指令からの指示も併せて活用している。

鉄道各社の連絡先は、資料編（P2-3-1参照）に示すとおりである。

【方針】

鉄道施設における災害防止のため線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態で保持できるように諸施設の整備を行う。また、鉄道施設の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう施設ごとに予防措置を講ずる。

1 西日本旅客鉄道（株）（彦根駅）および近江鉄道（株）（本社）

【担当課】西日本旅客鉄道（株）（彦根駅）、近江鉄道（株）

(1) 施設、設備の整備

- ア 構造物（橋りょう、法面、土留、トンネル、落石対策施設、防雪設備、電線路支持物等）の点検補修、ならびに改良強化を実施する。
- イ 比較的被害を受け易い弱点箇所（軟弱地盤層上の盛土、橋けた支承部分など）を抽出し、災害時の動的変形の予防に恒久的な対策を検討して逐次補強工事を進め強化を図る。
- ウ 土砂崩壊・落石などの危険箇所については、法面防護工を設置し、また老朽橋りょうについては、架け替え・補強などを推進し、災害に対し万全の措置を講ずる。

(2) 乗務員連絡装置の整備

乗務員用無線電話装置が搭載された列車については、災害の発生と同時に無線により情報を伝達する。搭載されていない列車については、必要により駅係員を派遣し、情報を伝達する。

(3) 防災訓練

災害発生に対し速やかに対応し、輸送の安定と旅客公衆の安全を確保するため、防災・災害復旧訓練を適宜行う。

(4) 防災関係資機材の整備点検および要員の確保

- ア クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、ルール、電線類などを整備する。
- イ 重機械類、その他必要な資機材および要員については、関係の民間企業などから緊急時に協力が得られるよう、あらかじめ体制を整備する。

2 西日本旅客鉄道（株）鉄道本部および東海旅客鉄道（株）事業本部

【担当課】西日本旅客鉄道（株）鉄道本部、東海旅客鉄道（株）事業本部

震災の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力および環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画を立て、その実施の推進を図る。

(1) 施設、設備の耐震性の確保

ア 耐震性を考慮した線区防災強化を推進して耐震構造への改良を促進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

イ 地震計の設置

彦根駅構内に地震指示警報器を設置し、運転規制は40、80ガルの二段階とし、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

(2) 列車防護装置の整備

ア 震度4以上と認められる地震が発生したときは、定められた運転規制を行い、列車の安全を確保する。

イ 乗務員に対する情報の伝達

乗務員用無線電話装置が搭載された列車については、地震の発生と同時に無線により情報を伝達する。搭載されていない列車については、必要により駅係員を派遣し、情報を伝達する。

ウ 特殊信号による列車の停止

一般路線構造物に比べて耐震性の低い構造物には、感震器と連動した列車停止装置を整備する。

(3) 防災訓練

必要に応じて非常招集などの防災訓練を行う。

(4) 防災関係資機材の整備点検および要員の確保

ア クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類などを整備する。

イ 重機械類、その他必要な資機材および要員については、関係の民間企業などから緊急時に協力が得られるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 東海旅客鉄道（株）（関西支社）

【担当課】東海旅客鉄道（株）（関西支社）

(1) 風水雪害等対策

災害を予防するため、おおむね次に掲げる事項について計画実施する。

ア 橋りょうの維持補修ならびに改良強化

イ 河川改修に伴う橋りょう改良

ウ 法面、土留の維持補修ならびに改良強化

エ トンネルの維持補修ならびに改良強化

オ 鉄道林の造成ならびに落石防止設備の改良強化

カ 建物等の維持補修ならびに改良強化

キ 通信設備の維持補修

ク 空頭不足による橋げた衝撃事故防止および自動車転落事故防止の推進

ケ 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化

コ 台風ならびに強風時等における線路警戒態勢の確立

サ その他防災上必要な設備改良

(2) 地震災害対策

比較的被害を受け易い弱点箇所（軟弱地盤層上の盛土、橋けた支承部分など）を抽出し、地震時の動的変形の予防に恒久的な対策を検討して逐次補強工事を進め強化を図る。

橋りょうについては、昭和51年度から橋けた転落防止工の設置を進めていく。

ア 橋けた転落防止工の設置

イ 災害発生に対し速やかに対応し、輸送の安定と旅客公衆の安全を確保するため、災害復旧訓練を適宜行う。

ウ その他

4 近江鉄道（株）

【担当課】近江鉄道（株）

土砂崩壊・落石などの危険箇所については、法面防護工を設置し、また老朽橋りょうについては、架け替え・補強などを推進し、地震災害に対し万全の措置を講ずる。

(1) 線路の整備

ア 線路の高盛土部、切取部の調査

線路に隣接する盛土および切取法面について、崩壊が予想される箇所などを調査・把握する。

イ 線路の防災補修工事

調査に基づき、線路の防災工事が必要な箇所について、その対策工事を実施する。

(2) 橋りょうの整備

建設当時の橋りょうについて点検・調査を実施し、補修など対策工事が必要な橋りょうについて、補修などの整備を実施する。

(3) 鉄道用車両、資機材などの整備

震災緊急時における救援車、自家用トラック、軌道車の整備および非常用資機材などの分散配分配備に努める。

参照

*鉄道各社の連絡先【資料編 P2-3-1 参照】

第5節 ライフライン施設等災害予防対策

第1 上水道施設の対策

【現状】

災害時の上水道施設の応急復旧作業に関する応援協定を彦根市管工設備工事協同組合、彦根水道協同組合と締結している。

また、災害時における応急給水活動等の支援協力に関する協定を株式会社エコシティサービスと締結するなど、災害時の応急復旧体制の整備に努めている。

【方針】

上水道施設について、災害による被害を防止するため、平時から施設設備の強化と保全に努めるとともに、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備を推進する。

1 水道施設の安全強化

【担当課】上下水道総務課、上水道工務課、上下水道業務課

取水施設、浄水場、配水場および主要管路等、重要度の高い基幹施設等について、施設の新設、拡張ならびに改良と併せて計画的に安全強化を進める。

特に過去に災害を受けた場所や被害発生危険性が高い場所では、施設の新設や更新に際して十分な防災対策を講じる。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努め、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故対策を進める。

2 応急復旧体制の整備

【担当課】上下水道総務課、上水道工務課、上下水道業務課

災害時の被害状況の迅速な把握および円滑な復旧を図るため、県および他自治体と相互応援協力体制を整備する。また、緊急時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、日本水道協会滋賀県支部や応急復旧協定を締結している市内2組合との連絡・調整の強化に努める。

第2 公共下水道施設の対策

【現状】

本市の公共下水道施設には、近く耐用年数を迎える施設も存在していることから、彦根市下水道ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の計画的かつ効率的な管理に努めている。

併せて、日常管理として毎年調査範囲を決め、下水道施設の老朽化状況の把握と不明水の早期発見に努めている。

下水道総合地震対策計画を策定し、施設の耐震化とマンホールトイレシステムの導入を完了した。さらに、災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定など、災害時の応急復旧体制の整備に努めている。

【方針】

河川や琵琶湖の水質保全と住民の快適な生活基盤を創造するため、公共下水道の整備促進を図るとともに、施設の計画的・施設の計画的かつ適正な維持管理および、改築・更新による施設の長寿命化に努め、下水道機能の維持確保を図る。

また、大規模地震等に備え、保有する下水道施設の重要度を考慮し、耐震化対策の推進と被害軽減のための減災対策を講じ、下水道機能の喪失を最小限にとどめるように努める。

1 公共下水道施設の維持管理

【担当課】上下水道総務課、下水道建設課、上下水道業務課

市は、保有する公共下水道施設について、平時より、定期的な点検調査を実施し、老朽箇所
の早期発見と改修に努める。

また、保有する下水道施設の重要度に基づき、耐震性能の向上に向けて計画的に施設の耐震化等を推進する。

2 応急復旧体制の整備

【担当課】上下水道総務課、下水道建設課、上下水道業務課

災害時の被害状況の迅速な把握および円滑な復旧を図るため、県および他自治体と相互応援協力体制を整備するとともに、緊急時の点検、調査、復旧に必要な資機材や要員等の応援が得られるよう、災害時における復旧支援等の協定を締結している各種機関との連絡調整を図り協力体制を整備する。

また、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等の備蓄体制を整備する。

第3 農業集落排水施設の対策

【現状】

本市の農業集落排水は、7地区の整備が全て完了し、現在は処理施設や管渠等の維持管理に努めている。

【方針】

農業集落排水施設は、重要なライフライン施設であり、被災時には市民生活に与える影響が大きいことから、災害による被害を最小限にとどめ、下水の排除と安定した処理を速やかに確

保するために必要な措置を講じる。

1 農業集落排水事業（農村下水道）の管渠・施設の維持管理

【担当課】農林水産課

市は、所管する農業集落排水施設について、平時より、点検調査を推進し、老朽箇所の改良補修に努める。

2 応急復旧体制の整備

【担当課】農林水産課

災害時の被害状況の迅速な把握および円滑な復旧を図るため、県や滋賀県土地改良事業団体連合会等と連携、協力体制を整備するとともに、緊急時の点検、調査、復旧に必要な資機材や要員等の応援が得られるよう、災害時における復旧支援等の協定を締結している各種機関との連絡調整を図り、協力体制を整備する。

また、被災調査に必要な資機材等の備蓄に努め、災害時に速やか現状把握および応急復旧ができる体制を整備する。

第4 電力施設の対策

【現状】

関西電力送配電(株)は電気事業の公共性に鑑み、電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。このため、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

1. 防災体制
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策
4. 災害復旧対策

電力設備に関する連絡先は、資料編（P3-1-1参照）に示すとおりである。

【方針】

今後においても、災害対策基本法第39条に基づき、電力施設に係る災害予防を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資する。

1 恒久的な設備計画の推進

【担当課】関西電力送配電(株)

- (1) 水害対策
 - ア 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

イ 変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取り付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものについては、防水・耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 送電設備

鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線および架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

イ 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバー取付け、融雪装置等の設置を実施する。

ウ 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(4) 雷害対策

ア 送電設備

架空地線、避雷装置およびアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合には、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

イ 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継雷装置を強化する。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け対処する。

(5) 防災業務施設および設備の整備

ア 通信連絡施設および設備

(ア) 通信連絡施設および設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備（通信事業者からの提供回線も

含む)の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

- a 無線伝送設備
 - (a) マイクロ波無線等の固定無線回線
 - (b) 移動無線設備
 - (c) 衛星通信設備
- b 有線伝送設備
 - (a) 通信ケーブル
 - (b) 電力線搬送設備
 - (c) 通信線搬送設備、光搬送回線
- c 交換設備(防災関係機関との直通電話を含む。)
- d IPネットワーク回線
- e 通信用電源設備

(イ) 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

イ 電気事故の防止

(ア) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視)および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

2 復旧用資機材等の確保および設備

【担当課】関西電力送配電(株)

(1) 復旧用資機材の確保

平時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材の輸送

平時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材の整備点検

平時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材の広域運営

平時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借地交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

3 施設の耐震性の強化等

【担当課】関西電力送配電(株)

(1) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(4) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

4 防災訓練

【担当課】関西電力送配電(株)

防災意識の高揚を図り、防災対策を円滑に推進するため、次の方法による各種防災訓練を実施する。

(1) 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

5 民間との協力体制

【担当課】危機管理課

災害時における電気設備の破損に伴う迅速かつ円滑な電気整備の応急復旧活動を図るため、電気工事業者と「災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書」の締結を行っており、電気工事業者との協力体制の確立を図っている。

なお、現在協定の締結を行っている団体は資料編（P2-2-1参照）に示すとおりである。

参照

*彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編 P2-2-1 参照】

*ライフライン各社の連絡先等【資料編 P2-3-1 参照】

第5 ガス施設の対策

【現状】

大阪ガスネットワーク㈱は、ガスの供給に係る設備面および運用面について総合的な震災予防対策を推進するとともに、緊急時の要領等を策定するなど具体的措置を定めている。

施設・設備類については、諸法規に基づき設計上十分な耐震性が考慮されている。

ガス導管については、通常震度4までの地震では被害はほとんどないと考えられ、震度5弱以上になると、一部の地盤の悪い地区で道路の亀裂、断層、地盤沈下等の発生した部分で継手部分の弛みや小口径管のネジ部の破損によりガス漏れが発生すると思われる。

屋内のガス設備については、建物の倒壊などによる損壊が発生すると思われる。

【方針】

災害発生の防止あるいは被害の軽減のため、平常から防災施設および工作物の設置および維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について計画的に実施する。

また、ガス施設の耐震性の強化および被害軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講ずる。

1 導管および附属設備の整備

【担当課】大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部、LP ガス関連協会

設備については、法令・保安規程などに定めた方法で設置する。さらに耐震性のある導管・継手を開発・使用し、また定期的に点検・検査などの維持管理を実施する。

2 震災予防対策の推進

【担当課】大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部、LP ガス関連協会

震災発生地域でのガスによる二次災害防止と被災地域におけるガス供給の確保ならびにガスの製造供給に係わる設備面および運用面について総合的な震災予防対策を推進する。

(1) 定期点検による機能維持

ガス事業法に基づく保安規程に従ってガス施設の定期点検を行い、耐震上重要な部分の状況を把握し、所要の機能を維持する。

(2) 耐震性の強化

導管については、鋼管工事およびポリエチレン管の拡大や、铸铁管よりダクタイル管への切替えを行うとともに、継手については拔出抵抗力の強いメカニカル継手の採用を推進する。

(3) 地震計、感震器の設置

地震発生時の応急対策活動を効果的に行うために、各事業所に地震計もしくは感震器を設置する。

(4) 無線通信網の拡充

各事業所間の回線を無線化するとともに、運用面について下記項目を推進する。

ア 移動無線系による通信体制の強化

イ 各地方機関との相互協力体制の充実

ウ 緊急時の通信統制のルール化

(5) 災害対策体制の強化

地震発生時の対策本部設置など、組織体制および初期活動要領を定める。

(6) 震災訓練の実施

地震発生時の災害応急活動を迅速確実に遂行するため、通信連絡体制の確立、要員の動員、体制の確認などを目的とした地震対策訓練を毎年実施する。

また、各事業所においては、応援体制、設備の応急修理など、日常業務を通じて訓練を実施するとともに、緊急事故対策要領に従って各種事故処理訓練（関係機関との合同訓練を含む。）を行う。

(7) 広報活動の充実

ガスによる二次災害を防止するため、平時から需要家に対し次の事項について周知を図る。

ア 元コックの閉止など、地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置

イ ガス漏れなどの異常に気付いた場合の措置

ウ その他、災害予防に必要な事項

(8) 各事業所間の協力体制

大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部とLPガス関連協会は、地震発生時などの相互協力体制について日頃から連絡強化を図る。

なお、現在、彦根市と協定の締結を行っている事業者は資料編（P2-2-1参照）に示すとおりである。

3 教育訓練および防災知識の普及

【担当課】大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部、LPガス関連協会

防災関係機関との防災総合訓練を実施するほか、当社員および関係会社従業員に対し緊急時措置訓練・地震訓練・非常招集訓練等を通じて、教育および保安意識の向上を図る。

4 防災関係機関との相互協力

【担当課】危機管理課、大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部、LPガス関連協会

市街地においてガス洩れ等による爆発事故が発生した場合、適切に対処できるよう防災関係機関と平時から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議する。

参照

*彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編 P2-2-1 参照】

*ライフライン各社の連絡先等【資料編 P2-3-1 参照】

第6 通信施設の対策

【現状】

風水雪害等対策

電気通信設備等の整備、回線の応急措置はほぼ実施済みであり、伝送路の整備も、一部の遠隔地を除きほぼ実施済みである。

震災対策

〔局舎〕

耐震・耐火構造の局舎設計を行い、地震に起因する火災、浸水などの二次災害防止のため、防火扉、防水版などを設置している。

〔局舎内設備〕

局舎内に設備する電信・電話用機器は、支持金具などによる耐震措置を行い、非常用予備電源として、蓄電池および発動発電機を設置している。

〔災害対策用機器〕

- ・ 通信の全面途絶地帯、避難場所などとの通信を確保するために、災害対策用無線機、移動無線車などを配備している。
- ・ 局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、非常用可搬デジタル交換装置等を配備している。
- ・ 災害時などの長時間停電に対して、通信電源を確保するために、移動電源車を配置している。
- ・ 局外通信設備が被災した場合、応急措置として、各種応急用ケーブル、災害対策用機器などを配備している。

【方針】

災害による故障防止または故障発生時の迅速かつ的確な通信設備・回線の復旧のため、各電気通信設備等に適切な予防措置を講じる。また、大地震発生時における通信の疎通維持、施設などの防護復旧のため、迅速かつ的確な措置がとれるよう、予防措置を講じ万全を期す。

1 電気通信設備等の整備

【担当課】西日本電信電話（株）

- (1) 水害のおそれがある地域における設備等の耐水構造化
- (2) 暴風、豪雪のおそれがある地域における耐風・耐雪構造化

- (3) 主要な設備が設置されている局舎、建物の耐震・耐火構造化
- (4) 主要な設備に対する予備電源設備の設置

2 伝送路の整備

【担当課】西日本電信電話（株）

- (1) 主要市町村間の各ルートの伝送路整備
- (2) “110”、“119”回線の2ルート化の整備

3 回線の応急措置

【担当課】西日本電信電話（株）

- (1) 回線の切替措置
- (2) 移動無線機および移動無線車の発動ならびに運用
- (3) 災害対策用電話回線の作成
- (4) 災害用伝言ダイヤルの活用方法について住民への周知

4 震災予防対策の推進

【担当課】西日本電信電話（株）

NTT滋賀支店においては、大地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止および災害復旧対策の確立に努める。

- (1) 災害を未然に防止するため、電気通信施設の局舎内外の巡回点検による施設の補強などの予防策を行う。
- (2) “110”、“119”などの重要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化を行う。
- (3) 架空ケーブルは、地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を推進する。

参照

*ライフライン各社の連絡先等【資料編 P2-3-1 参照】

第2章 災害に強いヒトづくり

第1節 防災知識の普及

【現状】

市および防災関係機関は、各担当部署において必要に応じて防災知識の普及活動を実施しているが、今後、よりの確で詳細な知識の普及に努める必要がある。

【方針】

市および防災関係機関は、関係職員に対して専門的教育を実施し、防災知識の普及・向上に努めるとともに、相互協力のもと地域住民に対して防災知識の普及、防災意識の啓発に努める。

1 防災知識の普及

【担当課】危機管理課、交通政策課、消防本部・署・団、各防災関係機関

(1) 市民に対する防災知識の普及

ア 実施方法

防災知識の普及は、おおむね次の手段等により実施する。

- (ア) 広報ひこね、回覧文書の配布
- (イ) チラシ、ポスター等印刷物の配布
- (ウ) 彦根市ホームページの活用
- (エ) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関の利用
- (オ) 講習会、研修会等の開催
- (カ) 広報車等による巡回
- (キ) 学校・幼稚園・保育所・認定こども園における指導

イ 普及すべき内容（風水雪害等）

(ア) 市計画の概要

市（防災会議事務局）は、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、市計画の要旨を広報ひこねまたは彦根市ホームページにより市民に広報する。

(イ) 災害予防の知識

各世帯に対して、災害防止のために事前に普及を要する防災知識の広報に努める。

(ウ) 災害時の心得

各世帯が、災害の発生または発生するおそれがある際に、承知しておくべき次の事項の広報に努める。

- a 気象予警報の種類と対策
- b 避難する場合の携帯品
- c 避難予定場所と経路
- d その他災害時に心得ておくべき事項

(エ) 災害危険箇所

防災マップ・ハザードマップおよび防災ハンドブックの作成・配布等を通じて、次のような災害のおそれがある危険箇所の周知広報に努める。

- a 水防区域
- b 洪水浸水区域
- c 土砂災害警戒区域
- d 土砂災害警戒区域を除く、その他の土砂災害のおそれのある地域
- e その他調査等により危険性のある箇所

ウ 普及すべき内容（震災）

(ア) 市計画の概要

市（防災会議事務局）は、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、市計画の要旨を広報ひこねまたは彦根市ホームページにより市民に広報する。

- a 地震および地震予知に関する基礎知識
- b 過去の地震と被害事例
- c 地震による火災・土砂災害・水害などの二次災害

(イ) 地震災害予防の知識

- a 地震情報・気象予警報などの種類と対策
- b 屋根や雨戸等の家屋・建物の補強
- c ブロック塀などの倒壊防止
- d 転倒、落下、ずれ動きの防止
- e 排水溝等の整備
- f 停電時の照明
- g 震災時における非常食品・身の回り品

(ウ) 地震発生時の心得

- a 場所別、状況別の防災判断
- b 出火防止、初期消火の実施
- c 避難する場合の携帯品
- d 避難予定場所と経路
- e 隣近所の助け合い
- f その他被災世帯が心得ておくべき事項

(エ) 地震火災に対する出火予防方法（一般家庭および危険物取扱事業所）

a 燃焼器具の対策

(a) 石油ストーブ

耐震自動遮断機装置付き以外のものは使用しない。

(b) 液体燃料器具

使わないときは、石油タンクの元バルブを閉止するとともに、タンクの転倒防止のための固定措置をとる。

(c) LPガス

使わないときは、ガス栓を閉止するとともに、ボンベを鎖などで転倒防止のための固定措置をとる。

(d) 都市ガス

使わないときは、ガス栓を閉止する。

危機管理課および防災関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備の検討を行う。

(8) 各種防災情報システム

防災関係機関は、防災情報の一元化に資するため、それぞれに整備計画を作成し資機材等の整備を行う。

2 既設有線通信施設等の点検・整備

【担当課】各防災関係機関

各施設管理者は、有線通信施設について、次のとおり必要な措置を講じる。

- (1) 設置に当たっては、災害時に最も被害の少ない取付け位置を選定する。
- (2) 転倒が予想される機器は、壁面等に固定させる。
- (3) 停電時に備え、予備電源を設置する。
- (4) 不良箇所発見の場合は、直ちに修理を行う。
- (5) 作動状態、老化状況等を常に監視し、常時使用可能な状態を保持できるよう整備する。

3 既設無線通信施設等の点検・整備

【担当課】各防災関係機関

各施設管理者は、無線通信施設について、次のとおり必要な措置を講じる。

- (1) 災害時には、経験豊かな無線従事者を配置できるような体制を整備する。
- (2) 停電時に備え、予備電源を設置する。
- (3) 送受信機、電源装置、空中線の点検および清掃等に配慮し、常時使用可能な状態を保持できるよう整備する。

4 通信体制の整備

【担当課】危機管理課、通信指令課、各担当部課、各防災関係機関

(1) 無線従事者の確保

市は、市職員に対して無線従事者資格の取得を積極的に推進し、無線従事者の増員確保を図る。

(2) 民間との協力協定の促進

市は、民間の無線従事者からの情報提供や非常時の通信網構築のために、アマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者、無線を利用する運輸業者等の把握に努めるとともに災害時の協力体制の整備を検討する。

5 消防団バイク隊との連携

【担当課】消防警備本部、消防団

大規模災害発生時における応援隊に対する連絡体制および指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行い被害の軽減を図るため、市本部と彦根市消防団バイク隊との連携を図る。

参照

*Jアラートシステム設置施設一覧【資料編 P1-5-1 参照】

第5 水防警戒避難体制の整備

【現状】

本市では、彦根市水防計画に基づき警戒避難活動に当たっている。消防職団員、市職員が水防担当として（水防団は設置していない。）、気象情報や雨量計・量水標等の情報を参考に、水防区域を重点的に警戒している。

また、県は、滋賀県水防計画を作成し、洪水予報、避難判断水位到達情報などの通知・周知、水防警戒の発表等の対策を実施している。

さらに、河川管理者として、可能な範囲で、市が行う水防活動について、河川に関する情報の提供、重要水防区域の合同点検の実施、水防訓練等の技術指導、緊急時の水防資期材の提供、水防活動状況の写真等の記録および広報等の協力を行うことになっている。

平成17年には、近畿地方整備局より「琵琶湖浸水想定区域図」、県より「愛知川浸水想定区域図」が公表されている。

また、平成21年には、県から「宇曾川浸水想定区域図」「犬上川浸水想定区域図」「芹川浸水想定区域図」が公表されている。

さらに、平成25年には、県から「地先の安全度マップ」が公表されている。

【方針】

水害予防と、人命の安全を第一とした緊急時の水防活動（災害応急対策）が円滑かつ効果的に実施されるよう、水害に対する警戒避難体制の確立を図る。

1 水防区域の見直しと住民への周知

【担当課】危機管理課、道路河川課、警防課、県流域政策局、湖東土木事務所

市および県は、河川改修等の整備や災害状況に応じて、逐次水防区域を見直すとともに、地域住民に周知を行う。

2 雨量計・量水標の点検・整備

【担当課】危機管理課、道路河川課、県土木交通部

各機器の管理者および市は、観測に支障が生じないように定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

3 水防倉庫・備蓄倉庫および資機材の点検・整備

【担当課】危機管理課、道路河川課、建設管理課、県

市は、応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設や資

機材の見直しをする。

4 避難指示等の発令・伝達マニュアルの整備

【担当課】危機管理課

避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを整備するため、県および市は避難指示等の判断基準を策定し、市は避難指示等の伝達マニュアルの整備に努める。

5 避難行動要支援者の避難支援制度の推進

【担当課】危機管理課、社会福祉課

市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

なお、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」（内閣府）に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料編（P7-1-122）に示す。

また、災害時における要配慮者の円滑・迅速な避難等を確保するため、災害時避難行動要支援者支援制度への登録を推進し、「避難行動要支援者個別支援計画」作成マニュアルを参考に、地域における避難支援の推進を図る。

災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合が高いことを背景とし、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、これまで取組指針で取り組むこととしていた個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことから、関係課が連携し、個別避難計画の作成・更新を行う。

6 滋賀県土木防災情報システムのネットワーク化による防災体制の確立

【担当課】危機管理課

市は、広域的な雨量情報や河川水位の迅速な情報収集・伝達を図るため、滋賀県土木防災情報システムからの情報により災害の予測を行う。

7 浸水予警報システムの導入の検討

【担当課】危機管理課、建設管理課、道路河川課、通信指令課

市は、水害危険性の高い地域にある重要防災施設、重要道路等について、浸水予警報システムの導入を検討する。

8 地域住民による水防活動の強化と自衛意識の醸成

【担当課】危機管理課、建設管理課、道路河川課

浸水対策事業と防災活動は、双方が良好に機能することにより水害を防ぐ重要な役割を果たしてきた。市は、地域住民による水防活動の強化を推進し、「水害から自分たちの生命・身体と財産は自分たちで守る」という自衛意識を醸成するよう努める。

9 水害危険箇所・地域ごとの警戒避難体制の検討

【担当課】危機管理課、福祉保健部、道路河川課、ライフサービス課、県

市は、関係各部の協力を得ながら水害危険箇所を有する地域ごとに、次のような事項からなる警戒避難体制を定める。

(1) 情報伝達体制

以下の手段等を活用し、情報の伝達体制を定める。

- ア 防災行政無線
- イ 広報車、消防車両
- ウ 自主防災組織
- エ 消防本部、警察との連携
- オ 彦根市災害用X
- カ 彦根市ホームページの活用
- キ 放送機関との連携
- ク 彦根市メール配信システム
- ケ エリアメール・緊急速報メール
- コ 防災用屋外放送設備
- サ 防災アプリ（Yahoo!防災速報）

なお、避難行動要支援者等避難行動に時間を要する者が避難場所への安全な避難行動を開始できるよう、高齢者等避難（避難行動要支援者避難情報）の伝達方法については、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、多様な手段を活用する。

(2) 避難場所

避難場所の指定については、施設構造、他の自然災害の危険区域等も考慮し、地域住民と連携し見直し等を実施する。

(3) 避難経路

以下の内容等に考慮した避難経路を定める。

- ア 各種災害の特性に対応した避難経路
- イ 洪水ハザードマップ等を活用した危険な箇所を通らない避難経路
- ウ 避難行動時の安全確保
- エ 水害は予測困難な自然現象であるため、必ずしも計画した避難場所に避難することが安全ではないこと。

なお、資料編4-2-1に避難経路として定めるが、災害時においては上記ア～エの内容を考慮し、避難経路として使用すること。

10 琵琶湖浸水想定区域の住民への周知

【担当課】危機管理課

近畿地方整備局は、水防法第10条の2に基づき、洪水予報河川である琵琶湖の浸水想定区域を平成17年6月10日に指定・公表している。

この浸水想定区域は、現時点での琵琶湖湖岸や下流河道の整備状況、瀬田川洗堰の操作等を勘案して、琵琶湖における計画の検討のために用いた実績洪水の最大である明治29年9月洪水と同規模の洪水が起こることにより、想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたもので、区域内には彦根市の湖岸沿いの地域が含まれる。

市は、これを基に洪水ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布、ホームページでの公表等を通じて浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、浸水想定区域に応じた避難場所等の情報について住民に周知する。

11 浸水想定区域の住民への周知

【担当課】危機管理課

県は、水防法の規定により洪水予報河川および水位周知河川に指定した河川について「浸水想定区域」を指定している。これにともない、琵琶湖・愛知川・宇曽川・犬上川・芹川についても浸水想定区域図を公表している。

また、平成25年度には、大河川だけでなく中小河川等があふれた場合もシミュレーションした最大浸水深図「地先の安全度マップ」が公表された。

市は、これらを基に「浸水想定区域図」と「地先の安全度マップ」を重ね合わせたハザードマップ等を作成し、印刷物の配布、ホームページでの公表等を通じて浸水想定区域、避難場所等の情報について住民に周知する。

12 浸水想定区域等内の避難行動要支援者が利用する施設への連絡体制の整備

【担当課】危機管理課、社会福祉課、高齢福祉推進課、障害福祉課、幼児課、健康推進課、各担当部課

市は、愛知川・宇曽川・犬上川・芹川・琵琶湖浸水想定区域内の高齢者・障害のある人や子ども・乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して必要な情報の連絡体制を整備するなど、必要な対応マニュアルの整備に努める。

参照

*水防区域【資料編 P1-3-1 参照】

*雨量計・量水標・水防倉庫の位置【資料編 P1-3-13 参照】

*洪水ハザードマップ【資料編 P1-3-18 参照】

*要配慮者利用施設【資料編 P4-6-1 参照】

*彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱【資料編 P7-1-122 参照】

第6 土砂災害警戒避難体制の整備

【現状】

本市においては、土砂災害の危険性のある地域は主に鳥居本地区に集中している。豪雨時には、同地区の山間部に位置する中山・善谷・荘厳寺・笹尾等の各集落では、道路の冠水や土砂災害のため孤立しやすい状況にあり、警戒避難体制の充実が望まれる。

一般に河川氾濫の方が斜面崩壊より早く始まることが多く、また浸水災害はかなり頻繁に起こるが、土砂災害はまれである。そのため、最初に浸水を避けて山の方へ避難し、被害がより大きい土砂災害を被ることも多い。上記の集落はこうした点に注意を要する。

【方針】

市は、土砂災害の予防と人命を守ることを目的とし、緊急時の災害応急対策を円滑かつ効率的に実施するため、「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき土砂災害のおそれのある区域についての警戒避難体制の整備・周知を行う等、土砂災害から人命と財産を守る。

1 防災パトロールの実施

【担当課】道路河川課、建設管理課、県砂防課、湖東土木事務所

市および県は、関係機関および自主防災組織等と連携し、梅雨期および台風期の前などに土砂災害の危険区域（箇所）の防災パトロールを実施する。

2 危険区域（箇所）の住民への周知

【担当課】危機管理課、県

市は、土砂災害から住民の生命・身体および財産を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等ソフト対策の促進を図り住民の意識の高揚を図る。

3 水防倉庫・備蓄倉庫および資機材の点検・整備

【担当課】危機管理課、道路河川課、建設管理課、県

市は、応急対策活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

4 避難指示等の発令・伝達マニュアルの整備

【担当課】危機管理課

避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを整備するため、県および市は避難指示等の判断基準を策定し、市は避難指示等の伝達マニュアルの整備に努める。

5 避難行動要支援者の避難支援制度の推進

【担当課】危機管理課、社会福祉課

市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

なお、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」（内閣府）に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料編（P7-1-122）に示す。

また、災害時における要配慮者の円滑・迅速な避難等を確保するため、災害時避難行動要支援者支援制度への登録を推進し、「避難行動要支援者個別支援計画」作成マニュアルを参考に、地域における避難支援の推進を図る。

災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合が高いことを背景とし、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、これまで取組指針で取り組むこととしていた個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことから、関係課が連携し、個別避難計画の作成・更新を行う。

6 自主防災組織の育成と自衛意識の醸成

【担当課】危機管理課

市は、孤立しやすく避難の可能性が高い山間集落を対象に積極的に自主防災組織の設置を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成を図る。

7 土砂災害降雨危険度情報の運用

【担当課】危機管理課、県土木交通部

土砂災害の発生は降雨状況によりある程度予測が可能である。市は、人的被害を回避するため、県が運用する土砂災害降雨危険度情報の積極的な活用を図る。

8 雨量計等の整備

【担当課】危機管理課、道路河川課、県土木交通部

市および県は、山間部の局所的な雨量情報の把握のため、山間部への雨量計の増設を図る。

9 情報伝達施設の整備

【担当課】危機管理課、通信指令課

市は、土砂災害危険地域への情報伝達体制を強化するため、孤立のおそれがある鳥居本地区山間部への送受信可能な無線設備の設置を検討する。

10 土砂災害危険箇所ごとの警戒避難方法の検討

【担当課】危機管理課、ライフサービス課、警防課、通信指令課、社会福祉課

市は、土砂災害危険箇所ごとに次のような事項からなる警戒避難方法を定める。

(1) 情報伝達方法

以下の手段等を活用し、情報の伝達方法を定める。

- ア 防災行政無線
- イ 広報車、消防車両
- ウ 自主防災組織
- エ 消防本部、警察との連携
- オ 彦根市災害用X
- カ 彦根市ホームページの活用
- キ 放送機関との連携
- ク 彦根市メール配信システム
- ケ 防災用屋外放送設備
- コ 防災アプリ（Yahoo!防災情報）

なお、避難行動要支援者等避難行動に時間を要する者が避難場所への安全な避難行動を開始できるよう、高齢者等避難（避難行動要支援者避難情報）の伝達方法については特に具体的に定める。

(2) 避難場所

避難場所の指定については、施設構造、他の自然災害の危険区域等も考慮し、地域住民と連携し見直し等を実施する。

(3) 避難経路

以下の内容等に考慮した避難経路を定める。

- ア 各種災害の特性に対応した避難経路
 - イ 土砂災害危険区域を通過しない（溪流等の横断を避ける）避難経路
 - ウ 避難行動時の安全確保
 - エ 土砂災害は予測困難な自然現象であるため、必ずしも計画した避難場所に避難することが安全ではないこと
- なお、資料編4-2-1に避難経路として定めるが、災害時においては上記ア～エの内容を考慮し、避難経路として使用すること。

11 「土砂災害防止法」に基づく警戒区域等の指定

【担当課】危機管理課、道路河川課、社会福祉課、高齢福祉推進課、障害福祉課、幼児課、健康推進課、各担当部課

「土砂災害防止法」に基づく警戒区域および特別警戒区域の指定を受けた箇所について、円滑な警戒避難が行われるために必要な下記事項について整備をするよう努める。

(1) 情報の収集および伝達

- ア 急傾斜地の崩壊等の誘引となる局所的な降雨状況の把握を行うための雨量計の設置、土

石流の発生を検地するためのワイヤーセンサー等の設置等、危険情報収集機器の整備に努める。

イ 子どもにもわかりやすい避難所、避難場所等位置図等を作成・配布することにより、住民への災害に関する情報の周知を行う。

(2) 予報または警報の発令および伝達

ア 予報、または警報の発令基準の設定について検討する。

イ 緊急時に住民の避難を促すためのサイレンの設置、警戒区域に係る住民の電話連絡網の作成等により、危険情報の伝達手段の整備を行う。

ウ 福祉保健部、子ども未来部は、警戒区域等内の高齢者・障害のある人や子ども・乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して必要な情報の連絡を行う。

(3) 土砂災害ハザードマップ作成と周知

危機管理課および建設部は、避難場所の周知および円滑・迅速な避難等を確保するため、災害危険場所や避難場所等を明記したハザードマップを作成し周知する。

参照

*土砂災害ハザードマップ【資料編 P1-4-21 参照】

*要配慮者利用施設【資料編 P4-6-1 参照】

*彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱【資料編 P7-1-122 参照】

第7 地震災害警戒避難体制の整備

【現状】

地震を主目的とした警戒避難体制については、地域防災計画の見直しを行うなど、迅速な体制の確立について整備を進めている。

【方針】

震災予防と人命の安全を第一とした緊急時の災害応急対策活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、震災に対する警戒避難体制の確立を図る。

1 震災危険区域の把握と住民への周知

【担当課】危機管理課、建設管理課、道路河川課、県砂防課、湖東土木事務所

危機管理課および建設部は、危険区域を常に把握し、必要に応じて見直すとともに、地域住民に周知を行う。

2 地震情報の把握

【担当課】危機管理課

危機管理課は、地震情報ならびに震災状況を迅速かつ的確に把握して、緊急の応急対策が円

滑に行われるように努める。なお、気象台の発表する地震情報および震度情報ネットワークシステムにより震度を把握する。

3 水防倉庫・備蓄倉庫および資機材の点検・整備

【担当課】危機管理課、道路河川課、建設管理課、県

市は、応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

4 地域住民による震災対策活動の強化と自助意識の醸成

【担当課】危機管理課、消防本部・署、消防団

市、消防本部は、地域住民による震災対策活動の強化を推進し、「震災から自分たちの生命・身体と財産は自分たちで守る。」という自助意識を醸成するよう努める。

5 震災危険箇所・地域ごとの警戒避難方法の周知

【担当課】危機管理課、道路河川課、建設管理課、警防課、通信指令課、市民課、社会福祉課

危機管理課および建設部は、関係各部の協力を得て、震災危険箇所・地域ごとに次のような事項からなる警戒避難方法を定め、地震ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等により周知する。

- (1) 情報連絡体制
- (2) 避難場所
- (3) 避難路

参照

- *地震ハザードマップ【資料編 P1-5-11 参照】
- *液状化マップ【資料編 P1-5-12 参照】
- *家屋倒壊マップ【資料編 P1-5-13 参照】
- *要配慮者利用施設【資料編 P4-6-1 参照】

第2節 避難施設等の対策

第1 避難施設等の対策

【現状】

本市の避難事例は、河川氾濫の危険性によるものが多い。特に芹川・犬上川・宇曾川・愛知川沿い等の住民および鳥居本地区の山間集落部の住民は、避難施設まで遠距離の移動が必要な場合があり、こうした地区では身近で安全な避難施設の整備が必要であるとともに、警戒・避難体制の確立を図る必要がある。

また、鈴鹿西縁断層帯による地震、南海トラフ地震等大規模な地震が発生する可能性があり、その際は、家屋の倒壊等により余儀なく避難所生活を強いられる住民が発生することが予想される。したがって、地震に対しても安全な避難施設の整備が必要であるとともに、警戒・避難体制の確立を図る必要がある。

【方針】

災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難対策の整備・推進を行うとともに、平時から避難施設等については、自然社会状況の変化に応じて適切な施設を選定し、その見直しと施設整備等に努めるとともに、避難施設について地域および職場での周知徹底を図る。

なお、避難場所、避難路は、鈴鹿西縁断層帯地震、南海トラフ地震発生時等に住民が安全に避難できるように選定・整備するとともに、避難所の開設、運営および避難所生活へのフォロー、要配慮者への配慮等の充実に努めることとする。

また、要配慮者および男女のニーズの違い、性的指向・性自認等に配慮した避難場所環境整備の充実に努めるとともに、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

なお、本計画では、災害時の避難場所または避難施設について、以下のとおり定義する。

- ・ 指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から逃れるための場所または施設
- ・ 指定避難所：一定期間滞在して避難生活を送る場所
- ・ 広域避難地：火災の輻射熱から身体を守るためにおよそ10ヘクタール以上の広さを持つ公園、広場等のオープンスペース

1 指定緊急避難場所の指定・整備

【担当課】危機管理課、ライフサービス課、道路河川課

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 指定緊急避難場所の種類

市の避難場所は、指定緊急避難場所、指定以外の避難場所の2種類とする。

指定緊急避難場所は、切迫した災害の危険から逃れるための場所または施設として、災害の種類ごとに市が指定する。

また、指定以外の避難場所は、市の設置基準に該当し、あらかじめ市と協定を締結した施設で、民間事業者等が管理する施設とする。

イ 災害種別ごとの指定緊急避難場所指定方針

(ア) 洪水時の指定緊急避難場所の指定方針

- a 原則として、水防法で指定される浸水想定区域外に立地する施設とするが、浸水想定区域内においては、想定浸水深を超える高さに居室がある施設
- b 同時に発生する可能性が高いため、原則として土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設とするが、土砂災害警戒区域内においては、土砂災害警戒区域外に居室がある施設
- c 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること
- d 大雨や風から身を守ることができること

(イ) 土砂災害（がけ崩れ、土石流）時の指定緊急避難場所の指定方針

- a 原則として土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設とするが、土砂災害警戒区域内においては、土砂災害警戒区域外に居室がある施設
- b 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること
- c 土砂災害が発生する気象状況（集中豪雨）から身を守ることができること

(ウ) 地震時の指定緊急避難場所の指定方針

- a 地震に伴う土砂災害の発生を考慮し、原則として土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設または場所とするが、土砂災害警戒区域内においては、土砂災害警戒区域外に居室がある施設または場所
- b 建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年6月1日以降）に適合する施設
- c 建物の倒壊や火災の影響を受けない、駐車場、グラウンド、広場等
- d 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること

ウ 指定緊急避難場所の配置方針

指定緊急避難場所は、災害発生時に住民が緊急に立退き避難をする場所であり、市は可能な限り住民の身近な場所にバランス良く配置する。

(2) 指定緊急避難場所の整備

指定緊急避難場所は、避難者のスムーズな収容とその安全確保等のための整備を図る。

ア 安全確保

(ア) 避難者のニーズに配慮した避難所の整備

要配慮者および男女のニーズの違い、性的指向・性自認等に配慮し、要配慮者が使用しやすい設備となっているか、他者の視線を気にせず誰もが安心して使えるトイレ・更衣室の用意が可能な施設であるか等の把握を行い、必要に応じて設備の充実を図る。

イ 迅速な収容の促進

(ア) 指定緊急避難場所表示板の整備

(イ) 誘導標識等の整備

2 災害危険箇所ごとの避難場所および避難方法の検討

【担当課】危機管理課

災害危険箇所ごとに、次のような事項からなる警戒避難方法を定め、毎年これを見直し、必

要に応じて広報ひこねに掲載し、市民に周知徹底を行う。

- (1) 情報連絡体制
- (2) 避難場所

3 避難施設の管理者等との事前協議

【担当課】危機管理課、各担当部課

災害時に避難施設として適切な対応がとれるよう、避難場所となる施設の管理者等と平時から十分な事前協議を行う。また、避難生活が長期にわたる場合の避難者の受入れ施設をリストアップしておく。

- (1) 市が管理する施設以外の管理者等とは、特に所要の事前協議を行う。
- (2) 収容施設としての日常的な維持管理の徹底を図る。
- (3) 市は施設管理者との連携体制の強化に努めるとともに、鍵の不在によるリスクを回避するため、指定避難所の鍵を緊急初動チームに管理させるなど、迅速・確実な避難所開設を目指すよう努める。

4 指定避難所の指定・整備

【担当課】危機管理課、各担当部課

- (1) 指定避難所の指定

ア 指定避難所の指定方針

指定避難所は生命、身体の危険から身を守ることを目的とする指定緊急避難場所とは異なり、被災者の住宅が回復するまで、あるいは、応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となるものとして位置づけ、学校施設等を主体に構造、規模および用途の点から安全で適切な施設を指定する。

イ 指定避難所の配置方針

指定避難所は、災害時に立退き避難した住民が生活する施設であるため、以下の事項を勘案して配置する。

- (ア) 学区単位を基本にバランス良く配置する。
- (イ) 地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮して配置する。
- (ウ) 防災拠点との位置関係を考慮して配置する。

ウ 指定避難所の必要機能

指定避難所は、以下の条件を満たすものとする。このため指定避難所のうち、これらの条件を満たさないものについては、必要な整備を行う。

- (ア) 鉄筋コンクリート造の建築物で耐震性を有するもの
- (イ) 各避難所には給水施設を整備する。
- (ウ) 有線電話、防災行政無線、テレビ等を具備する。
- (エ) 食糧品・寝具等必要な物資の備蓄
- (オ) 高齢者、障害者に対応したスロープ、車椅子対応トイレ等の整備
- (カ) 負傷者を一時的に収容するための救護設備の整備
- (キ) 避難行動要支援者に対応可能な福祉避難室の整備
- (ク) 救護用資機材の整備

エ 指定避難所の指定に当たっての注意事項等

(ア) 管理者の同意

市は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者（市を除く）の同意を得るものとする。

(イ) 県への通知

市は、指定避難所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに公示する。

(ウ) 指定の取消

市は、当該指定避難所が廃止され、または基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を知事に通知するとともに公示する。

(エ) 住民への周知

市は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を住民に周知する。

オ 多様な施設の利用

市は、指定避難所が不足する場合は、指定緊急避難場所や指定以外の避難場所の利用を検討し、更に不足する場合は以下に掲げる多様な施設の利用を図る。

(ア) 県有施設

(イ) 寺院、ホテル、旅館等の民間施設

(ウ) 隣接市町等の施設

(エ) その他の施設

カ 指定避難所の整備

市は、指定避難所について、管理者と十分調整を図り、施設・設備の整備に努める。

(ア) 指定避難所に指定されている施設等の耐震性の強化

指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材（天井等）についても耐震対策を図る。

また、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を推進する。

(イ) 設備の充実による避難施設としての機能強化

- a 非常用電源（非常時に利用できる太陽光発電設備や蓄電池等を含む）、自家発電機
- b 衛星携帯電話等複数の通信手段
- c 照明設備
- d 食糧、飲料水、生活用品の確保
- e マスクや手指消毒液の確保
- f 暖房器具
- g マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- h 簡易トイレ、マンホールトイレシステム
- i パーティション
- j 感染症対策用品 等

(ウ) 要配慮者、女性、乳幼児等を考慮した設備の整備

- a 紙おむつ等の介護用品
- b 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- c 生理用品
- d 粉ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）、おむつ等の乳幼児用品

(2) 指定避難所の整備

ア 指定避難所の整備

避難所としての機能を充実させるとともに、学区の防災拠点と位置付けて防災施設等の整備を図る。

(ア) 避難場所としての機能の整備

市は、避難所に選定される学校等の耐震化の推進を図るとともに、要配慮者が利用しやすいようバリアフリー化に努めるものとする。

(イ) 性暴力・DVの防止

性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(ウ) 防災活動拠点としての強化

指定避難所は単なる避難所としてだけでなく、さらに進めて防災活動拠点としての性格の強化に努める。

a 人員の強化

担当者の防災教育や災害時の職員派遣等を行う。

b 防災活動設備の整備

有線・無線通信機器の整備を図る。

イ 避難所

避難所は、身体生命の危険から身を守ることを目的とする「避難場所」と異なり、被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となる。したがって、係員による避難所の開設および運営が必要となる。

ウ 収容者の滞在援助

日常生活品の備蓄

エ 良好な生活環境の確保に向けた取組

市は、避難所運営マニュアルを作成し、避難所の開設時に、各避難所と市本部との連絡体制の確立や各避難所における避難者のリスト作成を早急に行えるようにする。また、避難所の組織体制および応援体制の整備、避難所における備蓄、避難所運営マニュアルの周知等に努め、避難所における良好な生活環境の確保を図る。

また、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

その他の避難所の開設および運営の具体的方法については、災害応急対策 第3章第1節「避難行動」による。

5 避難路の整備

【担当課】危機管理課、道路河川課

安全な避難確保として、避難路となる道路整備に努める。

避難路とは、広域避難地へ通じる道路または緑道であって、避難圏域内の住民を当該広域避難地に迅速かつ安全に避難させるため、予め指定したまたは整備する道路等をいう。

避難路の選定要件は、広域避難地に通じる道路等であって、幅員は、道路で15m以上、緑道で10m以上を確保するように努める。

避難路としての道路については、次の点を考慮して整備を行う。

- (1) 避難路の整備は、要避難地域から避難先までが長距離で、また災害の危険性が高く自由に避難することが困難な地区から優先的に行う。
- (2) 避難路としての道路・橋りょうの新設や増幅・歩道等の改良は、防災都市づくりの一環として整備を行うが、整備促進のため積極的に関係機関に要請を図る。
- (3) 避難路における障害物・倒壊物の状況を把握し、その除去・防止を図る。

6 表示板等の整備

【担当課】危機管理課

- (1) 避難場所に災害種別ごとに対応した避難場所を明示した表示板を設置する。
- (2) 避難場所の周辺に誘導標識を設置する。

7 避難に関する情報の周知・広報

【担当課】危機管理課、広報戦略課

避難に関する情報（避難方法等）について、防災マップ・各種ハザードマップ・広報ひこね・彦根市ホームページ等を通じて、市民に対する周知の強化を行う。

8 避難行動要支援者等の避難支援の検討

【担当課】危機管理課、社会福祉課

避難行動要支援者、遠距離避難者等のために、バス派遣などの避難支援の検討を行う。

9 福祉避難所の指定

【担当課】危機管理課、社会福祉課

市は災害発生時には、避難所での避難生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者など避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人）に対しては、指定避難所である市内17小学校の特別教室や空き教室を「福祉避難室」として指定する。また、障害者福祉センター等の公共施設等の利用に加え、民間の社会福祉施設などを「福祉避難所」として指定する。

これらの対応を的確に実施できるよう環境整備に努める。

10 指定避難所の通信網強化

【担当課】危機管理課

避難施設の非常時通信網強化のため、市指定の避難施設には防災行政無線の送受信機器を整備する。

11 帰宅困難者対策

【担当課】危機管理課、地域経済振興課、観光交流課、教育総務課、県教育委員会、各種学校法人

市は、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ホテル等が食糧や水、休憩場所を提供できるよう、環境整備に努める。

また、学校等では、保護者が帰宅困難者となる場合もあることから、児童・生徒の安全確保および保護者への引渡しに係る方針を平時から児童・生徒およびその保護者へ周知することに努める。

参照

- *指定緊急避難場所の指定方針【資料編 P4-1-1 参照】
- *指定避難所の指定方針【資料編 P4-1-2 参照】
- *指定緊急避難場所、指定避難所【資料編 P4-1-4 参照】
- *避難経路として想定される主要道路【資料編 P4-2-1 参照】

第2 避難行動要支援者対策

【現状】

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものは、いわゆる避難行動要支援者と呼ばれている。

現在、ひとり暮らし高齢者等を対象に彦根市緊急通報システムが稼働しているものの避難行動要支援者への対応については、関係所属・機関等が連携を保ち総合行政として取り組む必要がある。

また、災害時避難行動要支援者支援制度によるシステムを活用し、情報の収集、管理を行い、迅速な対応を図る。

【方針】

避難行動要支援者は、災害の認識や避難指示等の受理、自力避難などが困難であり、災害時における避難行動要支援者の保護安全のため、市・県・防災関係機関は、施設および地域社会の協力のもとに、対象者の把握、設備等の点検改良、施設ごとの防災計画策定と訓練実施、指導・啓発等、種々の施策に努める。

災害は突発的に起きるため精神的に動揺することが考えられるので、避難行動要支援者に対する配慮は極めて重要である。

なお、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」（内閣府）に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料編（P7-1-122）に示す。

また、災害時における要配慮者の円滑・迅速な避難等を確保するため、災害時避難行動要支援者支援制度への登録を推進し、「避難行動要支援者個別支援計画」作成マニュアルを参考に、地域における避難支援の推進を図る。

災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合が高いことを背景とし、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、これまで取組指針で取り組むこととしていた個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことから、関係課が連携し、個別避難計画の作成・更新を行う。

1 社会福祉施設等の対策

【担当課】福祉保健部、子ども未来部、危機管理課、病院総務課、学校教育課、生涯学習課

関係行政機関は、情報交換を行い相互協力のもと、以下の要配慮者支援対策および避難行動要支援者対策を推進する。特に、避難行動要支援者のための避難支援対策の検討を行う。

(1) 防災計画の策定

各施設管理者は、災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災対策計画を策定する。

また、防災対策計画には自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、防災対策計

画等の内容や避難訓練の実施状況について、県や市が施設開設時および定期的な指導監査等の機会を通じ、防災対策計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合いに応じた複数の避難先の確保状況等について確認するよう努める。

平成29年6月に水防法および土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けられた。

さらに、令和3年5月にも水防法および土砂災害防止法が改正され、避難訓練の実施報告が義務付けられた。

市は、円滑な避難確保計画の作成・避難訓練の実施に向けて、要配慮者利用施設との連携を図る。

※義務付けは、市地域防災計画に、施設の名称および所在地が定められた施設が対象

(2) 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

(3) 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や附属危険物を常時点検する。また、火気については、日頃から安全点検を行う。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員の支援だけでは不十分な場合が予想される。常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民、自主防災組織、自治会、事業所等の協力が得られる体制づくりをする。

(5) 緊急連絡先の整備

緊急時には保護者または家族と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行う。

2 在宅の要介護者の対策

【担当課】福祉保健部、危機管理課、警防課

(1) 対象者の範囲

防災上対象となる要介護者の範囲は、在宅で生活を営む重度心身障害者、寝たきり老人、乳幼児およびこれらに準じる者。

(2) 避難行動要支援者の避難支援制度の推進

社会福祉課は、災害時における避難行動要支援者の円滑・迅速な避難等を確保するため、災害時避難行動要支援者支援制度への登録を推進し、「避難行動要支援者個別支援計画」作成マニュアルを参考にした避難訓練の実施を推進し、地域における避難支援の推進を図る。

(3) 要介護者の把握

市は、在宅の要介護者の把握に努める。ただし、これらの対象者の情報は、プライバシー保護の立場からその管理に注意する。

当面の対応策としては、避難行動要支援者のうち寝たきり、独居等の高齢者および心身障害者を主体に福祉保健部および消防本部の避難行動要支援者救護体制の確立を図り、あわせて関

係各部の内部体制を強化する。

このため、社会福祉課は、毎年、年1回に定時整備として、避難行動要支援者の住区別リストおよび民生委員・児童委員の地区別リストを打ち出しするものとし、通年、逐次最新の情報整理に努める。

(4) 地域でのバックアップ体制の確立

市は、広報等により在宅の要介護者をはじめとして、家族、地域住民に対する要介護者への配慮について啓発を行うとともに、地域の民生委員・児童委員や福祉ボランティアおよび周辺の自主防災組織、自治会等に協力を要請し、地域でのバックアップ体制の確立を図る。

ア 在宅の要介護者およびその家族に対する指導

- (ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- (イ) 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的にコミュニケーションを図ることに努力する。
- (ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

イ 地域住民に対する指導

- (ア) 自治会等において、地域住民の要介護者の把握に努め、その支援体制を平時から整備する。
- (イ) 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
- (ウ) 地域防災訓練等に要介護者およびその家族が参加する。
- (エ) 地区民生委員・児童委員に対し、研修会等を通じて、防災面での地域協力の気運を盛り上げる。
- (オ) 自治会や自主防災組織等を通じて、地域に協力する。

3 外国人等への対策

【担当課】危機管理課、人権政策課、観光交流課

前記以外の避難行動要支援者としては、外国人・旅行者等が考えられる。日本語に不慣れな外国人や地理に不案内な旅行者などは、避難行動要支援者に位置付けられる。

したがって、特に訪日外国人に対して、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き（平成26年10月：国土交通省観光庁）」を踏まえ、次の対策を実施する。

- (1) 外国人等への防災知識、訓練の普及
- (2) 外国語による防災情報等の表示の推進

外国人に対して、外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物を配布する。

- (3) 外国人等が自分で行動できる条件の整備

外国人については、言葉の壁の問題が大きい。そのため、広報活動等において英語等を併用して実施する。また、標識等は「彦根市公共サインガイドライン」に従い可能な限り2か国語表示（日本語・英語）を行い、主要な名称にはローマ字やふりがな（ひらがな）併記とすることを検討していくとともに、指定緊急避難場所および指定避難所の表示板を整備・更新するときは、内閣府が示した災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）で全国標準化された表示方法に倣い、ふりがな（ひらがな）や外国語（英語）での併記や共通のピクトサインである災害種別図記号の使用に努める。

- (4) 地域でのバックアップ体制の確立

周辺の自主防災組織、自治会等に協力を要請し、地域でのバックアップ体制の確立を図る。

4 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内の避難行動要支援者が利用する施設に対する情報の伝達

【担当課】福祉保健部、子ども未来部、危機管理課、警防課、人権政策課、病院総務課、学校教育課、生涯学習課

市は、愛知川・宇曾川・犬上川・芹川・琵琶湖浸水想定区域内の高齢者・障害のある人や子ども・乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（資料編P4-6-1参照）に対して必要な情報の連絡体制を整備するなど、必要な対応マニュアルの整備に努める。

また、同施設の管理者に避難計画の策定や避難訓練の実施等に努めるよう周知する。

参照

*要配慮者利用施設【資料編 P4-6-1 参照】

第3節 雪害予防対策

第1 雪害予防対策

【現状】

本市における道路除雪体制（除雪路線および実施区分の分担）は、以下のとおりである。

- ・ 国道および県道は、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および県が行う。
- ・ 市道等の実施区分は資料編（P4-5-6参照）に示すとおりである。

【方針】

市民生活の安定のため、除雪体制を整備し、道路交通の確保と雪害の軽減を図る。

1 除雪計画の策定

【担当課】建設管理課、道路河川課、県土木交通部、滋賀国道事務所

除雪対策本部（事務局は建設部に置く）は、毎年、除雪計画を策定する。

市内主要道路の除雪路線の選定については、地域差をなくし、地域住民に密接したものでなければならぬこと等を考慮し、除雪機械進入の可否および現有機械の能力により定める。

また、除雪の実施区分の分担については、毎年、県および関係機関と協議する。

2 市内主要道路の除雪体制の強化

【担当課】道路河川課、建設管理課、農林水産課、県土木交通部、滋賀国道事務所

市は、冬期における道路交通の安全を確保するため、平時から主要道路の除雪および凍結防止等を目的として、除雪機械の整備および要員を確保するなど、除雪体制の強化に努める。

(1) 除雪機械の整備

ア 平時から除雪の万全を期するよう機械の整備を行う。

イ 規定値を超える豪雪または緊急除雪を要する場合に備え、建設業者等と委託契約を締結し、除雪計画を定めておく。

(2) 補助金の活用

市は、市民の自主的な協力を得るために、彦根市除雪用機械購入事業補助金交付要綱および彦根市地域除雪作業委託事業補助金交付要綱に基づく補助事業を活用し、自治会等組織による除雪を促進する。

(3) 凍結防止対策

道路管理者は、冬期における主要道路の凍結を防止し、道路交通の安全を図るため凍結のおそれがある場合は、凍結防止剤（塩化カルシウム等）を散布する。また、凍結のおそれのある場合の注意喚起として、一般住民に対し次の事項の周知徹底に努める。

ア 凍結のおそれのある場合には、道路に水をまかない。

イ 道路にみだりに雪を積んだり、雪氷などをまかない。

時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材および防災資機材を携行する。

- (1) 国、県、最寄りの警察、消防機関への迅速な通報
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 放射性同位元素等輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の立ち入りを禁止する措置
- (4) モニタリングの実施
- (5) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (6) 放射性物質による汚染の拡大の防止および除去
- (7) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、放射性同位元素取扱事業者等は、放射線障害が発生する場合に備え、国（原子力規制委員会、国土交通省）、県、市、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

第5節 原子力災害対策

第1 原子力災害対策

【現状】

県北部と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子力施設が設置されている。

また、本市から最も近い関西電力（株）の美浜発電所までの距離は、最短で約50kmの位置関係にある。

【方針】

原子力事業所で原子力発電所事故が発生し、その影響が本市に及ぶ場合または及ぶおそれがある場合に対する備えとして、災害応急対策を円滑に実施できるよう、機能的な活動体制の整備を図る。

1 情報の収集・連絡体制の整備

【担当課】消防本部・署、危機管理課、各担当部課、彦根警察署、各関係機関

緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、平時から以下の安全対策を講ずる。

- (1) 市は、原子力災害を未然に防止するため、県と緊密な連携の下、原子力事業所およびその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。
- (2) 市は、県と緊密な連携の下、県が実施する周辺環境の安全を確認するため環境放射線のモニタリングに協力するとともに、モニタリングの評価結果について把握する。また、平時より、市独自での環境放射線のモニタリングの実施に努める。
- (3) 市担当課と関係機関は、原子力災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平時から整備しておく。
- (4) 市は、国、県および防災関係機関と連携体制を構築し、原子力災害発生時からの経過に応じ、市民に提供すべき以下の情報の項目について整理しておく。また、市民からの問合せに対応する市民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

なお、情報連絡・伝達体制の整備については、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の避難行動要支援者および一時滞在者に十分に配慮する。

- ア 原子力災害および現地における応急対策の状況
- イ 県下における影響の有無やその程度
- ウ 県や国等が講じている応急対策に関する情報
- エ 交通規制や公共交通機関の運行の状況等
- オ 環境放射線モニタリングシステムデータ
- カ 環境試料モニタリングデータ

災害発生時の円滑な復旧の基本情報となる土地情報（所有者、地番、境界、面積等）を復元可能な数値データで整備・保存する地籍調査の推進を図る。

6 民間との協力体制

【担当課】危機管理課、生活環境課、道路河川課、警防課

(1) 土木資機材、労力などの調達

人命救助、被災住宅の応急処理等における土木資機材、労力等などの調達を円滑に実施するため、建設業者と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」の締結を行っており、建設業者との協力体制の確立を図っている。

(2) 応急対策用資機材の燃料等調達

災害時における応急対策用資機材の燃料等の調達を円滑に実施するため、燃料等供給業者と「災害時における燃料等の供給協力に関する協定書」の締結を行っており、燃料等供給業者との協力体制の確立を図っている。防災用備蓄資機材庫の必要資機材は資料編（P4-3-1参照）に示すとおりである。

なお、現在協定の締結を行っている団体は資料編（P2-2-1参照）に示すとおりである。

(3) 倉庫業者との応援協定締結の推進

災害時に大量の支援物資が届けられたときに、収容スペースや仕分け等に関して、民間事業者の倉庫施設や専門家のノウハウを活用することにより、被災者への支援物資の円滑な供給を図るため、倉庫業者との応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

参照

*水防倉庫の現有資機材【資料編 P1-3-11 参照】

*彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編 P2-2-1 参照】

*防災用備蓄資機材庫の必要資機材【資料編 P4-3-1 参照】

第2 救急救護体制の整備

【現状】

彦根市立病院が、湖東保健医療圏における「災害拠点病院」として県から指定されている。

市の医療救護体制については、「彦根市消防本部集団救急救護活動要綱」のほか、湖東保健医療圏内の関係機関で構成される湖東地域救急高度化推進協議会（事務局：彦根市消防本部警防課）および滋賀県広域消防相互応援協定等において集団救急事故災害対策等について協議、検討するとともに、警防課・通信指令課が軸となって管内の救急病院と定期的な会議を持ち、災害時の医療救護体制の充実に努めている。

【方針】

市は、関係機関の協力のもと、災害時に多発する救助・救護要請と応急医療措置に対処するため、消防機関を中心に機動力の増強、資機材の整備、隊員・市民の指導育成に努めるとともに、災害時の初動医療体制の充実、医薬品の確保に努める。

災害時の医療・救護活動を円滑に実施するため、災害拠点病院である「彦根市立病院」を中心拠点に、彦根医師会、彦根歯科医師会、彦根薬剤師会や関係機関の協力を得て、集団救急事故等における救急、救護体制の充実、強化を図るものとする。

1 救助救急体制の整備

【担当課】警防課、健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関

- (1) 災害の様態の複雑多様化に的確に対応するため、救助に関する教育訓練体制の充実、救助用資機材の整備等、救助体制の充実強化を図る。
- (2) 広域的または局地的に発生が予想される救急事象に対処するため、救急救命士の養成等救急隊員に対する教育訓練の拡充、高規格救急車をはじめとする高度救急処置用資機材の整備等を推進し、救急業務体制の充実強化を図る。

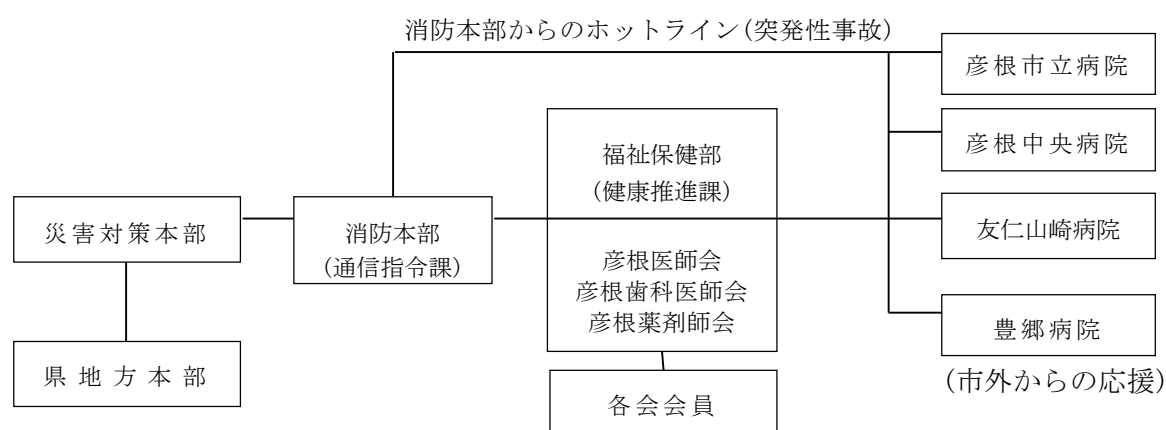
2 救護体制の整備

【担当課】警防課、通信指令課、健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関

救急救護事象に対処するため、救急救護資機材の備蓄・開発を推進し、医療機関との情報通信機能の確保と有機的な連携協力のもと、一貫性のある応急救護体制の確立を図る。

市が整備すべき短期的課題としては、消防本部と救急告示4病院との連絡会議による協力体制を軸として、次の現場活動体制を確立する。

〔消防本部からのホットライン（突発性事故）〕



- (1) 災害現場への医師、看護師の派遣に伴う諸手当、医薬品等の入手経路等、その手続および処理の方法を具体化していく。
- (2) 平時の体制から災害時の体制へ円滑に移行できる体制として、次のような現場活動機構・体制を確立する。

4 災害時の相互協力体制

【担当課】生活環境課、清掃センター、（一財）彦根市事業公社

ごみ処理、し尿処理に係る民間の委託業者・許可業者等に対して、緊急時における人員、車両等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努めると共に、近隣の市町間との応援協定等の締結等、相互支援体制の整備に努める。

5 廃棄物仮置場等の配置計画

【担当課】生活環境課、清掃センター

交通事情、地域ごとの廃棄物発生量、安全性、収集効率等を考慮し、平時から一次仮置場・二次仮置場を確保する等の緊急処理のための配置計画を検討する。

参照

*ごみ処理施設およびし尿処理施設【資料編 P4-6-9 参照】

*がれき仮置場候補地【資料編 P4-6-12 参照】

第6 緊急輸送体制の整備

【現状】

本市では、これまでに道路の整備や公共交通の促進に努め、都市交通を取り巻く課題解決に向け、ハード対策・ソフト対策を進めてきた。特に国道8号バイパスをはじめとする幹線道路の改良計画はあるものの、実現には相当の時間が必要であり、慢性的な渋滞は解決できず、短期的な対策を講じていかなければならない状況である。

【方針】

災害発生時に、緊急要員および緊急物資の輸送・供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

1 広域的防災対策とネットワーク化

【担当課】建設管理課、道路河川課、各担当部課

- (1) 市は、国および県と協力し、発災直後から救急輸送手段が確保可能なように、広域的な救急輸送活動の中心となる道路、港湾等について、通行、使用の可否や交通状況の早急確認と情報の共有化に努めるものとする。
- (2) 市は、国および県と協力し、道路、港湾等が被災した場合の輸送戦略を検討するものとする。
- (3) 市は、国および県と協力し、医療活動や救助活動、実働部隊の展開、物資輸送の拠点となる防災活動拠点について、防災関係機関相互の連携を図りつつ実効的なネットワークづくりを推進するものとする。

2 緊急輸送ネットワークの整備

【担当課】建設管理課、道路河川課、各担当部課

県指定の緊急輸送道路、広域陸上輸送拠点、広域湖岸輸送拠点等をもとにして、市における市内輸送拠点および市緊急輸送道路および輸送補助路線を定め、さらにはヘリポート等を結んだ緊急輸送ネットワークの整備を図る。

(1) 市配送拠点

- ア 彦根市スポーツ・文化交流センター
- イ 農村環境改善センター
- ウ (株)中通
- エ 福山通運(株)彦根営業所
- オ 彦根総合スポーツ公園

(2) 市備蓄倉庫

- ア 彦根市スポーツ・文化交流センター
- イ 稲里防災備蓄倉庫
- ウ 西沼波防災備蓄倉庫
- エ (株)中通 第3倉庫1号棟
- オ 彦根総合スポーツ公園

3 市の緊急輸送道路の指定

【担当課】建設管理課、道路河川課、各担当部課

県指定の第一次および第二次緊急輸送道路と広域陸上輸送拠点、広域湖岸輸送拠点等をもとにして、それらから市内配送拠点、備蓄倉庫等を効率的に結ぶことができる、市の緊急輸送道路を指定する。(第三次緊急輸送道路)

4 市の輸送補助路線の指定

【担当課】建設管理課、道路河川課、各担当部課

県指定の第一次および第二次緊急輸送道路と市指定の第三次緊急輸送道路のほか、それらの路線と避難所等を効率的に結ぶことができる、市の輸送補助路線を指定する。

なお、物資等の輸送を確実に実施するために市の輸送補助路線を指定するが、災害時において、物資等の輸送が確実に実施できる別の路線が近隣に存在する場合には、この限りではない。

5 緊急輸送道路の整備

【担当課】建設管理課、道路河川課、各担当部課

緊急輸送道路または輸送補助路線にあたる市道および橋りょうについては、災害発生時においても緊急輸送が確実に実施できるよう、定期的な点検を行うとともに耐震性をも十分配慮し

た補強、整備を進める。

- (1) 構造物（橋りょう、法面、土留、トンネル、落石対策施設、防雪設備）の点検補修、ならびに改良強化を実施する。
- (2) 比較的被害を受け易い弱点箇所（軟弱地盤層上の盛土、橋けた支承部分など）を抽出し、災害時の動的変形の予防に恒久的な対策を検討して逐次補強工事を進め強化を図る。
- (3) 土砂崩壊・落石などの危険箇所については、法面防護工を設置し、また老朽橋りょうについては、架け替え・補強などを推進し、災害に対し万全の措置を講ずる。

参照

- *緊急輸送道路【資料編 P4-5-1 参照】
- *緊急輸送ネットワーク図【資料編 P4-5-3 参照】
- *市内配送拠点【資料編 P4-6-14 参照】

第7 災害用ヘリポートの整備

【現状】

現在、滋賀県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場として、本市には5箇所が指定されている。防災ヘリコプター指定離着陸場および緊急援助隊ヘリコプター発着予定地、その他の災害時緊急ヘリコプター発着予定地は資料編（P4-7-1）に示すとおりである。

京滋ドクターヘリコプター飛行場外離着陸場として本市には51箇所が指定されている。

【方針】

災害時には、道路被害や道路上の障害物等の散乱等により被災地域への救急・救護活動・火災防御活動、緊急物資の輸送等の様々な応急対策活動やライフライン等の復旧活動に支障をきたすおそれがある。

こうした状況では、機動性があるヘリコプターによる応急・復旧対策活動が重要であるため、災害用ヘリポートの整備を推進する。

1 災害用ヘリポートの整備

【担当課】警防課、危機管理課

災害用ヘリポートとして、ヘリコプターの離着陸が可能な場所を選定し、追加指定・条件整備を進めるとともに、ヘリコプター発着予定地、避難所等との接続道路を確保するため、対象となる路線の選定・適切な幅員の整備に努める。

参照

- *防災ヘリコプター指定離着陸場等【資料編 P4-7-1 参照】

第8 遺体安置所、火葬場等の確保

【現状】

本市に住所を有する者や市内で死亡した者の遺体の火葬は、彦根愛知犬上広域行政組合（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）が管理する紫雲苑で実施している。

【方針】

災害によって大量発生する死者を一時的に安置し、円滑に火葬するために必要となる遺体安置所や火葬場等を確保し、公衆衛生上の危害発生の防止に努める。

なお、火葬場については、県と連携して、広域的な応援協力体制の整備に努める。

1 遺体安置所の確保

【担当課】危機管理課

災害時に死者が多数発生する場合を想定し、災害時に遺体安置所として利用可能な公共施設等をあらかじめ選定するとともに、施設管理者と災害時の施設利用条件等を調整する。

参照

*遺体安置所候補地【資料編 P4-6-14 参照】

2 火葬に関する応援協力体制の確立

【担当課】生活環境課、彦根愛知犬上広域行政組合

災害時に死者が多数発生または紫雲苑が被災し、利用できない場合に備え、県と連携して、広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づく応援協力体制の整備に努める。

また、災害時に死者が多数発生する場合に備え、災害時に応援協力可能な葬祭業者等を把握し、協力体制を整備するとともに、必要となる燃料、ドライアイス、柩等の資機材の在庫状況の把握、確保に努める。

(2) 動員配備体制表

ア 風水雪害等、地震災害、事故災害

動員		警戒第1号			警戒第2号		災 対 第 1 配 備		災 対 第 2 配 備		災 対 第 3 配 備	
本部室		危機管理監			危機管理監 本部連絡員		本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員					
		－			本部事務局長、危機管理班(全員)、 秘書班、総務班(班編成)、公有財 産管理班(班編成)、広報戦略班		本部事務局長、危機管理班(全員)、秘書班、総務班(班編成)、 公有財産管理班(班編成) 広報戦略班(課長)					
各所属		－			各支部長 各施設長		病院長 部長付き 各支部長、各施設長					
		ア	イ	ロ								
市長直轄部		危機管理班(全員)			□危機管理班(全員)		□危機管理班(全員)		原則として各所 属 2 名以上の職員 (課長補佐級以上 の職員を含む) ※3 総務班(全員) 公有財産管理班 (全員) 総務班(全員) 公有財産管理班 (全員) 震災時：建設部 (全員) 各所属職員の1/2 程度の職員(係長級 以上の職員を含む) ※4 全員			
企画振興部		－	※1	※2	次の部・班のあらかじめ指定され た職員 □秘書班							
スポーツ部		－	※1	※2	□企画班、まちづくり推進班、情報 政策班、広報戦略班、人権政策班、 人権・福祉交流会館班							
総務部		－	※1	※2	□スポーツ振興班、国スポ・障スポ総 務班、国スポ・障スポ競技班							
人事部		－	※1	※2	□総務班(班編成)、公有財産管理 班(班編成)、財政班、税務班、 債権管理班、契約監理班、臨時特 別給付金班、議会班、出納・監査班、							
市民環境部		－	※1	※2	□人事班、働き方・業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、 保険年金班、清掃センター班							
福祉保健部		－	※1	※2	□社会福祉班、障害福祉班、健康推 進班、高齢福祉推進班							
子ども未来部		－	※1	※2	□子ども・若者班、子育て支援班、 幼児班、発達支援センター班、幼 稚園保育所班							
観光文化戦略部		－	※1	※2	□観光交流班、エンタテインメント 班、文化財班、文化振興班							
産業部		－	－	※2	□農林水産班、地域経済振興班、農 業委員会班、							
建設部		道路河川班(震 災・風水雪害時)、 建設管理班(震災・ 風水雪害時)のあら かじめ指定された職 員			□建設管理班、道路河川班、市街地 整備班、建築班							
都市政策部		都市政策部(風水 雪害時)のあらかじ め指定された職員			□都市計画班、建築指導班、交通政 策班、住宅班							
上下水道部		上下水道部(震災 時)のあらかじめ指 定された職員			□上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班							
教育部		－	※1	※2	□教育総務班、学校教育班、学校支 援・人権・いじめ対策班、生涯学習 班、学校 ICT 推進班、彦根城博物 館班、図書館班							
					□支所・出張所 □左記※1 □左記※2							
消防部		警防班(風水雪害 時)のあらかじめ指 定された職員			－		【別に定める「彦根市消防計画(第12章招集計画)」(消防本部策定)に基づく】					
病院部		－	－	－	□病院事務局班		上記※3に同じ		上記※4に同じ		全員	
避難場所担当 施設管理者		※1 避難場所(土砂災害) ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム(震度5強以上)							

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

イ 原子力災害

動員	警戒第1号 (フェーズ1)	警戒第2号 (フェーズ2)	災対第2配備 (フェーズ3)	災対第3配備 (フェーズ4)
本部室	危機管理監	危機管理監 本部連絡員	本部長 副本部長 本部長付き 危機管理監 部長 本部付き 本部連絡員	
	事務局	—	本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、広報戦略班	
各所属	—	各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長 各施設長	
市長直轄部	危機管理班（全員）	危機管理班（全員）	危機管理班（全員）	全員
企画振興部	—	次の部・班のあらかじめ指定された職員 □秘書班 □企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班 □スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班 □総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班、 □人事班、働き方・業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班 □社会福祉班、障害福祉班、高齢福祉推進班、健康推進班 □子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班 □観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班 □農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班 □建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班 □都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班 □上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班 □教育総務班、学校教育班、学校ICT推進班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、彦根城博物館班、図書館班	各所属職員の1/2程度の職員（係長級以上の職員を含む） 総務班（全員） 公有財産管理（全員）	
スポーツ部	—			
総務部	—			
人事部	—			
市民環境部	—			
福祉保健部	—			
子ども未来部	—			
観光文化戦略部	—			
産業部	—			
建設部	—			
都市政策班	—			
上下水道部	—			
教育部	—			
消防部	警防班	【別に定める「彦根市消防計画（第12章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】		
病院部	—	□病院事務局班	各所属職員の1/2程度の職員（係長級以上の職員を含む）	全員

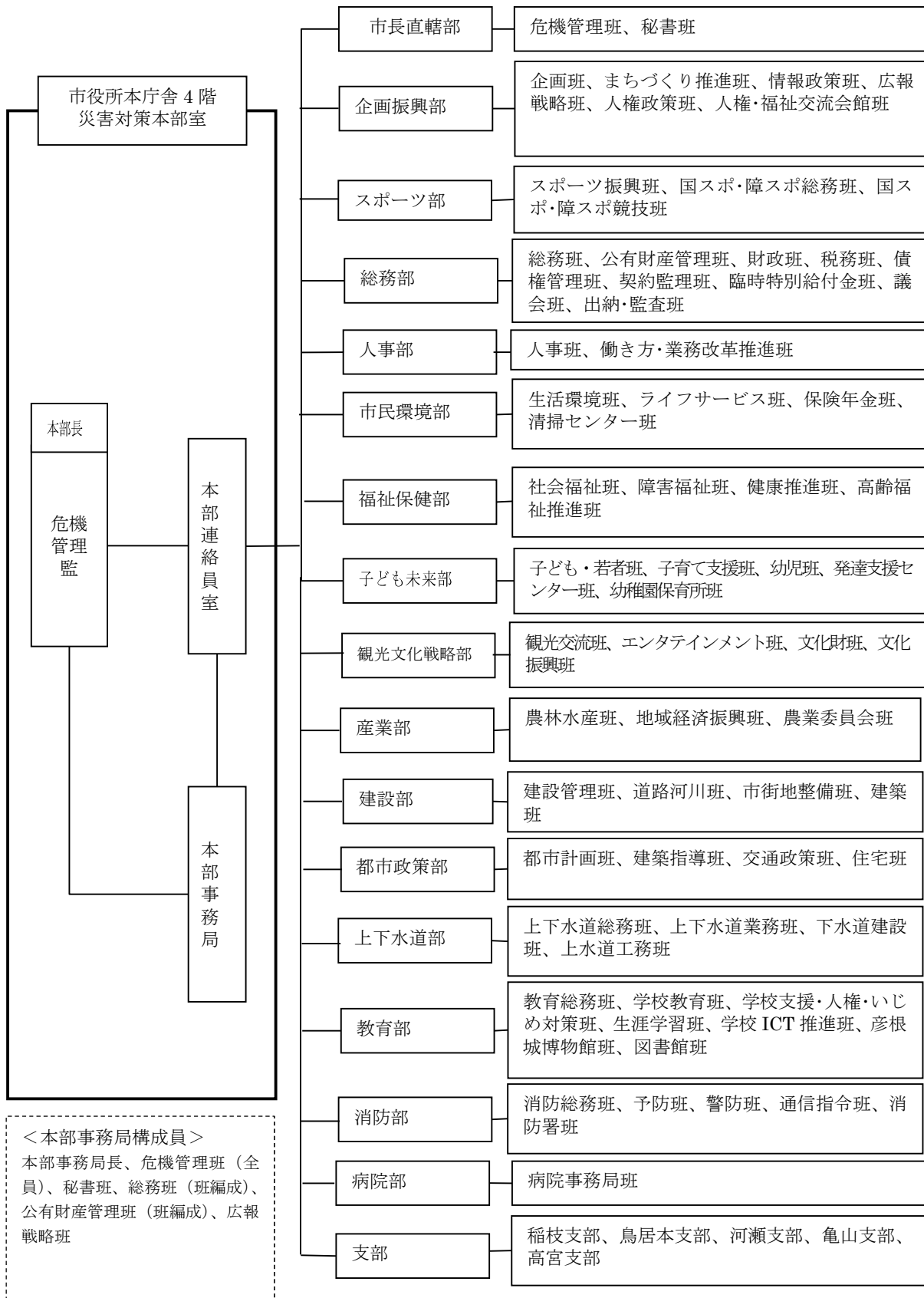
※現状の体制では、対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする。

2 災害警戒本部体制

(1) 市災害警戒本部体制図

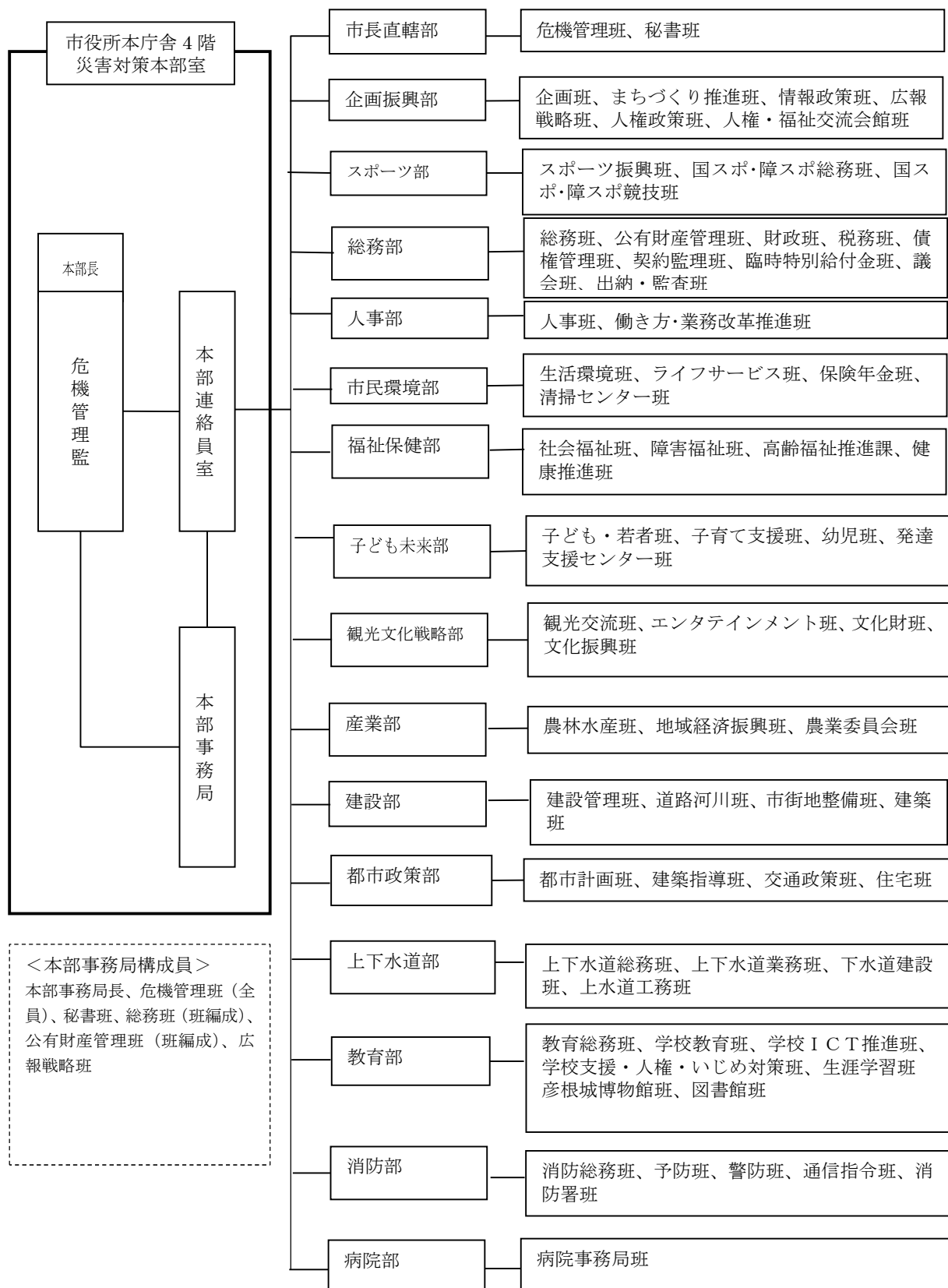
ア 風水雪害等、地震災害、事故災害

災害警戒本部体制および事故災害警戒本部体制は次のとおりとする。



イ 原子力災害

原子力災害警戒本部体制は次のとおりとする。



(2) 災害警戒本部室（事故災害警戒本部室、原子力災害警戒本部室）

災害警戒本部室（事故災害警戒本部室、原子力災害警戒本部室）は、市役所本庁舎4階災害対策本部室に置く。

市役所本庁舎が被災した場合は、彦根市スポーツ・文化交流センターに設置する。

(3) 災害警戒本部会議（事故災害警戒本部会議、原子力災害警戒本部会議）

災害警戒本部長（事故災害警戒本部長、原子力災害警戒本部長）が必要と認めたときは「災害警戒本部会議」（事故災害警戒本部会議、原子力災害警戒本部会議）を開催し、おおむね次の事項を協議する。なお、災害警戒本部会議（事故災害警戒本部会議、原子力災害警戒本部会議）は、災害警戒本部長（事故災害警戒本部長、原子力災害警戒本部長）、本部連絡員で構成し、本部事務局は事務を担当する。

- ア 災害警戒本部（事故災害警戒本部、原子力災害警戒本部）の設置および配備ならびに職員の動員に関する事
- イ 高齢者等避難の発令検討に関する事
- ウ 避難場所等の開設検討に関する事
- エ 災害対策本部の設置協議に関する事
- オ その他災害に関連した必要な事項

(4) 災害警戒本部長（事故災害警戒本部長、原子力災害警戒本部長）

- ア 災害警戒本部長（事故災害警戒本部長、原子力災害警戒本部長）には危機管理監を充てる。
- イ 危機管理監不在または事故ある場合は、危機管理課長がその職務を代行する。

(5) 本部事務局

- ア 災害警戒本部室（事故災害警戒本部室、原子力災害警戒本部室）に、本部事務局を設置する。
- イ 本部事務局長には、危機管理課長を充てる。
- ウ 本部事務局は、危機管理班、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、広報戦略班（広報担当員）から構成する。
- エ 本部事務局は、本部連絡員室と密接な連絡のもと、広報内容ほか各種情報の管理、各部班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営記録等の事務を担当する。

(6) 本部連絡員室

- ア 災害警戒本部室（事故災害警戒本部室、原子力災害警戒本部室）に、本部連絡員室を設置する。
- イ 本部連絡員室長には、市長直轄組織副参事を充てる。
- ウ 本部連絡員には、災害対策本部規程に定める職員を充てる。
- エ 本部連絡員は、災害対策本部室（本部連絡員席）に詰め、本部事務局と協力して、次の事項について部長および部内各班との連絡調整に当たる。

(7) 動員計画に基づく通知

(イ) 気象通報の伝達

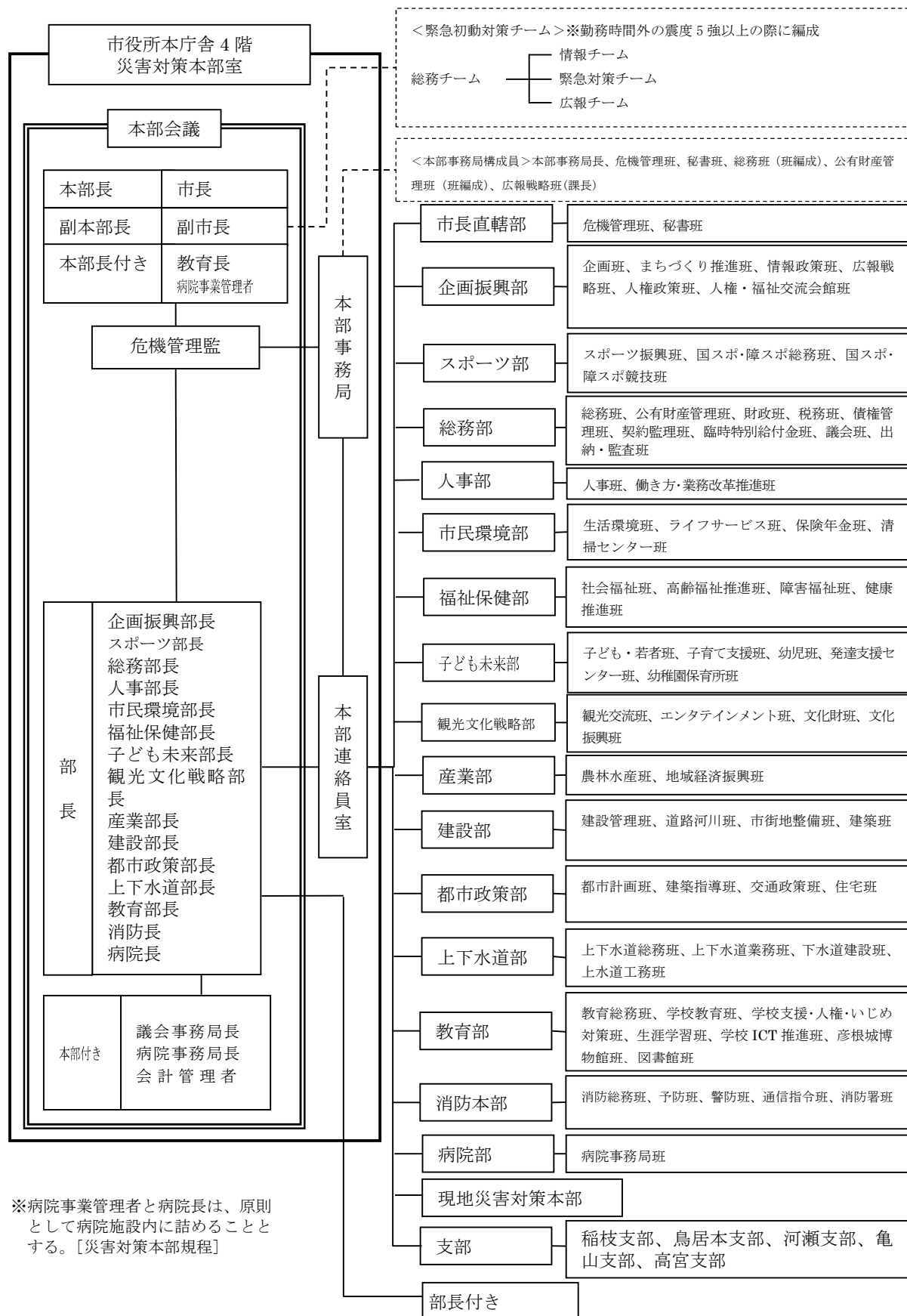
(ウ) 部内情報の本部への報告および本部室情報の部内伝達

(エ) その他防災活動に関する事。

3 災害対策本部体制

(1) 市災害対策本部体制図

災害対策本部体制は次のとおりとする。



- (7) 副本部長または本部員のうちから現地災害対策副本部長を指名する。
- (イ) 本部員または班に属すべきその他の職員のうちから現地災害対策本部員を指名する。
- (ウ) 班に属すべきその他の職員のうちから現地のその他の職員を指名する。

(16) 彦根市防災会議の開催

市本部長は、市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要がある場合は、彦根市防災会議を開催し、防災関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動に努める。

■災害対策本部室の配備表

ア 本部会議名簿

役 職 名	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付き	教育長
	病院事業管理者
危機管理監	危機管理監
部長	企画振興部長
	スポーツ部長
	総務部長
	人事部長
	市民環境部長
	福祉保健部長
	子ども未来部長
	観光文化戦略部長
	産業部長
	建設部長
	都市政策部長
	上下水道部長
	教育部長
	消防長
	病院長
本部付き	会計管理者
	議会事務局長
	市立病院事務局長

(注) 病院事業管理者と病院長は、病院内対応のため、原則として病院施設内に詰めることとする。

イ 本部連絡員名簿

区分	連絡員		連絡事項
	所属部	担当職	
室長	市長直轄部	市長直轄組織副参事	総括および市長直轄組織に関する事項の連絡
	企画振興部	企画振興部次長	企画振興部に関する事項の連絡
	スポーツ部	スポーツ部次長	スポーツ部に関する事項の連絡
	総務部	総務部次長	総務部に関する事項の連絡
	人事部	人事部次長	人事部に関する事項の連絡
	市民環境部	市民環境部次長	市民環境部に関する事項の連絡
	福祉保健部	福祉保健部次長	福祉保健部に関する事項の連絡
	子ども未来部	子ども未来部次長	子ども未来部に関する事項の連絡
	観光文化戦略部	観光文化戦略部次長	観光文化戦略部に関する事項の連絡
	産業部	産業部次長	産業部に関する事項の連絡
	建設部	建設部次長	建設部に関する事項の連絡
	都市政策部	都市政策部次長	都市政策部に関する事項の連絡
	上下水道部	上下水道部次長	上下水道部に関する事項の連絡
	教育部	教育部次長	教育部に関する事項の連絡

	消防部	消防総務課長	消防本部に関する事項の連絡
	病院部	市立病院事務局次長	病院部に関する事項の連絡

(注) 本部連絡員不在または空席の場合は、当該部の部長が定める者を本部連絡員とする。

ウ 本部事務局員名簿

区分	所属
本部事務局長	危機管理課長
本部事務局員	危機管理班 秘書班 総務班（班編成） 公有財産管理班（班編成） 広報戦略班（課長）

(17) 組織編成

ア 市災害対策本部の組織編成（部別班編成）

部	本部員						その他の職員 (所属する職員)
	部長	本部連絡員	本部付き	部長付き	班	班長	
市長直轄部		副参事			危機管理班 秘書班	危機管理課長 秘書課長	危機管理課 秘書課
企画振興部	企画振興部長	企画振興部次長			企画班 まちづくり推進班 情報政策班 広報戦略班 人権政策班 人権・福祉交流会館班	企画課長 まちづくり推進課長 情報政策課長 広報戦略課長 人権政策課長 人権・福祉交流会館長	企画課 まちづくり推進課、市民交流センター 情報政策課 広報戦略課 人権政策課 人権・福祉交流会館
スポーツ部	スポーツ部長	スポーツ部次長			スポーツ振興班 国スポ・障スポ総務班 国スポ・障スポ競技班	スポーツ振興課長 国スポ・障スポ総務課長 国スポ・障スポ競技課長	スポーツ振興課 国スポ・障スポ総務課 国スポ・障スポ競技課
総務部	総務部長	総務部次長	議会事務局 会計管理者	総務部参事 (契約監理室長)	総務班 公有財産管理班 財政班 税務班 債権管理班 契約監理班 臨時特別給付金班 議会班 出納・監査班	総務課長 公有財産管理課長 財政課長 税務課長 債権管理課長 契約監理室次長 臨時特別給付金室長 議会課長 出納室長	総務課、選挙管理委員会事務局 公有財産管理課 財政課 税務課 債権管理課 契約監理室 臨時特別給付金室 議会課 出納室、監査委員事務局
人事部	人事部長	人事部次長			人事班 働き方・業務改革推進班	人事課長 働き方・業務改革推進課長	人事課 働き方・業務改革推進課
市民環境部	市民環境部長	市民環境部次長		市民環境部参事	生活環境班 ライフサービス班 保険年金班 清掃センター班	生活環境課長 ライフサービス課長 保険年金課長 清掃センター副所長	生活環境課 ライフサービス課 保険年金課 清掃センター
福祉保健部	福祉保健部長	福祉保健部次長			社会福祉班 高齢福祉推進班 障害福祉班	社会福祉課長 高齢福祉推進課長 障害福祉課長	社会福祉課 高齢福祉推進課 障害福祉課、障害者福祉センター

部	本部員						その他の職員 (所属する職員)
	部長	本部連絡員	本部付き	部長付き	班	班長	
					健康推進班	健康推進課長	健康推進課
子ども未来部	子ども未来部長	子ども未来部次長			子ども・若者班	子ども・若者課長	子ども・若者課
					子育て支援班	子育て支援課長	子育て支援課
					幼児班	幼児課長	幼児課
					発達支援センター班	発達支援センター所長	発達支援センター
					幼稚園保育所班	幼稚園長、保育所長、認定こども園長	幼稚園(7)、保育所(3)、認定こども園(1)
観光文化戦略部	観光文化戦略部長	観光文化戦略部次長			観光交流班	観光交流課長	観光交流課
					エンタテインメント班	エンタテインメント課長	エンタテインメント課
					文化財班	文化財課長	文化財課
					文化振興班	文化振興課長	文化振興課
産業部	産業部長	産業部次長			農林水産班	農林水産課長	農林水産課、農村環境改善センター
					地域経済振興班	地域経済振興課長	地域経済振興課
					農業委員会班	農業委員会事務局長	農業委員会
建設部	建設部長	建設部次長			建設管理班	建設管理課長	建設管理課
					道路河川班	道路河川課長	道路河川課
					市街地整備班	市街地整備課長	市街地整備課
					建築班	建築課長	建築課
都市政策部	都市政策部長	都市政策部次長			都市計画班	都市計画課長	都市計画課
					建築指導班	建築指導課長	建築指導課
					交通政策班	交通政策課長	交通政策課
					住宅班	住宅課長	住宅課
上下水道部	上下水道部長	上下水道部次長			上下水道総務班	上下水道総務課長	上下水道総務課
					上下水道業務班	上下水道業務課長	上下水道業務課
					下水道建設班	下水道建設課長	下水道建設課
					上水道工務班	上水道工務課長	上水道工務課
教育部	教育部長	教育部次長			教育総務班	教育総務課長	教育総務課
					学校教育班	学校教育課長	学校教育課 学校給食センター
					学校ICT推進班	学校ICT推進課長	学校ICT推進課
					学校支援・人権・いじめ対策課	学校支援・人権・いじめ対策課長	学校支援・人権・いじめ対策課
					生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課、地区公民館
					彦根城博物館班	彦根城博物館長	彦根城博物館管理課 彦根城博物館学芸史料課
					図書館班	図書館長	図書館
消防部	消防長	消防総務課長			消防総務班	消防総務課長補佐	消防本部、消防署
					予防班	予防課長	
					警防班	警防課長	
					通信指令班	通信指令課長	
					消防署班	副署長	
病院部	病院長	市立病院事務局次長	市立病院事務局長		病院事務局班	編成の都度任命	市立病院

※班長は原則、所属長とする。ただし、広報戦略班は課長補佐とする。

なお、班長の職務代行については、彦根市事務分掌規則、彦根市消防本部組織規則および彦根市教育委員会事務局組織規則を準用する。

※班長は上司の命を受けて班務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

※班員は上記表の「その他の職員」をもって構成し、上司の命を受けて班務に従事する。

イ 緊急初動対策チーム

職員の居住地等をもとにあらかじめ市長が発令するとともに、当該職員が実施すべき業務を明確にしておく。なお、各緊急初動対策チームの指揮命令権者については、下表のように複数の責任者を指名しておき、災害発生時にこれら責任者の中で参集した者のうち、あらかじめ定める優先順位が最も高い者をその活動チームにおける指揮命令権者とする。

総務チームリーダー	①危機管理課長②危機管理課長補佐
情報チームリーダー	①税務課長②税務課長補佐③債権管理課長④債権管理課長補佐
緊急対策チームリーダー	①ライフサービス課長②ライフサービス課長補佐③市民環境部内課長級職員
広報チームリーダー	①広報戦略課長②広報戦略課長補佐③企画振興部内課長級職員

(注) ○内の数字は優先順位を示す。

(18) 事務分掌

ア 市災害対策本部の事務分掌

部	班	事務分掌
市長直轄部	危機管理班	(1) 防災および救助業務の総合計画に関すること。 (2) 各種情報の収集および気象警報の伝達に関すること。 (3) 災害対策本部員の招集に関すること。 (4) 機動隊および地震時の緊急初動対策チームの編成に関すること。 (5) 災害対策本部長の命令の伝達に関すること。 (6) 記録の編成保存に関すること。 (7) 市および県の防災行政無線の運用に関すること。 (8) 被害状況調査の総合計画および取りまとめに関すること。 (9) 被害状況の受理および災害調査報告に関すること。 (10) 災害関係の文書および物品の受付、配布および発送に関すること。 (11) 広域応援要請（庁内調整を除く。）に関すること。 (12) 自衛隊の派遣要請に関すること。 (13) 他の機関および団体ならびに各部および各班の連絡調整に関すること。 (14) 避難指示等の発令に関すること。 (15) 帰宅困難者等の受入れの準備に関すること。 (16) 緊急輸送手段の確保に関すること。 (17) 緊急輸送の実施に関すること。 (18) 市域外における災害支援実施の調整および総括に関すること。 (19) 他班の所管に属しないこと。
	秘書班	(1) 本部長および副本部長の秘書業務および特命に関すること。 (2) 政府、国会、県、他市町村等の外来者（議会関係の外来者を除く。）の災害地視察に関すること。 (3) 各種陳情（議会関係を除く。）に関すること。 (4) り災地の慰問見舞いに関すること。 (5) 危機管理班実施事項の応援
企画振興部	部内各班共通	(1) 企画振興部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
	企画班	(1) 法令の規定に基づいて作成する計画と地域防災計画との調整に関すること。 (2) 復興計画の策定に関すること。 (3) 男女共同参画センターの災害対策および連絡調整に関すること。

	まちづくり推進班	(1) 自治会等からの被害状況等報告に関すること。 (2) 市民からの問合せに対する総合的な窓口に関すること。 (3) 市民交流センター(東山児童館を含む。)の災害対策に関すること。
	情報政策班	(1) コンピュータシステムの保守および復旧に関すること。
	広報戦略班	(1) 災害関係の広報活動および報道機関との連絡調整に関すること。
	人権政策班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 人権・福祉交流会館との連絡調整に関すること。 (3) 外国人の災害対策に関すること。
	人権・福祉交流会館班	(1) 人権・福祉交流会館の災害対策に関すること。
スポーツ部	部内各班共通	(1) スポーツ部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) 災害者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	スポーツ振興班	(1) 社会体育施設の災害対策(応急対策及び復旧対策を含む。)に関すること。
	国スポ・障スポ総務班	(1) スポーツ振興班実施事項の応援。
	国スポ・障スポ競技班	(1) スポーツ振興班実施事項の応援。
総務部	部内各班共通	(1) 総務部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) 災害者の収容および収容施設の供与に関すること。
	総務班	(1) 危機管理班実施事項の応援。
	公有財産管理班	(1) 市有財産の災害対策に関すること。 (2) 緊急通行車両の手続に関すること。 (3) 市有車両および施設に係る燃料の供給に関すること。 (4) 危機管理班実施事項の応援。
	財政班	(1) 緊急予算の編成および資金の調達に関すること。 (2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	税務班	(1) 固定資産等の被害調査報告に関すること。 (2) 災害証明発行に係る家屋被害認定業務の実施および被災者台帳の作成に関すること。 (3) 世帯別被害調査の実施に関すること。 (4) 災害に伴う市税の減免等に関すること。 (5) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	債権管理班	(1) 税務班実施事項の応援 (2) 災害に伴う市税の猶予等に関すること。 (3) 災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の猶予等に関すること。 (4) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	契約監理班	(1) 主要食糧、衣料、燃料その他必要物資の調達に関すること。 (2) 物的支援の受援に係る庁内調整に関すること。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	臨時特別給付金班	(1) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	議会班	(1) 議会関係の連絡調整に関すること。 (2) 彦根市議会災害対策支援本部との連絡調整に関すること。 (3) 議会関係の外来者の災害地視察に関すること。 (4) 議会関係の各種陳情に関すること。 (5) 議会関係の災害地の慰問に関すること。 (6) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	出納・監査班	(1) 物品および金銭の出納に関すること。 (2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
人事部	部内各班共通	(1) 人事部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関すること。 (2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)

	人事班	(1) 職員の動員派遣に関すること。 (2) 勤務時間外における市民等からの連絡対応に関すること。 (3) 公務災害補償に関すること。 (4) 被災職員に対する給付および援助に関すること。 (5) 人的支援の受援に係る庁内調整に関すること。
	働き方・業務改革推進班	(1) 人事班実施事項の応援
市民環境部	部内各班共通	(1) 市民環境部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	生活環境班	(1) 行方不明者の捜索に関すること。 (2) 一般財団法人彦根市事業公社等関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地との連絡調整に関すること。 (4) 死体の処理および収容に関すること。 (5) 火葬(彦根愛知犬上広域行政組合紫雲苑との連絡調整に関することを含む。)に関すること。 (6) し尿処理に関すること。 (7) 公害の予防に関すること。 (8) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に関すること。 (9) 廃棄物の処理等に関すること。
	ライフサービス班	(1) 避難誘導に関すること。 (2) 避難場所等開設運営および相談所に関すること。 (3) り災者の収容に関すること。 (4) 収容施設の供与に関すること。 (5) 火葬の許可に関すること。 (6) 生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援。
	保険年金班	(1) 炊き出しに関すること。 (2) 災害に伴う国民年金保険料の減免等に関すること。 (3) 災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の減免等に関すること。 (4) 生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援。
	清掃センター班	(1) 清掃施設の災害対策に関すること。 (2) 消毒および清掃に関すること。 (3) 廃棄物の処理等に関すること。 (4) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に関すること。
	部内各班共通	(1) 福祉保健部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関すること。
福祉保健部	社会福祉班	(1) 災害救助の全般的な企画および災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく救助事務を分掌する各班の連絡調整に関すること。 (2) 避難行動要支援者対策に関すること。 (3) 福祉施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (4) 民間救助団体との連絡調整に関すること。 (5) 行方不明者の捜索に関すること。 (6) 避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難情報等の周知および伝達に関すること。 (7) 物資等の供給に関すること。 (8) 福祉避難所の開設および運営に関すること。 (9) 災害ボランティアに関すること。 (10) 赤十字奉仕団の動員に関すること。 (11) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保に関すること。 (12) り災証明の発行に関すること。 (13) り災見舞金の募集および分配に関すること。 (14) 救助費支給および救助費予算要求に関すること。 (15) 生活再建に係る資金の支給および貸付に関すること。 (16) 被災者に対する生活保護の適用に関すること。
	高齢福祉推進班	(1) 要支援者および要介護者の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 避難行動要支援者対策に関すること。

		(3) 指定管理施設の配備体制に係る連絡等に関する事 (4) 指定管理施設の被害状況の調査報告に関する事 (5) 介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告に関する事 (6) 要援護者等の社会福祉施設等への受入れ調整等に関する事 (7) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事 (8) 社会福祉班実施事項の応援 (9) 健康推進班実施事項の応援
	障害福祉班	(1) 避難行動要支援者対策に関する事 (2) 関係施設の被害状況の調査報告に関する事 (3) サービス等提供事業所の被害状況調査報告に関する事 (4) 在宅障害者の被害状況の調査報告に関する事 (5) 在宅障害者の社会福祉施設等への受入れ調整等に関する事 (6) 手話通訳等のボランティアの確保等の調整に関する事 (7) 障害者福祉センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事 (8) 社会福祉班実施事項の応援
	健康推進班	(1) 避難行動要支援者対策に関する事 (2) 医療施設との連絡調整に関する事 (3) 救護班の編成および救護所の運営の調整に関する事 (4) 妊産婦の救護および傷病者の収容、応急手当その他医療についての連絡調整に関する事 (5) 救助薬品および医療資機材の供給および確保についての連絡調整に関する事 (6) 予防接種に関する事 (7) 防疫班の編成に関する事 (8) 休日急病診療所の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事 (9) 避難住民の健康支援に関する事
子ども 未来部	部内各班共通	(1) 子ども未来部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関する事 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関する事 (3) 社会福祉班実施事項の応援
	子ども・若者班	(1) 避難行動要支援者対策に関する事 (2) 所管施設(東山児童館を除く。)の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事
	子育て支援班	(1) 児童の災害対策に関する事 (2) 被災児童等の保護 (3) 避難行動要支援者対策に関する事
	幼児班	(1) 関係機関の被害状況の調査報告に関する事 (2) 被災園児等の保護に関する事 (3) 避難行動要支援者対策に関する事 (4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事
	発達支援センター 班	(1) 避難行動要支援者対策に関する事 (2) 発達支援センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事
	幼稚園保育所班	(1) 園児の避難誘導に関する事 (2) 保護者、地域等への連絡調整に関する事 (3) 幼稚園、保育所および認定子ども園の災害対策に関する事 (4) 被災園児等の保護に関する事
観 光 文 化 戦 略 部	部内各班共通	(1) 観光文化戦略部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関する事 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関する事 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	観光交流課	(1) 観光資源、観光施設等の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事 (2) 観光客(訪日外国人を含む。)に対する安全確保に関する事 (3) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関する事

	エンタテインメント班	(1) 部内の他班実施事項の応援
	文化財班	(1) 文化財の災害対策に関すること。
	文化振興班	(1) ひこね市文化プラザ、高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターの災害対策に関すること。
産業部	部内各班共通	(1) 産業部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	農林水産班	(1) 農林水産関係の被害状況の調査報告および災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 農村環境改善センターの災害対策に関すること。 (3) 農道等の緊急輸送手段の確保に関すること。 (4) 農業集落排水処理施設の災害に関すること。 (5) 財産区の災害対策に関すること。 (6) 農林水産関係の食糧の確保に関すること。 (7) 農林水産関係の被害に対する融資の調査に関すること。 (8) 風評被害対策に関すること。
	地域経済振興班	(1) 商工業関係の被害調査に関すること。 (2) 中小企業関係の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)および連絡調整に関すること。 (3) 被災商工業者等に対する金融調査に関すること。 (4) 雇用の安定確保に関すること。 (5) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。 (6) 風評被害対策に関すること。 (7) 農林水産班実施事項の応援。
	農業委員会班	(1) 農業委員会関係の連絡調整に関すること。 (2) 農林水産班実施事項の応援。
建設部	部内各班共通	(1) 建設部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	建設管理班	(1) 道路施設および河川施設の被害状況の取りまとめ報告に関すること。 (2) 土木建設資材等の災害応急物資の輸送の総括に関すること。 (3) 県道、市道等の緊急輸送道路の確保に関すること。 (4) 公共土木施設の復旧の総括に関すること。 (5) 災害時の道路の交通規制、統制等交通に関すること。
	道路河川班	(1) 道路施設および河川施設の危険情報および被害状況の調査に関すること。 (2) 雨量および河川水位の記録に関すること。 (3) 道路、橋りょう、河川、堤防、急傾斜地等の危害防止および応急修理に関すること。 (4) 土木建設資材等の災害応急物資の輸送に関すること。 (5) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保に関すること。 (6) 公共土木施設の復旧に関すること。
	市街地整備班	(1) 彦根駅東土地区画整理事業区域内管理地および駅周辺地区における危険状況および被害状況の調査報告に関すること。 (2) 彦根駅東土地区画整理事業区域内管理地および駅周辺地区における災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (3) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援
	建築班	(1) 市有建築物の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。 (2) 避難所その他の仮設建築物の建築に関すること。 (3) その他営繕に関すること。 (4) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援
都 市 政	部内各班共通	(1) 都市政策部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。

策部		(2) り災者の収容および収容施設の供与に関する事。 (3) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援
	都市計画班	(1) 公園および街路樹の災害対策に関する事。 (2) 二次災害防止のための被災宅地危険度判定調査に関する事。
	建築指導班	(1) 二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査に関する事。 (2) 被災建築物の復旧のための建築相談に関する事。 (3) 屋外広告物の被害状況の調査報告に関する事。
	交通政策班	(1) 交通途絶箇所および交通回路の情報収集等に関する事。 (2) 災害時の交通規制の統制等交通に関する事。 (3) 鉄道、バス等緊急輸送手段の確保に関する事。 (4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事。
	住宅班	(1) 市営住宅の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関する事。
上下水道部	部内各班共通	(1) 上下水道部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関する事。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関する事。 (3) 部内の他班実施事項の応援。
	上下水道総務班	(1) 上下水道施設の被害の総合調整に関する事。 (2) 上下水道施設の被害に関する市民への周知および広報に関する事。 (3) 上下水道職員の動員派遣に関する事。 (4) 上下水道施設に関する緊急予算編成および資金の調達に関する事。
	上下水道業務班	(1) 上下水道施設の被害状況の調査報告に関する事。 (2) 機動給水および応急給水所の設置に関する事。 (3) 上水道応急復旧資機材の確保に関する事。 (4) 災害に伴う下水道使用料および受益者負担金の減免等に関する事。
	下水道建設班	(1) 下水道施設の災害対策に関する事。 (2) 下水道施設の被害状況の調査報告に関する事。 (3) 下水道機器および修理資材の確保に関する事。 (4) 下水道施設の復旧に関する事。
	上水道工務班	(1) 上水道施設の災害対策に関する事。 (2) 上水道施設の被害状況の調査報告に関する事。 (3) 上水道施設に係る緊急処置および応急対策に関する事。 (4) 上水道施設の復旧に関する事。
教育部	部内各班共通	(1) 教育部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関する事。
	教育総務班	(1) 教育部内職員の動員派遣に関する事。 (2) 教育財産の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事。 (3) 教育関係義援金品の受領、保管および配分に関する事。 (4) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関する事。 (5) その他教育部の業務であって、他の班に属さないこと。
	学校教育班	(1) 学校教育財産を避難所として開放することについての協力に関する事。 (2) 教育施設への避難情報等の周知および伝達に関する事。 (3) 被災児童生徒等に対する安全確保に関する事。 (4) 被災児童生徒等に対する教育および保健に関する事。 (5) 被災児童生徒等の学用品(災害救助法に基づく学用品の支給を含む。)に関する事。 (6) 学校給食センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事。 (7) 生涯学習班実施事項の応援。
	学校支援・人権・いじめ対策班	(1) 学校教育班実施事項の応援 (2) 生涯学習班実施事項の応援
	生涯学習班	(1) 社会教育施設および放課後児童クラブの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事。 (2) 公民館等の避難場所に関する事。 (3) 学校教育班実施事項の応援。

	学校 I C T 推進班	(1) 学校教育班実施事項の応援 (2) 生涯学習班実施事項の応援
	彦根城博物館班	(1) 彦根城博物館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事 (2) 学校教育班実施事項の応援。
	図書館班	(1) 図書館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事 (2) 教育総務班実施事項の応援。
消防部	消防総務班	(1) 職員の参集状況の確認に関する事。 (2) 消防団の出動状況の把握に関する事。 (3) 消防関係機関との連絡に関する事。 (4) 消防用資機材の調達および補給に関する事。 (5) 消防職団員の食糧、飲料水および医薬品の調達および供給に関する事。 (6) 部内の他班に属さないこと。
	予防班	(1) 災害に関する情報の収集および整理に関する事。 (2) 広報および宣伝に関する事。
	警防班	(1) 消防活動に関する事。 (2) 特別部隊に関する事。 (3) 応援要請に関する事。 (4) 応援部隊に対する誘導および指示に関する事。
	通信指令班	(1) 消防無線の運用および通信統制に関する事。 (2) 情報の受理ならびに指示および命令の伝達に関する事。 (3) 非常招集に関する事。 (4) 部隊の運用に関する事。
	消防署班	(1) 情報収集および報告に関する事。 (2) 参集員の把握および出動隊の編成に関する事。 (3) 消防隊の運用に関する事。 (4) 災害防御に関する事。 (5) 人命救助および避難に関する事。 (6) 行方不明者の捜索に関する事。 (7) 現場広報に関する事。 (8) 応急救護所の設置に関する事。 (9) 資機材等の運搬に関する事。 (10) 消防資機材の保全に関する事。 (11) 指揮隊の運用に関する事。
病院部	病院事務局班	(1) 各種施設等の避難対策に関する事。 (2) 病院等の被災状況の把握に関する事。 (3) 災害による傷病者の救護に関する事。 (4) 移送体制の確保に関する事。 (5) 医薬品、衛生材料等の確保および調達に関する事。 (6) 病院施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事。

(注) 本表にない事務については、本部会議または本部連絡員において、その都度定める。

イ 災害対策支部の事務分掌表

支部	事務分掌
鳥居本支部 河瀬支部 亀山支部 高宮支部 稲枝支部	(1) 本部との連絡に関する事。 (2) 支部管内地区住民に対する災害広報活動に関する事。 (3) 災害予報および災害状況の即報に関する事。 (4) 応援班および救護班の出動要請に関する事。 (5) 消防分団その他民間救助団体との連絡に関する事。 (6) 避難所および相談所に関する事。 (7) 埋火葬に関する事。 (8) その他特命事項に関する事。

(注) 本表にない事務については、本部会議または本部連絡員において、その都度定める。

ウ 緊急初動対策チーム(勤務時間外・震度5強以上のみ)

チーム	事務分掌
総務チーム	(1) 緊急初動対策チームの総合調整、指揮命令に関すること。 (2) 市長との連絡調整に関すること。 (3) 消防本部との連絡調整に関すること。 (4) 県との連絡調整に関すること。 (5) 県等への応援要請に関すること。 (6) 1課1班体制への移行に関すること。 (7) その他必要業務
情報チーム	(1) 被害情報の収集、整理および関係機関への伝達に関すること。 (2) 職員の参集状況に関すること。 (3) その他必要業務
緊急対策チーム	(1) 避難施設の開放および収容に関すること。 (2) 負傷者の救護に関すること。 (3) 災害救助法の適用に関すること。 (4) 緊急車両等の交通の確保に関すること。 (5) その他必要業務
広報チーム	(1) 災害関係の広報および報道機関との連絡に関すること。 (2) 市民への情報提供に関すること。 (3) その他必要業務

エ 原子力災害時の分掌事務（災害対策本部の分掌事務と併せて実施）

部	班	事務分掌
市長直轄部	危機管理班	(1) 緊急時モニタリングに係る県との連絡調整および公表に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の情報伝達に関すること。 (3) 安定ヨウ素剤の服用に係る国または県との連絡調整に関すること。 (4) 原子力災害に関する情報の一元化に関すること。 (5) 業務継続に係る県との連絡調整に関すること。 (6) 環境放射線モニタリングに係る県との連絡調整および公表に関すること。 (7) 市が実施した各種制限措置の取りまとめに関すること。
企画振興部	企画班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	まちづくり推進班	(1) 原子力災害に係る相談窓口の開設および運営に関すること。 (2) 原子力災害の中長期対策期における相談窓口の国および県との連絡調整に関すること。
	情報政策班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	広報戦略班	(1) 避難、屋内退避等の広報に関すること。 (2) 安定ヨウ素剤の配布に係る広報に関すること。 (3) 飲食物の出荷制限および接種制限、放射線の影響による健康被害等に係る広報に関すること。 (4) 原子力災害の影響による庁舎移転時の広報に関すること。
	人権政策班	(1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	人権・福祉交流会館班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
スポーツ部	スポーツ振興班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	国スポ・障スポ総務班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	国スポ・障スポ競技班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
総務部	公有財産管理班	(1) 庁舎機能代替候補地の検討に関すること。
	財政班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	税務班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	債権管理班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。

	契約監理班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	臨時特別給付金班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	議会班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	出納・監査班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
人事部	人事班	(1) 原子力災害に関する相談担当者の調整に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	働き方・業務改革推進班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
市民環境部	生活環境班	(1) 市庁舎等における環境放射線量の測定に関すること。 (2) 放射性物質による環境汚染への対処に関すること。 (3) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	ライフサービス班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 (2) 原子力災害時の市民生活に係る相談対応に関すること。 (3) 災害地域住民記録票の作成に関すること。
	保険年金班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	清掃センター班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
福祉保健部	社会福祉班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	障害福祉班	(1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。
	高齢福祉推進班	(1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	健康推進班	(1) 緊急時モニタリング結果を踏まえた退避および避難ならびに飲食物の摂取制限等の対策の検討に関すること。 (2) 安定ヨウ素剤の配布に関すること。 (3) 放射線の影響による健康被害に係る広報の検討に関すること。 (4) 緊急被ばく医療に係る県との連絡調整に関すること。 (5) 放射線の影響による健康被害に係る相談体制の整備に関すること。 (6) 各種制限措置解除時の食の安全に係る広報の検討に関すること。
子ども未来部	子ども・若者班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	子育て支援班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	幼児班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	発達支援センター班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
観光文化戦略部	観光交流班	(1) 原子力災害時の観光に係る相談対応に関すること。 (2) 旅行者に対する風評被害等の影響の軽減に関すること。 (3) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	エンタテインメント班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	文化財班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	文化振興班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
産業部	農林水産班	(1) 原子力災害時の農産物に係る相談対応に関すること。 (2) 農産物の出荷制限等に係る国および県との連絡調整に関すること。 (3) 農産物の風評被害等の影響の軽減に関すること。 (4) 農産物の出荷制限および制限措置の解除に係る周知に関すること。 (5) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	地域経済振興班	(1) 原子力災害時の中小企業等の経営に係る相談対応に関すること。 (2) 被災中小企業等の支援に係る相談体制の整備に関すること。 (3) 地場産品の風評被害等の影響の軽減に関すること。 (4) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	農業委員会班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。

建設部	建設管理班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	道路河川班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	市街地整備班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	建築班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
都市政策部	都市計画班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	建築指導班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	交通政策班	(1) 広域避難時の輸送手段の確保に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	住宅班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
上下水道部	上下水道総務班	(1) 汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止等の広報に関すること。 (2) 飲料水に係る制限措置の解除の広報に関すること。 (3) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	上下水道業務班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	下水道建設班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	上水道工務班	(1) 原子力災害時の飲料水に係る相談対応に関すること。 (2) 県が実施する飲料水の検査への協力に関すること。 (3) 飲料水の摂取制限に係る県との連絡調整に関すること。 (4) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
教育部	教育総務班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校教育班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校 I C T 推進班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校支援・人権・いじめ対策班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	生涯学習班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	彦根城博物館班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	図書館班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
病院部	病院事務局班	(1) 安定ヨウ素剤の調達および保管に関すること。 (2) 緊急被ばく医療に係る県への協力に関すること。

第1節 風水雪害等に対応する活動体制

【基本方針】

災害の発生が予想されるときは、災害応急対策実施責任機関は、警戒体制をとり、また、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で、災害応急対策に対処する必要があるときは、災害対策本部を設置して必要な体制を確立したうえで、緊密な連絡、協力体制のもとに災害応急対策を実施する。

※大雪警報・暴風雪警報が発表される場合等において、彦根市災害警備本部または災害対策本部の設置には至らないものの、市民生活への影響や混乱を最小限に抑えるための対策が必要と認められる場合は、彦根市大雪時の対応指針に準ずる。

1 気象予警報等の把握

【担当班】危機管理班、建設管理班、道路河川班、警防班

(1) 気象に関する情報の収集

台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなどは、市域に係る次の情報の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視する。

- ア 警報・注意報（警報・注意報発表基準一覧【資料編 P3-3-2 参照】）
- イ 指定河川洪水予報（指定河川洪水予報【資料編 P3-3-6 参照】）
- ウ 水防警報（水防警報【資料編 P3-3-6 参照】）
- エ 土砂災害警戒情報（土砂災害警戒情報【資料編 P3-3-7 参照】）

(2) 気象に関する情報の伝達

気象に関する警報または特別警報、指定河川洪水予報、水防警報、土砂災害警戒情報等の通知を受けたときは、速やかに関係部課（各班）、関係機関ならびに必要な応じ市民に対し、その内容を伝達する。

- ア 勤務時間内（月～金 8:30～17:15（ただし休日を除く））の通報

危機管理課は、発令または変更に応じて、庁内 LAN および庁内放送等をもって本伝達に代え、その他の連絡先には、電話等により連絡する。

- イ 勤務時間外（上記時間以外）の通報

当直者より、危機管理課をはじめ関係する機関に連絡する。

- ウ 災害発生時その他事故の場合

予警報等の伝達について、上記の措置をとり難いときは、関係機関が相互に連絡をとり、速やかに伝達されるよう応急措置を講ずる。

(3) その他の情報への対応

- ア 火災気象通報

彦根地方气象台より、彦根市に火災気象通報が発表され、県よりその旨の通知を受けたときは、必要に応じて、市長は、火災警報を発令する。

火災警報を発令したときは、消防本部は、彦根市火災予防条例第 29 条に従い、次の内容を広報する。

- (ア) 山林、原野等において火入れをしない
- (イ) 煙火を消費しない
- (ウ) 屋外において火遊びまたはたき火をしない
- (エ) 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしない
- (オ) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしない
- (カ) 残火（たばこの吸い殻を含む）、取り灰または火粉を始末すること
- (キ) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと

イ 異常現象

市民、市職員、消防職員、警察官等から、災害が発生するおそれがある異常な現象（洪水、がけ崩れ、なだれ等）を発見した旨の通報を受けたときは、直ちに各部に伝え、県、彦根地方気象台（著しく異常な気象現象に限る）に通報するとともに、彦根市ホームページ（緊急情報）、エフエムひこね、防災用屋外放送設備、彦根市災害用 X、彦根市メール配信システム等を利用して、その近隣の住民に対してその危険性を周知徹底する。

2 警戒体制の確立

【担当班】危機管理班、建設管理班、道路河川班、警防班

(1) 配備の決定

市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、必要に応じて、警戒体制の配備を決定する。

なお、除雪に係る職員の配備体制は、除雪対策本部が策定する「彦根市道路除雪計画」に基づき配備する。

A

ア 次の警報の1以上が本市に発表されたとき

- ①大雨警報（浸水害、土砂災害）
- ②暴風警報
- ③洪水警報

イ 次の注意報等の1以上が本市に発表され、危機管理監・危機管理課長・道路河川課長・警防課長が協議し、必要と認めるとき

- ①大雨注意報
- ②洪水注意報
- ③大雪警報・暴風雪警報

B

ア 土砂災害が発生したとき

イ 土砂災害警戒情報が発表されたとき

ウ その他本市において土砂災害の危険が高いと判断され、危機管理監・危機管理課長・道路河川課長・警防課長が協議し、必要と認めるとき

C

自主避難施設の開設が必要と見込まれるとき

(2) 職員の動員・配備

警戒体制の配備が決定されたときは、次の要領で職員の配備を伝達する。

なお、詳細は、彦根市職員災害時初動マニュアルによる。

ア 勤務時間中の動員

危機管理課は、庁内LAN・庁内放送・電話等により、職員の参集が必要な所属の長に連絡する。

イ 勤務時間外または休日等の動員

危機管理課は、災害時緊急通報システム・職員災害時用メール配信システム・電話等を使用して、あらかじめ定める災害対策配備体制招集連絡表により、職員の参集が必要な所属の長に連絡する。

(3) 業務内容

配備された職員は、気象や災害に関する情報の収集連絡を行う。

(4) 配備の解除

次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監・危機管理課長・道路河川課長・警防課長が協議を行い、警戒体制の配備を解除する。

ア 市に暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪の気象警報が解除されたとき

イ 台風が近畿地方周辺を通過するおそれが解消されたとき

ウ 災害警戒本部体制または災害対策本部体制に移行する必要があるとき

エ その他危機管理監が必要ないと認めたとき

(5) 防災関係機関への連絡

警戒体制を決定したとき、または解除したときは、県にその旨を連絡する。

3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖

【担当班】警戒第2号動員班

(1) 配備の決定

市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、必要に応じて、災害警戒本部体制の配備を決定する。

ア 次の警報の1以上が本市に発表され、かつ、災害の発生が大きく予想されるときで、危機管理監・人事部長・建設部長・消防長が協議し、必要と認めるとき

①大雨警報（浸水害、土砂災害）

②暴風警報

③洪水警報

④大雪警報・暴風雪警報

イ 河川水位が避難判断水位を超え、さらに水位の上昇が予想されるとき

(2) 職員の動員・配備

災害警戒本部体制の配備が決定されたときは、次の要領で職員の配備を伝達する。

なお、詳細は、彦根市職員災害時初動マニュアルによる。

ア 勤務時間中の動員

危機管理課および総務課、公有財産管理課は、庁内LAN・庁内放送・電話等により、各部・次長、支所・出張所長に連絡する。

なお、各次長は、所管部長等に連絡するとともに、必要に応じ一般職員にも周知する。

第2章 活動体制の調整

災害対策本部体制時は、災害対応の全時期を通じて、情報や資源の管理を行う必要があるため、情報の収集・伝達、緊急輸送等の災害対策本部業務を実施する。

また、災害対策本部体制を確立しても、災害規模が大きいほど、災害対策本部として機能できる人材、資機材等が不足することが想定される。

したがって、災害規模が大きいときは、早期に災害救助法の適用申請や応援要請等を実施し、外部機関との連携・協力体制を確保する。

第1節 情報の収集・伝達

【基本方針】

災害が発生したときは、速やかに県および防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握や応急対策の実施のための情報収集・伝達活動を行う。

なお、収集した情報については、優先順位付けできるように重要度や緊急度、場所・時間の明確性、発信者の属性等を付して管理する。

1 通信手段の確保

【担当班】危機管理班、情報政策班、通信指令班

(1) 通信機能の点検

災害発生後、速やかに有線電話、携帯電話、市防災行政無線（移動系）および県防災行政無線、県防災情報システム等の状況を点検し、機能確認を行う。

なお、各種機器に支障が生じている場合は、必要に応じて、専門業者の協力を求め、速やかに復旧する。

(2) 代替通信手段の確保

応急対策の実施に当たり、有線電話、携帯電話、市防災行政無線（移動系）および県防災行政無線、県防災情報システム等の利用が困難なときは、以下の代替手段を用い通信を確保する。

ア 災害時優先電話

災害時における通信の輻輳（ふくそう）時に優先的に通話が可能となる「災害時優先電話」を利用する。

イ 衛星携帯電話等の使用

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、衛星携帯電話等を活用する。

ウ 非常無線通信の活用

有線通信を利用することができないまたはこれを利用することが著しく困難なときは、警察、消防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関が有する自営通信回線等を活用する。

エ 防災相互通信用無線電話の活用

災害現場等において、災害応急対策のため、他防災関係機関と相互連絡を行う場合において、防災相互通信用無線電話の活用を検討する。

オ アマチュア無線の活用

通信途絶時や山間地での携帯電話の不感地域での通信をカバーするため、アマチュア無線の活用を検討する。

カ 移動通信機器および移動電源車の貸与制度の活用

総務省近畿総合通信局が実施している移動通信機器および移動電源車の貸与制度を活用し、災害時の通信手段確保の支援の要請を検討する。

キ 消防団バイク隊の活用

災害時における被害状況を把握するため、彦根市消防団に設置されたバイク隊を活用し、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。

(3) 放送局の利用

災害に関する通知、要請、伝達または警告等を行う場合に、テレビまたはラジオによる放送を必要とするときには、県が放送機関と締結している「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、以下の事項を明らかにして県に放送要請を依頼する。

ア 放送を求める理由

イ 放送の内容

ウ 希望する放送日時

エ その他必要な事項

ただし、人命に関するなど、特に緊急を要するときは、直接放送機関に対して放送依頼を行い、事後速やかに県にその旨を報告する。

また、災害時は電話が輻輳し、かかりにくくなるので、市民に対しては、報道機関等を通じて、災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板）を利用することを周知する。

(4) 放送局の応急対策

災害が発生したときは、以下の機関は、放送施設を災害から防護するとともに、施設が被災したときは、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、早期に放送の機能回復に努める。

ア エフエムひこねコミュニティ放送（株）

イ 日本放送協会大津放送局

ウ びわ湖放送（株）

エ （株）京都放送滋賀総局

オ （株）エフエム滋賀

2 被害の調査、報告

【担当班】関係各班※

(1) 被害概況調査の実施

災害が発生したときは、関係各班※がそれぞれの所管に係る施設等の被害概況調査を行い、被害の有無、被害概要、関係者の安否情報などについて把握する。また、その他の施設については施設を管理する担当班が被害状況について調査し、報告する。

なお、調査実施時は、調査漏れ、重複調査のないよう十分留意するとともに、関係機関と十分な連絡調整を行う。

を用いて伝達する。なお、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を行う。

イ 火災・災害等即報要領の直接即報基準（消防庁および県への報告）に掲げる被害を覚知したとき

30分以内に県本部だけでなく国（消防庁）へも第一報を行い、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても引き続き国（消防庁）へ行う。

ウ 報告の基準

災害情報の報告は、災害対策基本法第53条ならびに火災・災害等即報要領および災害報告取扱要領による。ただし、大規模被害発生等緊急の場合は、おおむねの被害規模等判明している事項を速やかに伝達する。

エ 災害概況速報の伝達系統

災害概況即報は、市本部から県本部（設置前は防災危機管理局）へ防災情報システムで行う報告経路を基本とする。

県本部への報告ができない場合は、国（消防庁）に対し、直接報告を行う。この場合、県本部への通信が回復した段階で、速やかに県本部への報告（国へ既に報告した旨を含む。）を行う。

オ 火災、救急救助事故等の場合の災害概況即報の伝達系統

火災、危険物等の事故、救急救助事故等の場合における県への即報は、消防部が即報基準に従い、迅速かつ的確に災害概況即報により、県本部に報告する。

なお、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防への通報が殺到している場合、消防部は直ちにその状況を県および国（消防庁）に報告する。

カ 被害状況速報の伝達系統

即報基準に該当する災害が発生した時は、区域内の被害状況および応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報により、県地方本部を通じて県本部に報告する。ただし、定時の被害状況即報等、知事が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

なお、市が災害対応で混乱した状況にあり、適時・的確な報告が困難な場合は、県地方本部と情報連絡員の派遣について協議する。

(2) 被害報告

市は、応急措置が終了したときは、10日以内に災害確定報告により、県本部に被害確定報告を行う。

被害報告の要領は、別に県主管部課の定めるところによるが、市本部から県地方本部を通じて県本部に報告することを基本とする。

5 広報

【担当班】広報戦略班、障害福祉班、人権政策班、消防団

(1) 市民への広報の方法

収集した災害情報および応急対策等、市民に対する広報は、以下の方法により行う。

ア テレビ、ラジオ等の報道機関の利用

イ 広報車等による広報

ウ 住民組織を通じた伝達

エ 広報紙、チラシ、ポスター等の配布・掲示

オ インターネットの活用（彦根市ホームページや彦根市メール配信システム、彦根市災害用X）

カ 防災アプリ（Yahoo!防災速報）

キ 消防団員による広報

ク Lアラートによる広報

ケ 市公式LINEアカウントによる広報

コ 防災用屋外放送設備による広報

(2) 報道機関への情報提供の方法

収集した災害情報および応急対策等は、内容を取りまとめ、各報道機関に提供する。

被害が甚大なときは、庁舎内に「災害時プレスセンター」を設置し、日時、場所、目的等をあらかじめ各報道機関に周知させた上で情報提供する。

なお、新聞、ラジオ放送等各種報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報資料の提供、放送出演等積極的に協力する。

ただし、取材に対する対応による業務への支障、情報の混乱等の防止に配慮する。

(3) 広報の内容

災害広報は、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階の各段階に応じ、市民に真に必要な情報を提供する。

ア 災害時における市民の心構え

イ 災害に係る雨量・水位等の気象情報および災害危険箇所等に関する状況

ウ 被害状況（一般的な被害状況のほか、安否情報も含む。）

エ 災害応急対策の実施状況

オ 避難の準備、指示ならびに避難先の指示等

カ 電話、電気、ガス、水道等の供給状況、復旧の見通し

キ 災害復旧の見通し

ク 交通規制および交通機関の運行状況

ケ その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ごみの収集、運搬等の生活関連情報等）必要な事項

コ 災害の補償や融資に関すること

(4) 要配慮者への配慮【障害福祉班、人権政策班】

ア 障害のある人や子ども

聴覚障害のある人や子どもに対しては、県に要請のうえテレビの放送枠を確保し文字情報や手話通訳による放送を行うとともに、FAXや広報紙等による広報を行う。

視覚障害のある人や子どもに対しては、ラジオ・テレビで繰り返しての情報提供を行うとともに、可能な限り点字での広報を行う。

イ 外国人

被災外国人への情報伝達を行うため、広報内容を多言語で表現するとともに、国際交流団体等の協力を求めるなど、有効な広報に努める。

6 広聴

【担当班】まちづくり推進班、人事班

災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じるため、臨時相談窓口を速やかに設置し、市民要望等の把握に努める。また、臨時相談窓口で寄せられた相談・照会・苦情等の情報については、関係機関へ適宜伝達し、迅速な処理を求める。

参照

- *情報の収集・伝達【マニュアル編 P3-2-1 参照】
- *彦根市防災行政無線局呼出名称一覧【資料編 P3-2-1 参照】
- *彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程【資料編 P7-1-36 参照】
- *火災・災害等即報要領【資料編 P7-1-85 参照】
- *災害即報事項例示【資料編 P7-1-107 参照】
- *災害の被害認定基準【資料編 P7-1-109 参照】
- *災害確定報告（第1号様式）【資料編 P7-1-111 参照】
- *放送事業者との連携体制における連絡様式【資料編 P7-1-121 参照】
- *彦根市災害対策本部情報処理票【資料編 P7-2-5 参照】
- *被害状況に関する調査報告書【資料編 P7-2-6 参照】
- *広報文例【資料編 P7-2-10 参照】

第2節 緊急輸送体制の整備

【基本方針】

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、または制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を抑制し、避難路および緊急交通路、航空輸送路を確保するなど、被災地および関連道路の交通の安全と円滑を図る。

また、人員および物資の輸送に必要な車両、ヘリコプターを確保するなど、緊急輸送体制を確立する。

1 交通規制

【担当班】交通政策班、建設管理班

(1) 交通規制の実施区分

規制の実施は次の区分により行い、交通政策班、建設管理班は、関係道路管理者と警察機関とが密接な連絡を取り、適切な規制が行われるように配慮する。

交通規制の実施区分

区分	実施者	範囲
道路（予定）管理者	国（国道事務所）	国道8号
	中日本高速道路（株） （彦根保全・サービスセンター）	名神高速道路
	県（県地方本部土木班）	国道306号、国道307号、県道
	市本部（建設部）	市道、市が管理する道路施設
公安委員会・警察	公安委員会	規制区域が2警察署以上にわたるもの、または期間が1箇月以上に及ぶもの
	警察署長	自署の管轄区域であり、かつ急を要し、期間が1箇月以内の規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制

(2) 交通規制の実施

災害が発生し、市が管理する道路破損、路肩崩壊その他の事由により、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するために必要があると認めるときは、道路交通を禁止または制限する。

この場合において、禁止または制限の区間、その理由等を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合には適当な迂回路標識を明示する等して一般の交通に支障がないように措置を講じる。

(3) 災害時における立ち往生車両や放置車両の移動等

災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、彦根警察署および県本部と連携し、放置車両その他交通障害物の除去に努め、緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

2 緊急通行車両の手続

【担当班】公有財産管理班

災害時における交通の規制または制限下において緊急輸送の用途等に車両を使用するとき、事前届出がされている車両のほか、新たに緊急通行車両等として届出が必要となった車両について、県公安委員会に緊急通行車両等確認申請書の手続を行う。

3 緊急輸送体系の整備

【担当班】建設管理班、道路河川班、農林水産班、危機管理班、社会福祉班、市社会福祉協議会

(1) 緊急輸送道路の確保

災害時において、県が指定する緊急輸送道路の確保状況を確認する。

また、市が指定する緊急輸送道路および輸送補助路線の被害状況を調査し、必要に応じて、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行う。

緊急輸送道路および輸送補助路線の確保状況や交通規制状況については、県本部に報告するとともに、市民に広報する。

(2) 輸送拠点の開設

ア 広域輸送拠点

県が指定する次の拠点の開設状況を確認する。

(ア) 広域陸上輸送拠点：彦根総合スポーツ公園（松原町）

(イ) 広域湖岸輸送拠点：彦根港（松原町湖岸地先）

(ウ) その他市域外の県指定広域陸上輸送拠点、広域湖岸輸送拠点

イ 市内配送拠点

災害の状況に応じて、広域輸送拠点から届けられる救援物資を受入れ、市内の避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分け・配送等を行う拠点として、市内配送拠点（彦根市スポーツ・文化交流センター、農村環境改善センター、（株）中通、福山通運（株）彦根営業所、彦根総合スポーツ公園等）を設置する。

4 緊急輸送手段の確保

【担当班】危機管理班、公有財産管理班、交通政策班、契約監理班

(1) 緊急輸送車両の確保

以下により災害時における緊急輸送用車両を確保し、車両による緊急輸送体制を確立する。各部は、車両等を必要とするときは、市本部に配車を要請し、市本部は、上記要請があった場合には、車両等の保有状況を考慮の上で使用車両等を決定して要請者に通知する。

ア 市有自動車の集中管理

イ 運送業者等への協力要請

ウ 県や他自治体への応援要請

エ 自家用の車両等

(2) 航空交通の確保

ア 応援の要請

航空機（ヘリコプター）による輸送が必要なときは、以下の応援要請により、航空機（ヘリコプター）による輸送手段を確保する。

（ア）県への県防災ヘリコプターの応援要請

（イ）県を通じた、自衛隊、赤十字飛行隊、他自治体への応援要請

（ウ）彦根警察署を通じた、滋賀県警察航空隊への応援要請

イ ヘリポートの開設

ヘリコプターによる輸送の応援を要請したときは、ヘリポートの選定、物資投下可能地点の整備・選定を行い、ヘリポートを開設したときは、県本部に伝達する。

（3）船舶、鉄道による輸送手段の確保

船舶等によって輸送することが適当な場合は、県本部に要請し、湖上輸送手段を確保する。

また、鉄道を用いて緊急輸送することが適当な場合は、西日本旅客鉄道（株）、近江鉄道（株）等に協力を要請し、鉄道による輸送手段を確保する。

（4）燃料の確保

緊急輸送に必要な燃料について、災害時における燃料等の供給協力に関する協定締結業者に協力依頼して、確保する。

5 緊急輸送の実施

【担当班】危機管理班、公有財産管理班、生活環境班、清掃センター班、社会福祉班、交通政策班、市社会福祉協議会

（1）輸送の範囲

災害時における輸送は以下に定める範囲とし、その他の移動および搬送等については市内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するため、極力控えるよう、規制、制限、周知を行う。

ア 被災者の避難および救助

イ 給水

ウ 救護活動における救護員、患者、医薬品等の移送

エ 食糧、生活必需品等の生活物資の搬送

オ 公共施設の応急復旧要員等の移送

カ 遺体の移送

キ ごみの処理

（2）輸送対象の優先順位

ア 災害発生後 24 時間程度まで

（ア）救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員および物資

（イ）消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員および物資

（ウ）情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動応急対策に必要な要員および物資

（エ）後方医療機関へ移送する負傷者等

（オ）緊急輸送に必要な輸送施設や輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員および物資

イ 災害発生後 3 日程度まで

上記アの事項に加えて、

（ア）食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資

(イ) 傷病者および被災者の被災地域外への移送

(ウ) ごみの収集・運搬

ウ 災害発生後4日目以降

上記イの事項に加えて、

(ア) 災害復旧に必要な要員および物資

(イ) 生活必需品

(3) 輸送方法

災害時における輸送は、市内配送拠点（彦根市スポーツ・文化交流センター、農村環境改善センター、(株)中通、福山通運(株)彦根営業所、彦根総合スポーツ公園等）において、県本部等から配送された救援物資および市の備蓄物資等を災害ボランティアの協力等を得て仕分けし、滋賀県トラック協会等の協力を得て、各避難所、病院および社会福祉施設等に配送し、被災者に配付する。

なお、市内配送拠点や避難所への物資の輸送、人員等の輸送は車両を基本とするが、交通途絶による孤立地域への輸送は、航空機（主としてヘリコプター）および人力を併用する。

(4) 実施記録の作成

災害輸送関係者は、輸送記録簿、燃料および消耗品受払簿、修繕費支払簿を作成し、整備保管する。

参照

- *緊急通行車両等事前届出車一覧【マニュアル編 P3-2-15 参照】
- *緊急輸送体制の整備【マニュアル編 P3-2-11 参照】
- *彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編 P2-2-1 参照】
- *非常用品備蓄【資料編 P4-3-3 参照】
- *県の備蓄倉庫および備蓄物資【資料編 P4-3-5 参照】
- *緊急輸送道路【資料編 P4-5-1 参照】
- *緊急輸送ネットワーク図【資料編 P4-5-3 参照】
- *車両等の調達先【資料編 P4-5-5 参照】
- *市内配送拠点【資料編 P4-6-14 参照】
- *緊急車両指定【資料編 P7-1-114 参照】

第3節 災害救助法の適用

【基本方針】

災害救助法適用基準に該当する災害が発生したとき、県は、災害救助法の適用に基づく災害救助活動を行う。ただし、市は、事態が急迫し、県による救助活動を待つ余裕のない場合は、県に代わって救助活動を実施する。

また、市は、県知事の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について実施責任者として応急対策活動を実施する。

1 災害救助法の適用

【担当班】危機管理班、社会福祉班

(1) 災害救助法の適用申請

市における被害が「災害救助法の適用基準【マニュアル編 P3-2-17 参照】」のいずれかに該当、または該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて、県地方本部を通じて県知事（県本部長）に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にあるときには、併せて災害救助法の適用を要請する。ただし、発生 of 報告の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について報告する。

なお、県は、本市域で震度 7 程度の地震が発生した場合には、被害状況の把握に努め、災害救助法による応急救助の実施の必要性が予想される場合には災害救助法の適用手続きを速やかに進めることになっている。

また、市は、大津市域で震度 7 程度の地震が発生し、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、県地域防災監を通じ、または直接に内閣総理大臣に被害状況の報告を行う。

(2) 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用され、知事より委任を受けた救助について、速やかに実施する。

また、災害の事態が急迫して、県知事（県本部長）による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況について速やかに県地方本部を通じて県知事（県本部長）に報告し、その後の処置に関して県知事（県本部長）の指示を受ける。

なお、災害救助法に基づく救助活動は、「災害救助法による救助の程度、方法および期間の早見表」（資料編 P7-1-71 参照）の基準に従い、実施する。

(3) 救助の実施状況の記録および報告

災害救助法による救助活動の実施状況について、日毎に記録整理するとともに、その状況を「救助日報」の様式により、県本部に報告する。

2 彦根市災害対策基金の活用

【担当班】財政班、出納・監査班

災害救助法のほか、被災者の救助、応急措置その他災害対策に要する臨時的経費として、彦根市災害対策基金を活用する。

参照

- *災害救助法の適用【マニュアル編 P3-2-17 参照】
- *災害救助法の適用基準【マニュアル編 P3-2-17 参照】
- *災害救助法による救助の種類【マニュアル編 P3-2-20 参照】
- *彦根市災害対策基金の設置、管理および処分に関する条例【資料編 P7-1-70 参照】
- *「災害救助法による救助の程度、方法および期間」早見表【資料編 P7-1-71 参照】
- *救助日報【資料編 P7-1-78 参照】

第4節 応援要請・受援等

【基本方針】

災害が発生し、市長が市単独では災害の対応が困難と判断したときは、彦根市災害時受援計画に基づき、自衛隊の災害派遣要請を県に要求する。なお、緊急のときは、直接、自衛隊に災害派遣要請を行い、県に事後報告する。また、人的支援、物的支援が必要なときは、県、応援協定締結都市、応援協定締結団体等に対して、応援を要請する。さらに、指定行政機関、または指定地方行政機関の職員および他の地方公共団体の職員の派遣が必要なときは、県に斡旋を要求する。

なお、それぞれの機関に応援を要請した場合は、応援部隊の効率的な応急対策活動が実施されるよう、速やかに受入れ体制を整備する。

また、そのほか、災害応急対策の実施に関して、応急措置を実施するため緊急の必要があるときは、各種法律に基づく従事命令等（資料編 P2-1-15参照）により、活動要員を確保する。

1 応援の要請・要求

【担当班】危機管理班、関係各班

(1) 自衛隊の災害派遣要請要求

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲（資料編 P2-1-13 参照）は、人命および財産の救援のための必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、県知事等に自衛隊の派遣要請を要求する。

ア 通常の場合（県を通じた要請）

市長（本部長）の指示により、県知事（依頼先は防災危機管理局）に文書で災害派遣要請を要求する。この場合において、その旨および災害状況を防衛大臣またはその指定する者に通知することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

イ 緊急の場合（直接通知または通信途絶の場合）

通信途絶により県知事へ要請の依頼ができない場合は、その旨および被害の状況を防衛大臣または次の部隊に直接通知し、事後速やかに所定の手続を行う。

自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第3偵察戦闘大隊長 （今津駐屯地司令） （窓口：第3係）	高島市今津町平郷	0740-22-2581 内線 235・272（勤務時間） 249（勤務時間外） 防災無線 171-0（TEL） 171-1（FAX）
中部方面混成団長 （大津駐屯地司令） （窓口：訓練科）	大津市際川 1-1-1	自衛隊防災用携帯電話 090-4030-1119 077-523-0034 内線 230・232 防災無線 174-0

ウ 派遣要請書の記載事項

災害派遣要請を要求する場合は、次の事項を明らかにする。

- (ア) 災害の状況および派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域および活動内容

第3章 人命の確保

災害応急対策活動は、最優先で人命の確保を目的とする緊急対策が必要となる。

したがって、災害発生直後は、避難、救助救急、医療、行方不明者の捜索等の生命の安全にかかわる対策を実施するほか、各種発生した災害の態様により異なる二次災害防止活動（火災消火、洪水対策、危険物対策、事故対策、原子力災害対策等）を実施する。

第1節 避難行動

【基本方針】

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、危険な地域内にある市民に対して避難のための立退きを指示し、警察署および関係機関、団体と連携のもと、安全な場所に避難させるなど、人命の被害の軽減を図る。

1 避難指示等の発令

【担当班】危機管理班、広報戦略班

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施の基準

災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、人命および身体を保護するために災害対策基本法、水防法、警察官職務執行法、自衛隊法、地すべり等防止法等に基づき、それぞれの実施責任者が避難の指示を命ずることができることになっている（高齢者等避難、避難指示等の基準（マニュアル編 P3-3-4 参照））。

本部長（市長）は、市民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、災害危険区域の市民に対し、あらかじめ高齢者等避難を発表するとともに、危険な状況が進展した場合または事態が切迫している場合等の緊急の場合には避難指示を行う。

また、避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。

なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険がおよぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令判断

収集した各種情報を参考に、避難指示等の判断基準（土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準（資料編 P3-4-1 参照）、河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準（資料編 P3-4-3 参照））となる情報と照らし合せて、発令する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、避難指示等）という）の避難に関する種類、避難対象地区、避難先を決定する。

なお、必要に応じて、避難対象地域や判断時期について、県や彦根地方気象台等に助言を求める。

(3) 避難指示等の伝達

避難指示等を発令するときは、伝達内容等を明らかにして、次の手段で市民に伝達する（高齢者等避難、避難指示等の方法（マニュアル編 P3-3-5 参照）。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

- ア 広報車
- イ 災害時緊急通報システム（要配慮者利用施設への情報伝達に利用）
- ウ 彦根市ホームページ
- エ FM ひこね
- オ 口頭伝達
- カ 警鐘乱打（高齢者等避難のときは利用しない）
- キ サイレン吹鳴（高齢者等避難のときは利用しない）
- ク 放送事業者
- ケ 彦根市メール配信システム
- コ 彦根市災害用X
- サ 防災用屋外放送設備
- シ 防災アプリ（Yahoo!防災速報）
- ス 市公式LINEアカウント

(4) 関係機関への通知

避難指示等を実施したときは、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

ア 市長の措置

市長（危機管理課） → 県知事（防災危機管理局）

市長から知事への報告は県防災情報システム等にて行う。

ただし、県防災情報システム等が使用不可能な場合または県からの指示があった場合には、県地方本部を通じて県本部へ報告する。

イ 警察官の災害対策基本法に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 市長 → 県知事（防災危機管理局）

ウ 警察官職務執行法に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 県警察本部長 → 県知事（防災危機管理局） → 市長

エ 自衛官の措置

自衛官 → 市長 → 県知事（防災危機管理局）

(5) 避難指示等に関する注意事項

避難指示等に当たっては、次の事項に注意する。

ア 避難者への周知事項

- (ア) 避難に際し、電源ブレーカーの切断、火気、危険物等の後始末および戸締りを完全にする。
- (イ) 会社、工場等では、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- (ウ) 現金、貴重品ほか日用品、身回品を最小限にする。状況に応じ避難者に2食程度の食糧、水、タオル、チリ紙、照明具および最小限の着替えを携行させる。
- (エ) なるべく氏名票を携行させる。
- (オ) 携行品は、避難に支障をきたさない程度にする。

(カ) 隣人（家）への伝達

イ 避難者の確認、救出

消防団、警察官等は、避難の指示を発した地域に対し、避難終了後、速やかにパトロールを行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認および救出に努める。また、避難指示等の指示に従わない者については説得に努め、状況によっては、強制措置を執る。

2 警戒区域の設定

【担当班】危機管理班、建設管理班、道路河川班、警防班、消防署班

災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、人命および身体を保護するために災害対策基本法、消防法、水防法、警察官職務執行法等に基づき、それぞれの設定権限者が警戒区域を設定し、一般の立入禁止、退去を命ずることができることになっている（警戒区域の設定権限(マニュアル編 P3-3-7 参照)）。

これら法律に従い、市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、または退去等の措置を講じる。

なお、警戒区域を設定したときは、縄を張るなど警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

3 指定緊急避難場所等の開設・運営

【担当班】各部の避難場所関係班※

(1) 自主避難施設の開設

自主避難が行われたとき、その他市長が必要と認めるときは、指定緊急避難場所から適切な施設を選定し、自主避難施設を開設する。

市は、自主避難施設の開設を決定したときは、直ちに当該施設管理者に連絡し、自主避難施設担当職員を派遣して、当該施設の職員等と連携して自主避難者の受入れを行う。また、市は、自主避難施設を開設したときは、速やかに市民に対し周知する。

なお、自主避難施設の運営に当たっては、男女双方の視点に対する配慮、性的指向・性自認に対する配慮、要配慮者のニーズに対する配慮等に留意する。

(2) 避難場所の開設

震度5強以上の地震が発生したとき、高齢者等避難、避難指示等を行ったとき、その他本部長が必要と認めるときは、直ちに指定緊急避難場所から必要な施設を選定し、避難場所を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができる。また、各地区で特に緊急を要する場合には、施設管理者の判断で開設することができる。

市本部は、避難場所の開設を決定したときは、直ちに当該施設管理者に連絡するとともに、速やかに避難場所の運営および連絡調整にあたる担当職員を避難場所に派遣し、当該施設の職員等と連携して避難者の受入れを行う。

また、大規模な災害時において多数の帰宅困難者が発生した時は、県と連携し、一時滞在施設として帰宅困難者についても必要に応じて受け入れを行う。

なお、避難場所の運営に当たっては、男女双方の視点に対する配慮、性的指向・性自認に対す

る配慮、要配慮者のニーズに対する配慮等に留意する。

(3) 避難場所開設の報告

避難場所を開設したときは、速やかに市民に対し周知するとともに、県本部および彦根警察署に対して次の事項を報告する。

なお、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、FAX、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

- ア 避難場所開設日時、場所または施設名
- イ 収容状況および収容人員
- ウ 開設期間の見込み
- エ その他の参考となる事項

※各部の避難場所関係班

(担当班は各部により選定(詳細な割り当ては彦根市職員災害時初動マニュアル参照))

開設・運営等を担当する各部
企画振興部、スポーツ部、総務部、人事部、市民環境部、福祉保健部、子ども未来部、観光文化戦略部、産業部、建設部、都市政策部、上下水道部、教育部

4 避難誘導

【担当班】ライフサービス班、警防班、消防署班

(1) 風水雪害発生のおそれがある場合の避難誘導

避難指示等を発令したときは、消防団および警察官等の協力を得て、避難者の誘導にあたり、次の措置を迅速、確実に行う。

ア 避難順位

- (ア) 避難行動要支援者
- (イ) 防災活動従事者以外の者
- (ウ) 防災活動従事者

イ 避難誘導先

施設の安全を確認したうえで、避難対象地区(自治会単位)ごとに避難誘導先を設定し、速やかに市民に周知・広報する。

ウ 実施時の留意点

- (ア) 避難誘導のため消防職団員等を配置する。
- (イ) できるだけ自治会・町内会等ごとに集団の形成を図り、避難を実施する。
- (ウ) 避難行動要支援者の避難を優先する。
- (エ) 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。
- (オ) 携帯マイク等の資機材を活用し安全を図る。

エ 避難経路

- (ア) 最も安全な避難経路を指示する。
- (イ) 避難経路途中で危険な箇所があるときは、避難者に伝達しておく。
- (ウ) 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。

- (エ) 緊急時の混乱を避けるため、車両の使用を禁止させる。
- (オ) 必要に応じ、誘導標識、誘導灯、携帯マイクを使用する。
- (カ) 道路上の障害物件を除去する。

オ 避難者への説明

避難誘導の際、避難者に避難指示等の内容、理由等を説明する。

カ 報告、記録

避難誘導の状況を市本部に報告するとともに、簡潔に記録する。

(2) 地震等の突発的な災害が発生した場合の避難誘導

消防団および警察官等の協力を得て、指定緊急避難場所に避難者を集合させたあと、できるだけ自治会ごとの集団の形成を図り、指定避難所等に誘導する。その際には、避難行動要支援者の避難を優先する。

5 避難行動要支援者の避難対策

【担当班】社会福祉班、高齢福祉推進班、子育て支援班、幼児班、子ども・若者班、障害福祉班、健康推進班

(1) 風水雪害発生のおそれがある場合の措置

風水雪害が発生する危険が強まり、市本部が避難指示等を発令したときは、避難行動要支援者等への避難情報の伝達を迅速に実施し、早期の円滑な避難を実現する。

ア 避難指示等の伝達

避難指示等が発令されたときは、彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱に基づき作成された避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という）を活用して、彦根警察署、市社会福祉協議会、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得ながら、要配慮者のうち特に避難に支援を要する避難行動要支援者に対して避難に関する情報を伝達する。

また、特に、要配慮者利用施設（資料編 P4-6-1 参照）に対して、災害時緊急通報システム等を利用し、必要な情報（高齢者等避難等）を伝達する。

イ 安否確認の実施

災害が発生したときは、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、名簿を効果的に利用して、彦根警察署、市社会福祉協議会、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得ながら、避難行動要支援者の安否確認を迅速に実施する。

ウ 移送手段の確保

避難支援に自動車等が必要なときは、移送車の手配等に協力する。

(2) 地震等の突発的な災害が発生した場合の措置

地震等の災害が突発的に発生したときは、避難支援者による避難行動要支援者の安否確認を実施し、避難等が必要な場合は避難所、医療機関、福祉施設等への移送を迅速に実施する。

ア 安否確認の実施

地震等の災害が突発的に発生したときは、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、名簿を効果的に利用して、彦根警察署、市社会福祉協議会、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得ながら、避難行動要支援者の安否確認を迅速に実施する。

イ 福祉避難所等への移送

避難行動要支援者の病気、負傷等の状況を確認したうえで、福祉避難所、医療機関、福祉施

設等への避難・入所等が必要と判断したときは、受入れ施設の協力のほか、市社会福祉協議会、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て施設への移送を実施する。

6 各種施設等の避難対策

【担当班】社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、子ども・若者班、障害福祉班、幼稚園保育所班、教育総務班、学校教育班、病院事務局班

(1) 病院施設

ア 避難誘導

災害が発生したとき、病院長または病院の管理者（以下「院長等」という。）は、あらかじめ患者を担送患者と独歩患者とに区分し、独歩患者については、適当な人数ごとに自治組織を編成させて、医師、看護師その他職員が引率して、重病者、高齢者、乳幼児、妊産婦および介添え人を安全な場所に誘導する。

イ 移送方法

(ア) 入院患者を院外の医療機関等安全な場所に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、消防職員等の協力を得て患者の移送を行う。

(イ) 院外への患者の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市本部等の車両の応援を得て移送を行う。

ウ 状況の報告

院長等は、災害が発生したときは、施設ならびに施設利用者の被災状況、施設利用可否等について、市本部に報告する。

(2) 社会福祉施設

ア 避難誘導

災害が発生したとき、社会福祉施設の長（以下、「施設長」という）は、あらゆる災害に対処できるように、施設ごとに定めた避難計画に基づき迅速かつ適切に施設利用者等の避難誘導を実施する。

イ 移送方法

施設長は、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、消防・警察等関係機関と連携を密にし、入所者の障害や健康状態に配慮した適切な移送手段および介助者を確保して移送を行う。

ウ 状況の報告

施設長は、災害が発生したときは、施設ならびに入所者の被災状況、受入れ可能状況について、市本部に報告する。

(3) 学校等（小・中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ）

ア 避難誘導

災害が発生したとき、小・中学校、幼稚園、保育所の長等（以下、「校・園長等」という）は、あらかじめ定めた避難計画に基づき迅速かつ適切に施設利用者等の避難誘導を実施する。

イ 避難の連絡

校・園長等は、幼児・学齢児童・学齢生徒等（以下「生徒等」という。）に対する避難を行ったときは、直ちに市本部、消防部、警察等にその旨を連絡する。

ウ 移送方法

各教職員は、適宜、班を編成し、引率責任者として警察官、消防部等の支援・協力を得ながら以下の事項に留意しつつ、安全かつ効率的に移送行動を行う。

- (ア) 危険な橋りょう、堤防、その他がけ崩れや土石流、河川による浸水等、新たに災害発生のおそれがある場所や区域を避け、安全な道路を選定する。
- (イ) 引率責任者は、メガホン、携帯マイクを所持する。
- (ウ) 感電、水没等の移送中の事故防止を徹底する。
- (エ) 避難先までの経路の安全性が確保され難いと判断される場合には、無理な移送を行わず、高層階等にて一時待機し関係機関と密に連絡を取り、次善策を検討する（ただし、家屋の流出の危険があるときを除く）。

エ 状況の報告

校・園長は、災害が発生したときは、施設ならびに生徒等の被災状況、施設利用可否等について、市本部に報告する。

7 帰宅困難者対策

【担当班】危機管理班、人権政策班、地域経済振興班、観光交流班

(1) 発災直後の対応

ア 一斉帰宅抑制の呼びかけ

一斉帰宅行動を抑制するため、市民、企業等に対してむやみに移動しないことの呼びかけを行う。

イ 企業における対応

企業は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内または安全な場所に待機させる。

ウ 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

(2) 帰宅困難者への情報提供

県と連携し、帰宅困難者に対し、被害状況に関する情報、鉄道等の公共交通機関に関する情報、帰宅にあたって注意すべき情報、支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）などについて情報提供を行う。

また、外国人住民や外国人旅行者にも内容が伝わるように配慮する。

(3) 徒歩による帰宅支援

県と連携し、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報等を提供する。

参照

*彦根市職員災害時初動マニュアル 【参考資料 3.避難場所等参照】

*避難行動【マニュアル編 P3-3-1 参照】

*急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所【資料編 P1-4-1 参照】

*土石流危険渓流【資料編 P1-4-3 参照】

*土砂災害警戒区域等【資料編 P1-4-9 参照】

*土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準【資料編 P3-4-1 参照】

第3部 災害応急対策 第3章 人命の確保
第1節 避難行動

- *河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準【資料編 P3-4-3 参照】
- *要配慮者利用施設【資料編 P4-6-1 参照】
- *広報文例【資料編 P7-2-10 参照】

県本部に要請する（後日、文書提出）。

- (ア) 火災の状況および応援要請の理由
- (イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 市への進入経路および集結（待機）場所

イ 緊急消防援助隊等他府県の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け受入れ体制を整えておく。

- (ア) 応援消防隊への地理情報の提供
- (イ) 消防活動の指揮本部の確立（応援メンバーも常駐）
- (ウ) 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
- (エ) 応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配
- (オ) 応援消防隊に対する給食等の手配

参照

- *消火活動【マニュアル編 P3-3-16 参照】
- *消防組織【マニュアル編 P3-3-18 参照】
- *出場体制【マニュアル編 P3-3-19 参照】
- *消防本部・消防署・消防団の所在地【資料編 P5-1-1 参照】
- *消防車両保有状況【資料編 P5-1-2 参照】
- *特殊消防用資機材保有状況【資料編 P5-1-3 参照】
- *道路狭あい地区警防計画樹立ブロック【資料編 P5-1-4 参照】

第4節 水防活動

【基本方針】

災害により、河川の氾濫およびため池の溢水等による堤防の決壊が発生または発生するおそれがあるときは、市内の河川、ため池等を巡視し、被害状況等を調査するとともに、被害を受け危険と思われる箇所については速やかに応急措置を講じる。

なお、災害対策本部を設置していないときの水防活動は、「彦根市水防計画」に基づき、実施する。

1 水防活動

【担当班】建設管理班、道路河川班、農林水産班、警防班、湖東土木事務所

(1) 災害危険箇所の緊急調査

災害が発生したとき、河川またはため池等の危険箇所や、市民等から通報のあった箇所については、直ちに、消防団、河川管理者、ため池管理者、自治会長または自主防災組織等と連携を取り、緊急調査を行う。このとき、現場派遣要員は、災害に巻き込まれないよう十分注意する。

なお、特に震度5弱以上の地震が発生したときは、全てのため池について緊急点検を実施し、異常を確認した場合には応急対策を行うとともに、点検結果等について県地方本部を通じて県本部（水防本部または災害対策本部）に報告する。

(2) 災害危険箇所の応急措置

ア 危険箇所が判明した場合、本部長はその危険の度合いにより、関係地区に対し避難指示を行う。

イ 異常が判明した場合で直ちに危険がないと判断される場合でも、市本部は、直ちに管理者等と連携して、専門家または要員を現場に派遣して調査および応急処置を行う。

ウ 堤防、護岸の崩壊箇所等について、被害の軽減を図るため、内水排除、ビニールシートによる浸透防止工事、土のうおよび矢板での締切り工事等の応急対策を行う。

2 河川関係障害物の除去

【担当班】建設管理班、道路河川班、農林水産班、警防班、湖東土木事務所

災害時の緊急調査において、排水路、公共下水道（雨水渠）、河川等の橋脚等に滞留する浮遊物、その他の障害物を発見したときは、各施設管理者および消防団と連携して、可能なものについて応急除去を行う。

なお、市のみで実施が困難なときは、必要に応じて、土木建築業者等の協力を得て実施するほか、県本部（水防本部または災害対策本部）に対して、応援を要請する。

参照

*水防活動【マニュアル編 P3-3-20 参照】

*水防区域【資料編 P1-3-1 参照】

*防災重点ため池【資料編 P1-3-17 参照】

7 医薬品、衛生材料等の確保、調達

【担当班】健康推進班、病院事務局班

医療および助産の救護実施のため必要な医療品、衛生材料および医療器具等は、手持品を繰返し使用する。ただし、手持品がなく、または不足したときは、一般社団法人彦根薬剤師会やそれぞれの医療関係調達先（資料編 P5-2-1 参照）より調達するが、確保が不可能または困難な場合は、彦根保健所を通じて一般社団法人滋賀県薬剤師会、滋賀県医薬品卸協会等に協力を要請する。

なお、輸血用血液製剤については、滋賀県赤十字血液センターに供給を要請する。

参照

- *医療救護対策【マニュアル編 P3-3-22 参照】
- *指揮命令および連絡調整【マニュアル編 P3-3-24 参照】
- *医療関係調達先【資料編 P5-2-1 参照】

第6節 行方不明者の搜索、遺体の収容および火葬等

【基本方針】

災害が発生し、行方不明者（安否不明者を含む。）が発生したときは、迅速な搜索活動を実施する。

また、遺体を確認されたときは、適切に収容、処理等を行い、引渡し先のない遺体については、火葬等を実施する。

1 行方不明者の搜索

【担当班】生活環境班、消防署班、社会福祉班、消防団、まちづくり推進班

(1) 実施担当

警察官、その他関係機関、自治会、自主防災組織、市民等の協力を得て、積極的に情報収集を行い、行方不明者の搜索を早急に実施する。

ただし、消防職団員については、救助、救出活動を伴う搜索を主とする。

(2) 実施方法

搜索は、次の点に留意し実施する。

ア 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設け、届出の受理等適正を期すとともに情報の入手に努める。

イ 必要に応じて、船艇その他資機材を借り上げる。

ウ 行方不明者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等の情報を整理する。

エ 行方不明者の搜索は、上記によるほか第3章第2節「救助救急対策」に基づき、実施する。

(3) 報告、記録

県本部に次の記録を報告するとともに、整備保管する。

ア 記録の整備保管

(ア) 搜索状況記録等

(イ) 搜索用機械器具燃料受払簿

(ウ) 搜索用機械器具修繕簿

イ 報告内容

(ア) 実施年月日

(イ) 実施地域

(ウ) 実施方法および状況

(エ) 搜索対象行方不明者数その他

(4) 行方不明者・安否不明者・死者等の氏名等公表

市は災害時における行方不明者・安否不明者・死者等の氏名公表について、救助活動の効率化や、情報の錯そうによる混乱回避につながる可能性があることから、県の方針に基づき対応する。

2 遺体の収容

【担当班】生活環境班

(1) 発見時の措置

死体を発見し、または連絡を受けたときは、速やかに警察官に連絡し、警察官は医師の立会の下で検視を行う。

なお、必要に応じて、彦根歯科医師会に歯科診療記録等による身元確認への協力を要請する。

(2) 警察等からの引渡し

医師立会のもとに警察官の検視を終えた遺体は、警察機関等の協力を得て、その収容および遺族への引渡しに当たる。

(3) 収容場所の設置

遺体が多数ある場合には、既存の建物を利用して遺体を収容し、身元が明らかな遺体は、検視の上、遺族への引渡し等を行う。なお、遺体収容等のための適当な建物がない場合には、天幕、幕張り等の設備を設ける。

(4) 遺体の引渡し

身元が判明し、遺体の引取りを希望する者があるときは、葬祭業者の協力の下、遺品を整理した上で、ドライアイス等を調達し、遺体処理票および遺留品処理表を整理の上納棺し、遺体検案書とともに引き渡す。

(5) 遺体の安置

身元が明らかでない遺体は、検視後遺体を毛布に包み、担架でもって車で市本部が設置する遺体安置所に移送し、遺体を安置する。

なお、身元が明らかでない遺体は、その遺品や記録（写真撮影を含む。）の保存に努める。

また、被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない遺体は、行旅病人および行旅死亡人取扱法に基づき行旅死亡人として取扱う。

3 遺体の火葬

【担当班】生活環境班

(1) 火葬の対象

災害の際死亡した者で、資力の有無にかかわらずその遺族による火葬が困難な遺体または一定期間が経過しても身元が判明しない遺体または引取人がない遺体。

(2) 実施要領

火葬を円滑に実施するため、彦根愛知犬上広域行政組合の協力のもと、次の事務を行う。

ア 死亡者数の把握

イ 火葬計画の作成

ウ 遺体搬入車両および搬入路の把握・確保

エ 燃料、ドライアイス、および棺等資材の在庫状況の把握・確保

オ 火葬のための関係者に対する協力要請

カ 相談窓口の設置および住民への情報提供

(3) 県本部への応援要請

遺体が多数あり、彦根愛知犬上広域行政組合「紫雲苑」で処理不可能の場合は、県本部に対して、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき応援を要請する。

第3部 災害応急対策 第3章 人命の確保
第6節 行方不明者の搜索、遺体の収容および火葬等

参照

- *行方不明者の搜索、遺体の収容および火葬等【マニュアル編 P3-3-27 参照】
- *被災に係る遺体の火葬体制【マニュアル編 P3-3-31 参照】
- *棺の調達先【資料編 P2-3-2 参照】

第7節 二次災害防止活動

【基本方針】

災害が発生したときは、余震や時間差発生、または大雨による浸水、土砂災害および建築物の倒壊等に備え、土木・農林施設、建築物等の二次災害防止対策を講じ、被害の拡大を防止する。

1 道路施設の応急対策

【担当班】建設管理班、道路河川班、交通政策班

(1) 情報連絡体制

災害が発生したときは、道路管理者間で密な連携を図り、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。また、収集した情報を基に、速やかに応急復旧の計画をたてる。

ア 道路管理者間の情報連絡

管理する道路施設の被害状況等の情報を収集し、収集した情報は、速やかに県地方本部を通じて県本部へ連絡し、道路情報の一元化を図る。

イ 道路占用施設管理者との情報連絡

管理する道路における上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

ウ 警察との情報連絡

警察署との連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

(2) 道路施設の応急復旧

災害による落石、土砂崩壊等により被害を受けた道路施設、交通安全施設等は、速やかな復旧に努め、早期の交通機能の確保を図る。特に、山間部の道路については、孤立集落を発生させないように代替性の確保に努める。

なお、道路の応急対策および復旧に当たっては、県地方本部を通じて県本部と緊密に連絡を取り、道路管理者が互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行い、各道路に求められている機能等により優先順位を設定し、緊急道路ネットワークの早期確保に努める。

2 公共施設の危険度判定および応急対策

【担当班】公有財産管理班、都市計画班、建築班

(1) 被害状況の把握

災害が発生したときは、市庁舎、避難場所等の各施設管理者と連絡調整し、速やかに宅地や建築物の被害状況を確認する。

(2) 被害状況の調査

各施設からの被害状況報告に基づき、必要に応じて、県および地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等に協力を求めて、早急に次の調査を実施する。

ア 被災建築物応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、避難の可否を判定する。なお、被害が著しい場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、立入制限等の措置を実施する。

イ 被災度区分判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に際しての補修および構造補強等の可否を判定する。

ウ 被災宅地危険度判定調査

主として宅地外観の目視や簡便な計測手法により判定し、結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。必要に応じて、立入制限等の措置を行う。

(3) 応急復旧措置

各施設の被害状況調査にもとづき、応急復旧を行う。

(4) 仮設庁舎等の設置

市庁舎の被害が著しく執務に支障があるときは、行政事務の執行等を考慮し、必要に応じて、使用可能な市有施設を活用し、仮設庁舎を確保する。

3 一般建築物、宅地等の危険度判定

【担当班】都市計画班、建築指導班

(1) 被災建築物の応急危険度判定

多数の被災建築物があるときは、余震またはその後の降雨により生じる二次災害を軽減・防止するため、以下のように、被災建築物応急危険度判定を速やかに実施する。

なお、大地震が複数回発生する場合の被害の想定とその対応については、国等の今後の検証や動向を見極めて検討する。

ア 建築物に関する被害状況の把握

被災建築物応急危険度判定必携に基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。

なお、被害調査に当たっては、市民から寄せられる情報を参考にする。

イ 被災建築物に対する応急危険度判定の実施準備

県と連携し、被災建築物に係る応急危険度判定実施の準備を進める。

(ア) 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置

危険度判定の実施を決定し、庁内に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難した方がよいかなどを判定する。また、本部を設置した場合は、県にその旨を連絡する。

(イ) 被災建築物応急危険度判定士の確保

被災建築物応急危険度判定実施本部は、応急危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、被災建築物応急危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請する。

(ウ) 作業実施のための準備

担当区域の配分、被災建築物応急危険度判定士の受入れ施設の確保、判定に必要な資料の準備、判定作業に必要な資機材の確保、判定統一のための打合せ等を実施する。

ウ 被災建築物応急危険度判定の実施

専門ボランティア（建築士）等の被災建築物応急危険度判定士と協力し、被災建築物応急危険度判定を行う。

なお、被災建築物応急危険度判定については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」および「被災建築物応急危険度判定実施本部業務手引き」（平成24年度3月 滋賀県被災建築物一宅地応急危険度判定協議会 被災建築物応急危険度判定WG）に基づいて実施する。

また、被災建築物応急危険度判定実施本部は、判定業務の実施状況を県の支援本部に報告する。

エ 判定結果の表示等

(ア) 被災建築物応急危険度判定結果の表示

被災建築物応急危険度判定の結果を「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載した上で、建物の見やすい場所に貼る。

(イ) 被災建築物応急危険度判定結果の周知

「危険」または「要注意」と判定された建築物については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を市民に十分に周知する。

オ 「危険」と判定された建築物所有者等への対応

被災建築物応急危険度判定によって「危険」と判定された建築物の所有者・管理者に対しては、問合せ窓口を開設し、当該建築物の修理・復旧等を促進する。

(2) 南海トラフ地震の時間差発生への配慮

南海トラフ地震が発生したときは、数時間から数日間の時間差で大地震が発生する可能性もあり、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発の地震に対する対策として、国、県と協力して、余震等に対する二次災害を未然に防止するため、被災建築物応急危険度判定を早急に実施するとともに、被災建築物応急危険度判定を実施し使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっているという危険性について周知する。

また、被災建築物応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかける。

(3) 被災宅地の危険度判定

風水雪害等または地震災害の発生により二次災害が発生するおそれがあるときは、「実施本部業務マニュアル」「実施本部業務手引き」および「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）に基づき、以下のように、被災宅地危険度判定を実施する。

ア 被災宅地危険度判定士派遣要請・派遣

被災宅地危険度判定士の派遣を県に対して要請する。

イ 被災宅地危険度判定実施本部の設置

被災宅地危険度判定の実施を決定し、庁内に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。また、県にその旨を連絡する。

ウ 被災宅地危険度判定の実施

(ア) 被災宅地危険度判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、宅地擁壁、宅地地盤、宅地のり面等ごとに行う。

(イ) 調査は、判定調査票の項目に従って行う。調査は主として宅地外観の目視や簡便な計測

手法により行う。

(ウ) 被災宅地危険度判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

(エ) 被災宅地危険度判定業務の実施状況を県の支援本部に報告する。

エ 二次災害防止のための応急措置

被災宅地危険度判定結果に基づき、立入制限等の措置を行う。

4 河川管理施設等の応急対策

【担当班】建設管理班、道路河川班、湖東土木事務所

(1) 河川管理施設および砂防設備の応急対策

災害により、河川管理施設等が被害を受けたときは、二次災害を防止するため、施設管理者と協力して、破損、損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設および砂防施設の応急復旧に努めるとともに、引き続き、以下の水防活動を行う。

ア 水防上必要な監視警戒、情報連絡体制および資材等の輸送体制の確立

イ 河川管理施設および砂防設備、特に工事中の箇所および危険箇所の重点的巡視

ウ 水門等の速やかな操作

エ 水防に必要な器具、資材および設備の確保

オ 被害を受けた河川管理施設および砂防施設の応急復旧

(2) 港湾施設

災害により、港湾（漁港）施設が被害を受けたときは、速やかに応急措置を行うとともに被害を最小限にとどめるよう努める。その際、生活救援物資等の緊急輸送に湖上輸送を活用するために、緊急輸送ネットワーク上必要とされる施設を優先的に復旧する。

また、被害状況について、県地方本部を通じて迅速に県本部に報告する。

5 農林関係施設の応急対策

【担当班】農林水産班

(1) 農業用施設の応急対策

災害により、農業用施設等（農業用ため池、揚排水機とその付帯施設、取水施設）が被害を受けたときは、速やかに被害調査を実施し、被害状況について、県地方本部を通じ県本部に報告する。

また、農業用施設等の損壊に伴う出水等により、広範囲にわたり人畜の生命・身体に危険があるときは、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。

なお、復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

一方、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策にあたる。

(2) 基幹農道

災害により、所管する基幹農道が被害を受けたときは、速やかに被害調査を実施し、被害状況について、県地方本部を通じ県本部に報告する。

また、通行車両の制限等必要な処置を行い、道路機能維持のための復旧に努める。

(3) 林道

災害により、所管する林道が被害を受けたときは、速やかに被害調査を実施し、緊急度に応じた応急復旧作業、障害物の除去等を行い、交通の確保に努める。

また、通行が危険な林道については、県本部、警察機関等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

(4) 畜産施設

災害が発生したときは、畜舎および管理施設の破壊、家畜の逃亡、家畜の死亡、病気の発生等について実態を把握するとともに、県地方本部（家畜保健衛生班）と連絡を密にし、農業共済組合連合会、獣医師会および農業協同組合の協力を得て、家畜の診療および防疫を実施するほか、飼料の確保等に努める。

(5) 治山施設

災害により堰堤、護岸工等の溪間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときは、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

6 土砂災害に関する応急対策

【担当班】道路河川班

余震や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、国土交通省近畿地方整備局および県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視を実施する。

また、点検結果より、必要があるときは、その被害の程度に応じて、警戒区域の設定、避難および立入制限等の措置、崩壊危険箇所へのシート被覆等の応急措置を講じる。

7 危険物施設の応急対策

【担当班】消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班

(1) 危険物施設

災害が発生したときは、災害に伴う火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等と連絡調整し、次の措置が執られていることを確認する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去および危険物施設の所有者等に対する使用停止命令、応急措置実施命令等の措置、広報活動等を行う。

- ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業および移送の停止、ならびに施設の応急点検と出火等の防止
- イ 危険物の移送運搬の中止ならびに車両の転倒防止と出火漏洩の防止
- ウ 初期消火要領の徹底、ならびに混触発火等による火災の防止、および異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止

エ 被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立

オ 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員および周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

(2) 火薬および高圧ガス貯蔵施設

災害が発生したときは、災害に伴う火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、火薬類貯蔵施設および高圧ガス貯蔵施設の関係事業者と連絡調整し、次の措置が執られていることを確認する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

ア 火薬類貯蔵施設

保安係員等は、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。

なお、異常が無い場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

(ア) 爆発、誘爆の回避措置

(イ) 危険区域、立入禁止区域の設定

(ウ) 盗難防止措置

(エ) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置

(オ) 付近住民等への危険周知および避難誘導

(カ) 警察、消防等への通報

イ 高圧ガス貯蔵施設

保安係員等は、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。

なお、異常が無い場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

(ア) ガス遮断等緊急措置

(イ) 危険区域、立入禁止区域の設定

(ウ) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置

(エ) 消防、県高圧ガス地域防災会議等防災関係機関への通報および応援要請

(オ) 付近住民等への危険周知および避難誘導

(3) 毒物劇物等貯蔵施設

災害が発生したときは、災害に伴う火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため毒物劇物等貯蔵施設の管理者と連絡調整し、次の措置が執られていることを確認する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

ア 中毒防止方法の広報活動

イ 毒物劇物等の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒および消火作業（周辺住民の人命安全のため）

ウ 毒物劇物等の流出等により周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合、市長に通報

エ 保健所等防災関係機関への連絡

オ 貯蔵設備等の応急点検および必要な災害防止措置（地震後直ちに実施）

(4) 毒物劇物、危険物等の流出に対する応急対策

災害が発生し、船舶および陸上施設から、河川、湖沼等に大量の毒物劇物、危険物等が流出・飛散したなどの通報を受けたときは、船舶関係者および毒物劇物または危険物等取扱者等の当該

関係機関と連絡調整し、次の措置が執られていることを確認する。

また、必要に応じて、危険物施設の所有者等に対する応急措置実施命令を行うほか、付近船舶に対する航行の制限、禁止および移動命令を行い、付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置等を行う。

なお、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずるとともに、水道事業者においては直ちに所轄保健所長に通報する。

ア 拡散を防止するためのオイルフェンス、むしろ、木材等の応急資材の展張

イ オイルフェンス等による流出範囲を縮小した毒物劇物、危険物等の吸引ポンプその他による吸上げまたはくみとり、必要に応じた化学処理剤による処理

ウ 流出した毒物劇物、危険物等について発生する可燃性ガスの検知および火災の発生防止に必要な措置

(5) 放射性物質取扱施設

災害が発生したときは、災害に伴う放射線源の露出、流出等による人命危険の排除を図るため放射性物質（放射線発生装置を含む）取扱事業者と連絡調整し、次の措置が執られていることを確認する。

なお、放射線障害に関する通報を受けたときは、速やかに関係市町および県本部に報告し、被害状況に応じた応急的な対策を確立する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

ア 国（原子力規制庁または文部科学省）、警察、市町（消防）へ通報・届出
（医療機関にあっては県（保健所）、警察、市町（消防）、関係機関へ通報）

イ 放射線量の測定

ウ 危険区域の設定、立入禁止措置の実施

エ 被ばく者等の救出救助

オ 消火または延焼の防止

カ 放射性同位元素による汚染拡大の防止および除去

キ その他災害の状況に応じた必要な措置

(6) 危険物等移動搬出の応急対策

災害による被害の拡大を防止するため、危険物等施設の管理者および危険物等を輸送する者に対して、必要に応じた保安施設、応急資機材等の整備充実、効果的な活動の推進、移動可能なものの安全な場所への移動等の応急措置を指導する。

参照

*二次災害防止活動【マニュアル編 P3-3-32 参照】

*「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会）

*「被災建築物応急危険度判定実施本部業務手引き」（平成24年度3月 滋賀県被災建築物一宅地応急危険度判定協議会 被災建築物応急危険度判定WG）

*「被災宅地危険度判定実施本部業務手引き（案）」平成28年9月

*「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会 平成26年3月）

*「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会 平成26年3月）

第8節 事故への対応

【基本方針】

自然災害以外の大規模な事故災害が発生したときは、事故災害警戒本部を立ち上げて、事故関係者や消防本部、彦根警察署等と連携し、情報の収集・伝達体制を確立して被害の軽減、拡大防止を図る。

1 事故情報の収集・連絡

【担当班】危機管理班、消防総務班、通信指令班

市域において、次の事故等が発生したとき、それぞれの事故等関係者と連絡を取るとともに、最寄りの消防機関、彦根警察署、県と連携を図り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。

また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

なお、火災・災害等即報要領に基づき、直接報告基準に該当する事故を把握したときは、第一報を消防庁に対して、覚知後30分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

- (1) 湖上事故
- (2) 航空機事故
- (3) 鉄道事故
- (4) 道路事故
- (5) 危険物等事故
- (6) 毒物劇物事故
- (7) 大規模な火事
- (8) 林野火災
- (9) 放射性物質運搬事故

2 事故災害対策

【担当班】危機管理班、広報戦略班、生活環境班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班、病院事務局班

彦根市事故災害警戒本部または災害対策本部を設置し、県、関係機関と連携して、災害応急対策を実施する。

災害応急対策は、事故等による火災や被害の発生状況を勘案して、次の活動を実施する。

また、事故等関係者は、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。

- (1) 災害広報（第2章第1節に準じる）
- (2) 住民の避難（第3章第1節に準じる）
- (3) 救助救急活動（第3章第2節に準じる）
- (4) 消火活動（第3章第3節に準じる）
- (5) 医療救護活動（第3章第5節に準じる）

- (6) 行方不明者（安否不明者含む）の搜索・遺体の処理（第3章第6節に準じる）
- (7) その他危険物等の応急措置（第3章第7節に準じる）

参照

*事故への対応【マニュアル編 P3-3-45 参照】

*各種事故災害発生時の連絡系統【マニュアル編 P3-3-46 参照】

第9節 原子力災害への対応

【基本方針】

福井県内の原子力発電所で事故等が発生または発生のおそれがあり、原子力事業者から情報収集事態、警戒事態または施設敷地緊急事態が発生した場合の対応および全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合などは、県と連携して、原子力災害時特有の緊急事態応急対策を実施する。

なお、本節で示さない原子力災害時に必要となる各種応急対策については、他の節に準じて実施する。

1 緊急時モニタリング

【担当班】危機管理班、生活環境班、健康推進班

原子力緊急事態宣言が発出されたとき、県が実施する緊急時モニタリングによる情報の収集に努めるとともに、必要な市域のモニタリングを実施する。

また、県が実施する緊急時モニタリング結果を参考にして、避難および飲食物の摂取制限等の判断に必要な大気中の放射性物質および放射線量の把握（原子力災害防護措置基準表（資料編P7-3-3～4 参照）に努める。

2 避難および屋内退避等の防護措置

【担当班】危機管理班、広報戦略班、ライフサービス班、保険年金班、人権・福祉交流会館班、人権政策班、生活環境班、清掃センター班、障害福祉班、交通政策班

(1) 屋内退避

国または県から屋内退避の指示を受けたときは、屋内退避区域内の市民に屋外に出ないように指示する。また、屋外にいる市民に対しては、速やかに自宅に戻るかまたは近くの公共施設等に退避するよう指示する。

なお、国の要請または県の判断により、県から屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起があったときは、その内容を市民に周知する。

また、国または県が原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命優先の観点から、当該地域の住民に対し、市独自の判断で避難指示を行うことが出来る。その際には、国または県と緊密な連携を行う。

(2) 避難、一時移転

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づく緊急時モニタリングの結果に応じて、地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。

国または県から避難または一時移転等の緊急事態応急対策の指示を受けたときは、避難対象地域や判断時期等の確認を行い、避難対象区域の市民に対して、避難または一時移転を指示する。

また、県と連携して、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報（飼い主による家庭動物との同行避難等

を含む）の提供に努める。

なお、避難または一時移転の実施に際し、必要に応じて、災害時応援協定を締結している自治体に対し協力を要請する。

3 安定ヨウ素剤の服用

【担当班】危機管理班、広報戦略班、健康推進班、病院事務局班

(1) 安定ヨウ素剤服用の決定

緊急時における市民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、国（原子力規制委員会）が服用方針を決定する。

放射性ヨウ素による健康被害の発生が予想され、国（原子力規制委員会）が服用を決定したときは、国または県の指示に基づき、医療機関等と連携して、市民に対する安定ヨウ素剤の予防服用措置を実施する。

(2) 安定ヨウ素剤服用決定の周知

安定ヨウ素剤服用が決定されたときは、市民に対して、広報車、災害時緊急通報システム、彦根市ホームページ、FM ひこね、放送事業者、彦根市メール配信システム、彦根市災害用 X、Lアラート等により周知徹底を図る。

周知に当たっては、次の事項を市民に徹底し、心理的動揺、混乱の発生を防止する。

ア 安定ヨウ素剤服用の決定およびその理由

イ 安定ヨウ素剤の配布・服用方法、服用対象者、服用回数および服用量

ウ 安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

(3) 安定ヨウ素剤の配布および服用

県から安定ヨウ素剤配布について要請があったときは、県と連携し、彦根市立病院が医師の指揮監督の下、配布するとともに服用を指示する、なお、市単独での配布および服用が困難なときは、県地方本部を通じて県本部と協議の上、配布服用方法等を決定する。

なお、安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項を資料編（P7-3-4～7 参照）に示す。

4 原子力災害に関する相談対応等

【担当班】危機管理班、人事班、まちづくり推進班、生活環境班、ライフサービス班、農林水産班、地域経済振興班、観光交流班、上水道工務班

(1) 相談窓口の設置

原子力災害に関する応急対策実施区域に市が含まれるときは、県および関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

(2) 安否情報の提供

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(3) 風評被害対策

国、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するため、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。

5 飲食物の摂取制限等

【担当班】広報戦略班、農林水産班、健康推進班、上下水道総務班、上水道工務班

原子力災害対策指針に基づくO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言、指示に基づき次の措置を実施する。また、市民に対して、広報車、災害時緊急通報システム、彦根市ホームページ、FMひこね、放送事業者、彦根市メール配信システム、彦根市災害用X、Lアラート等により周知徹底を図る。

(1) 飲料水に対する措置

汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止の措置を講ずる。

(2) 食物に対する措置

汚染食物の摂取を制限し、または禁止する措置を講ずる。

(3) 農林畜水産物に対する措置

汚染地区の市民、農林畜水産物の生産者、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取または漁獲禁止、出荷制限等必要な措置を講ずる。

6 原子力災害医療

【担当班】健康推進班、病院事務局班

県が緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療を実施するときは、必要に応じて、協力する。

なお、被ばく者の放射線障害専門病院等への移送が必要なときは、県に要請するとともに、県を通じて消防庁に対し移送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。

7 業務継続に係る措置

【担当班】全ての班

(1) 避難先への退避

市庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれるときは、県等と連携し、指定された退避先へ退避するとともに、その旨を市民等へ周知する。なお、退避および避難に当たっては、市民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。

(2) 業務の継続

災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

(3) 県による業務継続のための支援

応急対策実施区域を含む市域の一部が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ市庁舎等が当該地域に含まれるときは、県の支援を受け、当該指示を受けていない地域内の適

切な施設において必要な業務を継続する。

参照

- *原子力災害への対応【マニュアル編 P3-3-62 参照】
- *原子力災害防護措置基準表（OIL と防護措置について）【資料編 P7-3-3 参照】
- *安定ヨウ素剤の服用に関する基本事項【資料編 P7-3-4 参照】
- *食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値【資料編 P7-3-8 参照】

して応援要請を行うなど応急対策実施体制を確立して、以下の応急調査、応急措置を実施する。

また、緊急、応急調査を補完しつつ、幹線経路被害箇所の特定（一次調査）、被害箇所の個別調査（二次調査）、排水設備の損傷受付等に関する復旧計画を策定する。

なお、復旧計画策定に際して、上水道等他の占用地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等についてその管理者と相互の連絡調整を図る。

ア 応急調査

(ア) 管路破断箇所および機能低下区域を各種情報と調査により特定する。

(イ) 降雨等を伴う場合、必要があれば雨水排水路の状況確認を行う。

イ 応急措置

(ア) 破断箇所から下流マンホールへ仮設ポンプで応急排水する。

(イ) 雨水排水路の仕切ゲートの操作を県東北部浄化センターへ依頼する。

(ウ) 下水道機能回復のための応急処理を行う。

(エ) 影響範囲区域の市民に対し広報活動を実施する。

(5) 各施設の応急復旧

復旧計画に従い、施設の応急復旧を実施する。

なお、市本部で単独に対応することができない場合には、県地方本部（北部流域下水道事務所）を通じて、速やかに県本部（県下水道課）に応援を要請する。

3 農業集落排水施設の応急対策

【担当班】農林水産班

(1) 被害状況等の調査および情報収集

農業集落排水施設が被害を受けたときは、緊急調査体制を確立して被害の状況を速やかに把握するとともに、以下の目視調査（マンホール、管渠、処理施設）を実施すると同時に、施設の維持管理者による緊急点検および応急対策を行い、緊急調査票（関係機関や住民情報の整理）を作成する。

また、必要に応じて、協定書に基づき彦根市浄化槽業者協議会へ依頼し、マンホールや汚水処理施設からの溢水をバキュームカーで排出処置を行うなどの緊急措置を実施する。

ア マンホール周辺および路面の異常（陥没、隆起、亀裂、噴砂、噴水、蓋破損、設備機能の停止等）の有無を確認

イ 汚水処理施設の異常を調査

ウ 被害状況を計測、写真、メモ等で記録

(2) 被害情報の報告

把握した農業集落排水処理施設の被害状況について整理し、市本部に報告する。

市本部は、部門別被害状況等の被害報告書により県地方本部経由で、県本部に報告する。

(3) 広報

トイレについては、市民生活に必須のものであるので、使用の可否、使用できない期間等について、市民に対して広報し周知を図る。

また、復旧見込み情報については、的確な情報提供に努める。

(4) 応急復旧体制の確立

災害時応援協定に基づき民間業者に協力を求めるとともに、必要と判断した場合、県や応援協

定締結自治体等に対して応援要請を行うなど応急対策実施体制を確立して、以下の応急調査、応急措置を実施する。

また、緊急、応急調査を補完しつつ、被害箇所の特定制（一次調査）、被害箇所の個別調査（二次調査）、排水設備および処理施設等の損傷等に関する復旧計画を策定する。

なお、復旧計画策定に際して、上水道等他の占用地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等についてその管理者と相互の連絡調整を図る。

ア 応急調査

(ア) 汚水処理施設等の機能低下、停止がないか調査により確認する。

(イ) 管路破断箇所および機能低下区域を各種情報と調査により特定する。

イ 応急措置

(ア) 汚水処理施設が機能不全に陥った場合は、維持管理業者へ応急対応を指示し、必要に応じて彦根市事業公社や民間事業者（彦根市浄化槽業者協議会）へ依頼を行い、マンホールや汚水処理施設からの溢水をバキュームカーで排出処置を行うなどの緊急措置を実施する。

(イ) 破断箇所から下流マンホールへ仮設ポンプで応急排水する。

(ウ) 管路機能回復のための応急処理を行う。

(エ) 影響範囲区域の市民に対し広報活動を実施する。

(5) 各施設の応急復旧

復旧計画に従い、施設の応急復旧を実施する。

なお、市で単独に対応することができない場合には、市本部を通じて、速やかに県本部に応援を要請する。

4 彦根市防災会議ライフライン部会の開催

【担当班】危機管理班

災害が発生したときは、ライフライン機能の応急復旧体制の確立および相互応援体制等連携の強化を目的として部会を緊急に開催し、各ライフライン事業者間相互の被害・復旧情報の報告・共有化を図るとともに、応急復旧計画および工事スケジュール等の総合調整を行う。

(1) 部会の構成

部会の構成メンバーは、次のとおりである。

ア 西日本電信電話（株）設備部長

イ 関西電力送配電（株）彦根配電営業所長

ウ 大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部長

エ 市上下水道部長

オ 消防長

カ 市総務部長

キ 市危機管理監

ク 市産業部長

(2) 部会の開催

災害発生時において、被害状況等を勘案し必要がある場合は、緊急に部会を開催する。その際、部会メンバーの出席が困難な場合は、代理の者が出席する。

(4) 給水の方法

ア 給水基準

発災後の期間	応急給水量（1人1日当たり）
発災後 3 日間	3 リットル
発災後 4 日～10 日	20 リットル
発災後 11 日～21 日	100 リットル
復興期 22 日～	250 リットル

イ 方法

(ア) 拠点による給水

指定避難所、指定緊急避難場所または公園等の指定する場所で給水車、ろ水機等により給水する。

(イ) 運搬搬送による供給

給水車の搬送により給水する。

(ウ) 仮設配管による供給

応急的な配管を仮設し、供給する。

(エ) 応急給水所による給水

給水設備により給水する。

ウ 順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設、避難所等人命救助の観点から緊急性の高い場所を優先する。

2 食糧の調達供給

【担当班】危機管理班、契約監理班、保険年金班、農林水産班、社会福祉班、市社会福祉協議会

(1) 対象者

食糧の供給については、避難所に収容された者、住家が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けたため炊事のできない者、被害を受けて一時的に縁故先などに避難する者など以下の者を対象とする。

ア 避難指示等に基づき避難所に収容された者

イ 住家が被害（全・半焼、全・半壊）を受けたため、炊事の不可能な者

ウ 住家に被害を受けたため、一時的に縁故先等へ避難する者

エ 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者

オ 災害応急対策活動の従事者

カ 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった者

(2) 食糧供給の内容

緊急時には備蓄食糧を配分するとともに、市と災害時の応援協定を締結している業者等に食糧供給要請を行い、主食として米穀、パン等の他、弁当等を購入してこれを配給する。

また、必要に応じて副食や調味料等を支給するとともに、入院患者、乳幼児、高齢者等で特別な食糧を必要とする者についても配慮する。

(3) 食糧の確保

- ア 食糧供給の必要量を把握し、その確保に努める。
- イ 食糧不足が見込まれる場合には、応援協定企業および農業協同組合等に対して支援を要請して確保する。
- ウ 市内での調達が困難な場合あるいは不足する場合には、県、応援協定締結自治体、他市町へ支援を要請し、必要に応じて自衛隊へも要請する。

(4) 食糧供給活動の実施

ア 備蓄食糧の配分

災害の程度、避難者の状況等により、緊急に食糧の配給が必要な場合には、車両の手配を行うとともに、必要な職員を直ちに備蓄倉庫および避難所に派遣する。併せて協定を締結している民間業者、消防団、自主防災組織、自治会、災害ボランティア等に協力を依頼し、備蓄食糧の配送および避難者や被災者へ配給を行う。

なお、備蓄食糧が不足するときには、県、応援協定締結自治体、他市町等に対して支援の要請を行うとともに、政府所有の米穀・乾パン等の調達を併せて要請する。

イ 保管

食糧は、集積・配送拠点である農村環境改善センター、(株)中通または避難所等に保管する。

ウ 輸送

調達した食糧の輸送は、調達先の業者に依頼する。

なお、調達先の業者が輸送困難な場合は、市本部が輸送を行う。

エ 配給の方法

避難所における食糧の配給は、避難所責任者が、自治会等の協力を得て実施する。また、配給に当たっては、乳幼児に適した粉ミルク類（乳アレルギーに対応したものを含む）、高齢者、障害者等に適した食品を優先的に調達して、これを供与する。

なお、数量が確保できないときには、住宅を失う等により、生活必需品に困窮する世帯や要配慮者を優先させる等の措置をとる。

オ 炊き出し

避難が行われたときは炊き出しを実施し、学校給食調理業務委託事業者、彦根市地域婦人団体連絡協議会、彦根市赤十字奉仕団、自主防災組織、自治会および災害ボランティア等に支援協力を依頼し、主として学校給食室で行う。また、災害の状況等に応じて、彦根市学校給食センターおよび調理場を有する保育所、公民館等の公共施設を利用するほか、避難所、救護所等近くの適当な施設を利用する。

なお、炊き出しを行う際には、衛生面について十分に留意する。

3 生活必需品の調達供給

【担当班】契約監理班、危機管理班、社会福祉班、市社会福祉協議会

(1) 対象者

避難所に收容された者および災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

(2) 生活必需品の供給内容

市の備蓄物資を使用するとともに、農業協同組合、生活協同組合、大規模量販店、市内業者、災害応援協定を締結している事業者等に対し生活必需品の供給について協力を要請する。

なお、生活必需品は、以下に掲げるものとし、災害の状況によって必要と認められるものについて確保する。

- ア 寝具
- イ 衣服
- ウ 身回り品
- エ 炊事用具
- オ 日用品
- カ 食器
- キ 光熱材料
- ク 衛生用品（紙オムツ、生理用品等）

(3) 供給および配分

避難所責任者（施設管理者）または自主防災組織、自治会、災害ボランティア等の協力を得て、迅速かつ的確に供給を行う。

4 燃料の調達供給

【担当班】契約監理班、公有財産管理班、危機管理班、広報戦略班

燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、速やかに燃料供給計画を確立し、災害応急対策活動の確保を図る。

(1) 状況の確認と連絡体制の確保

適切な燃料供給計画を実施するため、各地域の給油所の被災状況を速やかに確認するとともに、滋賀県石油商業組合等の石油関係団体などとの連絡体制を確保する。

(2) 対象車両の選定

限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、優先供給すべき車両を選定する。

(3) 燃料の供給

県を通じて、滋賀県石油商業組合に対し、燃料供給の依頼を行う。また、必要に応じて、災害応援協定を締結している事業者（一圓テクノス（株））に対し燃料の供給について協力を要請する。

(4) 広報

給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

参照

- *生活救援【マニュアル編 P3-4-12 参照】
- *彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編 P2-2-1 参照】
- *非常用品備蓄【資料編 P4-3-1 参照】
- *災害時等における応急食糧の緊急引渡し取扱要領（滋賀県）【資料編 P4-4-2 参照】
- *「災害救助法による救助の程度、方法および期間」早見表【資料編 P7-1-71 参照】

第4節 要配慮者支援

【基本方針】

災害が発生し、多数の避難者が発生しているときは、特に災害の影響を受けやすい要配慮者の安全を確保するため、避難所における福祉ニーズ調査を実施し、福祉避難所を設置するなど、要配慮者特有のニーズに対応した生活支援、介護サービスの提供等を実施する。

1 避難所における要配慮者支援

【担当班】高齢福祉推進班、障害福祉班、子育て支援班、幼児班、子ども・若者班、健康推進班

(1) 要配慮者ニーズの把握

避難所が開設されたときは、避難所と連絡調整し、避難所では対応できない要配慮者のニーズ（例：介護職員、手話通訳者等の応援派遣、マット・畳等の物資・備品の提供）を把握する。

また、必要に応じて、事前に把握している有資格者や専門家等の情報、事前協定締結団体・事業者および他の市町村への職員派遣の要請により、有資格者等を確保し、避難所に避難した要配慮者の相談体制を確立する。

(2) 要配慮者への情報伝達

避難所における情報伝達については、要配慮者に適した情報手段を準備し、情報漏れのないように万全を期す。

(3) ニーズへの対応

要配慮者のニーズに応じて、人材、福祉用具、物資等の確保に努め、避難生活を支援する。

また、避難所における、要配慮者のニーズに照らし合わせて、福祉避難室、福祉避難所、緊急入所施設、医療機関へ避難する者のスクリーニングを実施するほか、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、必要な移送を実施する。

2 福祉避難所等の開設

【担当班】社会福祉班

(1) 福祉避難所等の開設

避難所での避難生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者など避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人）に対しては、指定避難所である市内17小学校の特別教室や空き教室に設置指定する「福祉避難室」または障害者福祉センター等の公共施設等の利用に加え、民間の社会福祉施設などに設置指定する「福祉避難所」を開設し、受入れる。

なお、福祉避難室は、家族等の介助により避難生活が可能なレベルの要配慮者を対象とし、福祉避難所は、家族の介助を中心に、避難所スタッフによる補助的な介助により避難生活が可能なレベルの要配慮者を対象とする。

このため、福祉避難室にあつては、市指定避難所を対象に設置指定の可否を検討するとともに、福祉避難所にあつては、公共、民間等の社会福祉施設などを対象に設置指定の可否を調査し、施設管理者と協議による事前指定や協定の締結などにより「福祉避難室」および「福祉避難所」の開設を図っていく。

によるそ族、昆虫駆除の実施の指示を受けて実施する。

なお、実施要領は、感染症予防法施行規則第15条の規定による。

(7) 生活用水の供給

災害救助活動の一環として飲料水の確保に努めるが、被災地域において感染症予防法第31条第2項の規定による生活用水の供給を行う。

なお、実施方法は、第4章第3節「給水」に定めるところによる。

(8) 患者等の入院

被災地区において感染症患者または保菌者が発生した場合は、感染症予防法に基づき、感染症の類型に応じて保健所と連携しながら適切に対応する。

(9) 臨時予防接種

災害の状況、感染症の流行状況に応じ、定期予防接種の繰上げ実施または臨時予防接種を行う必要があると認められる場合は、彦根保健所と協議し、指示を受けて実施する。

(10) 報告、記録、整備

防疫を必要とする災害が発生したときは、災害防疫活動実施状況を、毎日電話および文書により彦根保健所を通じて県本部へ報告する。

なお、整備保管を要する記録は、次のとおりとする。

- ア 災害状況報告書
- イ 防疫活動実施状況報告書
- ウ 災害防疫経費所要額調および関係書類
- エ 清潔方法および消毒方法に関する書類
- オ そ族、昆虫等の駆除に関する書類
- カ 家庭用水の供給に関する書類
- キ 患者台帳
- ク 防疫作業日誌

参照

*保健衛生および防疫【マニュアル編 P3-4-27 参照】

*感染症指定医療関係（滋賀県）【資料編 P5-2-2 参照】

*災害状況報告書（様式1号）【資料編 P7-1-122 参照】

*防疫活動実施状況報告書（様式2号）【資料編 P7-1-123 参照】

第6節 環境対策

【基本方針】

災害が発生し、大量にごみやがれきが発生または発生することが予想されるときは、彦根市清掃センター等の処理施設の被害状況や復旧見込みを把握するほか、必要に応じて、仮置場や一時保管場所の設置等について検討し、処理体制を確立する。

また、上・下水道、電力等のライフラインに被害が生じているときや多数の避難者が発生しているときは、仮設トイレを速やかに確保するとともに、し尿処理の収集体制を確立する。

1 一般廃棄物処理

【担当班】生活環境班、清掃センター班

(1) 被害情報の収集・伝達

災害による被害が発生した場合、ライフラインや廃棄物処理施設の被害状況、有害廃棄物の状況等の被災状況、収集運搬体制に関する情報等の必要情報の収集を行う。収集した情報は、市本部に報告するとともに、県地方本部を通じて、迅速に県本部に伝達する。

(2) 一次保管場所の確保

災害時に備えて平時から指定された、環境保全に支障のない大規模休閑地を一次保管場所として確保し、災害廃棄物を暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。この際、廃棄物はできる限り分別して積み置きすることとする。

(3) 一般廃棄物（災害廃棄物処理を除く）の処理

被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇用、または応援職員等による体制を確立し、その処理にあたる。特に、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

ア 清掃チームの編成

ごみの収集、運搬は、おおむね次の基準により清掃チームを編成し、実施する。

- (ア) 搬車 1台（運転手付き）
- (イ) 業員 1～2人
- (ウ) 要器具 スコップ、ホーク、トビロ、ほうき

イ 収集の方法

(ア) 収集車両

市保有の車両および必要に応じて業者の車両を調達して収集車両を確保する。

(イ) 収集範囲

被災地区、被災していない地区、避難所から出たごみの収集を行う。

(ウ) 収集順位

腐敗性の高い生ごみ（食物の残廃物）、浸水地域および避難所等の重要性の高い施設を優先的かつ速やかに収集する。

(エ) 集積所

ごみ集積所は既設の場所を用いるが、使用または集積所への交通が不可能な場合は、他の場所に臨時集積所を選定や戸別収集を検討する。

義援金を受付けた場合には、各機関は義援金についてその都度県が結成した協議会等へ引継ぎを行い、それにより難しい場合には金融機関等へ預け入れる等確実な方法で保管を行う。

また、受付けにあたっては、寄託者に対し受領書を発行し、授受について必要な記録を整備する。

(3) 義援金の配分

被災者の状況等の調査を行い、協議会の方針に準じて、被災者に対し配分を行う。なお、配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障害者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか、災害の状況に応じて、協議会で協議のうえ、決定する。

参照

- *災害義援金品の募集配分【マニュアル編 P3-5-6 参照】
- *義援金品搬出者名簿（様式1号）【資料編 P7-1-79 参照】
- *義援金品引継書（様式2号）【資料編 P7-1-80 参照】
- *義援金品受領書（様式3号）【資料編 P7-1-81 参照】
- *現金出納簿（様式4号）【資料編 P7-1-82 参照】
- *義援金受払簿（様式5号）【資料編 P7-1-83 参照】

第3節 住宅対策

【基本方針】

災害が発生し、多数の住宅被害が発生しているときは、応急仮設住宅の建設・供給、住宅の応急修理および住宅関連の障害物除去等の必要な支援措置を講じ、被災者の生活の安定を図る。

なお、応急仮設住宅の設置および供与にあたっては、高齢者や心身障害者等の要配慮者に対する配慮を行う。

1 住宅関連の障害物除去

【担当班】住宅班

住宅関連の障害物除去は、災害救助法が適用され、県知事から当該救助の委任を受けたとき、次の要領で実施する。

(1) 対象

住宅またはその周辺等の日常生活に欠くことのできない場所に障害物が存在するため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

(2) 実施方法

障害物の除去は、建設業者等の協力を得て、実施する。

ただし、障害物の除去は、原状回復ではなく、応急的な除去に限る。

なお、労力または機械力が不足する場合には、県、関係機関および他市町、災害ボランティアセンター等に対し、協力を要請する。

(3) 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

2 住宅の応急修理

【担当班】住宅班

住宅の応急修理は、災害救助法が適用され、県知事から当該救助の委任を受けたとき、次の要領で実施する。

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象

災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯。

イ 実施方法

住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対し、ブルーシート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。

ウ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象

応急修理対象世帯は、次の条件に適合する世帯の中から民生委員・児童委員その他関係者の意見を聴き、順次修理戸数の範囲内において選定する。

(ア) 住家が半焼または半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯

(イ) 自らの資力では応急修理ができない世帯

イ 実施方法

住宅の応急修理は、建設業者等の協力を得て、実施する。

ただし、修理は、屋根、居室、炊事場、便所等、日常生活上欠くことができない部分の応急的措置に限る。

なお、応急修理を行った世帯については、次の帳簿類を整備保管する。

(ア) 住宅応急修理記録簿

(イ) 住宅応急修理のための契約書

(ウ) 支払証拠書類

ウ 実施期間

災害発生の日から3ヶ月以内とする。

3 応急仮設住宅の設置

【担当班】住宅班、建築班

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用され、県知事から当該救助の委任を受けたとき、次の要領で実施する。

(1) 対象

災害により、住宅が全焼、全壊または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

(2) 実施方法

応急仮設住宅の設置に関するガイドライン（日本赤十字社）に従い、おおむね次のように応急仮設住宅を設置する。

ア 応急仮設住宅の必要戸数の算定

住宅の被害概況や応急仮設住宅に関するニーズ等を把握し、必要戸数を算定する。

イ 応急仮設住宅の供給可能戸数の算定

一時提供住宅として利用可能な住宅や応急仮設住宅の建設可能用地、建設資機材・労力等を把握する。また、その他の方法による応急仮設住宅の確保可能状況の把握し、供給可能戸数を算定する。

ウ 応急仮設住宅の供給戸数の決定および供給計画の策定

応急仮設住宅の供給戸数を決定し、応急仮設住宅の供給計画を策定したうえで、応急仮設住宅の仕様および配置計画を作成・決定する。

エ 一時提供住宅の供給

県に協力要請し、公共賃貸住宅の空家を一時提供住宅として措置するとともに、民間賃貸住宅の借り上げなどを行う。

オ 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅の建設用地を確保し、応急仮設住宅の建設資機材・労力を確保する。また、応

急仮設住宅の建設、維持管理を行う。

カ 入居者の募集、選定、入居手続き

入居者を募集し、選定したのちに入居手続き、引渡しを行う。

キ 入居者名簿の作成・管理、入居者の生活支援

入居者名簿を作成・管理するとともに、入居者の生活支援を行う。

ク 応急仮設住宅から恒久住宅への移行支援

恒久住宅への移行のための情報提供・相談、指導等を行う。

ケ 応急仮設住宅の利用の長期化に対する措置

応急仮設住宅の利用が長期化する可能性があるときは、供与期間の延長など必要な措置を講じる。

コ 応急仮設住宅の解消、撤去・再利用

応急仮設住宅の解消にあたっては、環境対策として、できるかぎり再利用に努めるとともに、再利用が不可能な廃材については適正に処分する。

(3) 実施期間

災害発生の日から20日以内に着工し、その供与の期間は、完成の日から2年以内とする。

参照

*住宅関連の障害物除去【マニュアル編 P3-5-8 参照】

*住宅の応急修理【マニュアル編 P3-5-9 参照】

*応急仮設住宅の設置【マニュアル編 P3-5-11 参照】

*協力プレハブメーカー・団体等【資料編 P2-3-2 参照】

*応急仮設住宅設置予定地【資料編 P4-6-11 参照】

*「災害救助法による救助の程度、方法および期間」早見表【資料編 P7-1-71 参照】

第4節 文教関係の応急対策

【基本方針】

災害が発生したときは、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校等（以下「学校等」という。）において、災害発生時の応急対策を通じて、生徒等の生命・身体の安全の確保と教育活動の確保について万全を期する。

また、文化財に被害が生じた場合は、速やかに被害の状況を調査し、県本部に報告するとともに、必要に応じて移動可能な文化財は安全な場所に移し、県本部の指示を求める。

1 園児・児童・生徒の安全確保

【担当班】幼稚園保育所班、幼児班、学校教育班

災害が発生したときは、校・園長と連絡調整し、生徒等および保護者、教職員の安否を確認し、安否情報をとりまとめ、市本部に報告する。

また、必要に応じて、校・園長、PTA、消防団、彦根警察署等と連携して、安否が確認できない園児・児童・生徒（生徒等）を捜索する。

なお、学校等では、公立学校・幼稚園・保育所・認定こども園における応急対策等に従い、園児・児童・生徒（生徒等）の安全を確保する。

2 文教施設等の応急対策

【担当班】幼稚園保育所班、幼児班、教育総務班、生涯学習班、文化振興班、学校教育班、図書館班、彦根城博物館班、スポーツ振興班

所管する学校施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設等の文教施設の施設管理者と連絡調整し、施設や設備の被害状況を速やかに把握し、施設被害情報を取りまとめ、市本部に報告する。

文教施設の施設管理者は、早期に施設の被災状況の把握に努めるとともに、必要に応じて、被災施設の応急修理を速やかに実施する。

3 応急教育対策

【担当班】幼稚園保育所班、教育総務班、学校教育班

(1) 学校施設等の確保

教育部（放課後児童クラブを含む。幼稚園・保育所・認定こども園は子ども未来部）は、学校施設等が災害により被害を受けた場合は、次の方法により校舎等施設の確保に努める。

ア 校舎および園舎（以下「校舎等」という。）の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設を利用し、それでも不足するときには、二部授業等の代替方法による。

イ 校舎等の全部または大部分が利用できない場合

体育館・公民館等の公共施設を利用し、または隣接学校および幼稚園の校舎等を利用する。

ウ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

避難先の最寄りの学校および幼稚園または被災を免れた体育館や公民館等の公共施設を利用する。なお、利用すべき施設がないときは、応急仮校舎等の建設を行う。

エ 市内に適当な施設がない場合は、県本部（教育委員会）に施設のあっせんを要請する。

(2) 教職員の確保

各学校長と連絡調整し、教職員の被災状況を把握するとともに、災害により、教職員に欠員が生じる場合は、県本部（教育委員会）と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努める。

(3) 応急教育の措置

教育部は、次の点に留意して、応急教育の実施に努める。

ア 学用品を損失した生徒等のみの負担とならないよう配慮する。

イ 公民館その他学校以外の施設を利用する場合は、授業の方法、生徒等の健康等に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況を考慮し、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ 授業が不可能になる事態が予想される場合は、勉学の方法、量等をあらかじめ周知徹底する。

オ 授業が長期間にわたり不可能となるときは、学校と生徒等との連絡の方法、子ども会等の組織を整理工夫する。

4 学校給食の応急措置

【担当班】学校教育班

学校給食センターより、給食施設、設備、物資等に被害の報告を受けた場合は、下記の事項に留意して、市本部、県本部（教育部）、彦根保健所等と協議し、給食実施の可否を決定する。

- (1) 災害により被害があった場合、その被害規模により学校給食の実施が可能かどうか速やかに判断し、可能であれば学校給食を実施する。
- (2) 施設、原材料等が被害のため利用・調達できない場合は、速やかに応急復旧措置をし、実施する。
- (3) 学校が避難所として使用されるなどして、給食施設が被災者の炊き出し施設として利用される場合、炊き出し業務を優先するとともに、調理場の衛生管理等を厳格に区別することが可能であるならば、学校給食を実施する。
- (4) 被災地での学校給食については、感染症発生のおそれが多いので、衛生については特に留意する。

5 教科書等の調達および支給等

【担当班】学校教育班

(1) 教科書等の確保

教科書の喪失、毀損の状況を速やかに調査し、県本部（教育部）に報告するとともに教科書取扱店に連絡する。

(2) 学用品の支給

学用品を喪失または毀損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状況にある生徒等の人員、品目等を調査、把握し、この確保に努める。

災害救助法が適用された場合は、知事から救助事務の委任を受け、応急措置を行う。

(3) 就学援助

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった市立学校の生徒等に対する就学援助費の支給について、要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領に従い、必要な措置を講ずる。

(4) 心のケア

被災した生徒等の体と心の健康管理を図るため、彦根子ども家庭相談センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、カウンセリング、電話相談等に努める。

6 文化財の応急対策

【担当班】文化財班

(1) 被害状況調査の実施

文化財管理者から被災状況に係る情報を速やかに収集し、状況に応じた応急対策を指導するとともに、必要に応じて係員を現地に派遣し、被災状況調査を実施する。

(2) 移動可能な文化財の一時保管

移動可能な文化財で被害が著しい場合は、文化財管理者および県と協議しながら一時的に安全な場所へ移動し、保管する。

(3) 被害の報告

文化財の被害状況調査結果を取りまとめの上、県指定の文化財にあっては県本部へ、国指定の文化財にあっては県本部を経由して文化庁へ報告する。

参照

- *園児・児童・生徒の安全確保【マニュアル編 P3-5-13 参照】
- *文教施設等の応急対策【マニュアル編 P3-5-14 参照】
- *応急保育・応急教育対策【マニュアル編 P3-5-16 参照】
- *学校給食の応急措置【マニュアル編 P3-5-18 参照】
- *教科書等の調達および支給等【マニュアル編 P3-5-19 参照】
- *文化財関係の応急対策【マニュアル編 P3-5-20 参照】
- *公立学校・幼稚園・保育所における応急対策【資料編 P4-6-5 参照】
- *学校別転用可能教室【資料編 P4-6-6 参照】
- *応急教室転用可能施設【資料編 P4-6-7 参照】
- *文化財【資料編 P4-6-8 参照】

